DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2744

(2) Folder title/number: (4)
1013 - 1018

(3) Date: May 1946 - Apr. 1948

(4) Subject:

Classification	Type of record
740	e, t

(5) Item description and comment:

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

File #1014

組合教室

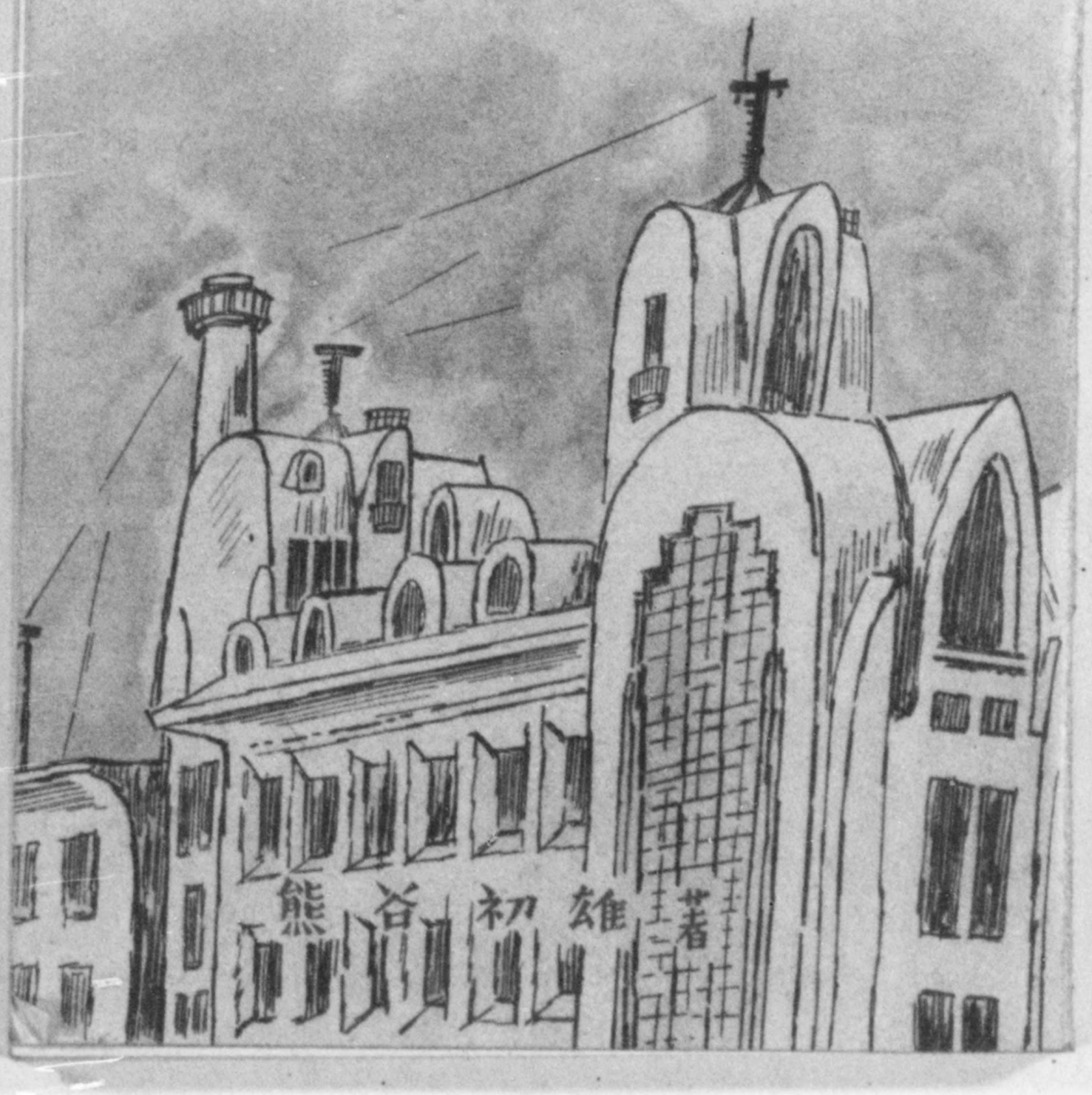

熊谷初雄著

組合教室

熊谷初雄著

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

目次

社會へ……一
入會手續……四
グットスタンデング……八
社會の病氣……一三
組合會議……一六
新しい禮儀作法……二三
ショップ・スチュワード……二六
開會時刻を守ること……三一
コーヒーと政治……三七
選擧……四一
男女差別てつぱい……四六
ユニオン・レーベル……五〇

一日講座……五七
スユチユーワードの便覽……六一
幸福とは……六五
搾取も爭もない世界……六九
世界議會……七三
よい平和……七六
質疑應答競爭會……八一
勞働組合の目的……八六
大會傍聽……八九
附錄
組合字引

裝幀および畫　宮下森

社會へ

小川テイ子は小學校をすうつと首席でとうして來たし、遞信講習所でも成績は人後におちなかつた。女學校へは入りたかつたのだけれども、家が貧乏だつたのですぐ世の中へ出て働かねばならなかつた。官費の學校へはいつた一番大きな理由も少しでも早く働くことであつた。

彼女は一分間に和文八十字歐文六十字の速さで送信と受信ができるように、この學校で訓練され、三日前にそこを卒業したばかりであつた。今日は三人の級友とはじめて學校から配屬を命ぜられたA電信局へ行く約束である。いろいろな空想が次から次へと映畫をみているように現われて、電車を待つ間や電信局の前で友達を待ち合せている間にも、ふつと一人で微笑がこみ上げてくる。九時かつきり、四人揃つて局の門をくぐり、敎わつた通り庶務課へ行つた。すると今後一しよに働くべき先輩の人達が時計の前で何かガチヤンガチヤンたらしている。

「あれなあに？」

友達の一人にテイ子は小さな聲できいてみた。

「あれね、タイムレコーダーつていうのよ、あの人カードをいまいましそうににらめて行うたからきつと九時一分ぐらいに記錄されたのよ、一分でも遲刻は遲刻でしよ。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

「そうお、出勤時間が自動的に記録されるのね。」

庶務課では学校から通知があったのか四人の名前を知つていた。履歴書、身分保證用紙、家庭の事情、希望、趣味などを記載するようになつている考課表などの用紙がめいめいに手渡され、明日までに記入してくるようにいわれた。

その記入方法や局員としてのいろいろの注意などをきいているうちに局長さんが出られたというので、

「だんだんそのうちに様子がわかつてきますよ、では、こちらへ。」

といつて局長室へつれて行かれた。随分立派な部屋だと思つた。庶務課長さんという人が側についていて順々に名前を呼ばれ、局長さんから、

「事務員を命ず月〇〇圓給與」

と書いた辭令をもらつた。

テイ子は胸をドキドキさせて、ていねいにおじぎをし

た。それから「もつともつと技術をみがいて先輩に負けないように一生懸命に努力するように。」という主旨のお話があつて局長室を出た。局長室から出て来ると、さつきお話をしてくれた庶務課の人が所屬課の課長さんや主事だの主任だのといわれる人達のところへつれて行つたのち、組合事務室へ案内してくれた。テイ子は勞働組合というものを何かこわいもののように考えていた。デモだのストライキだのといつた新聞の大きな活字だけが目にちらついて。

「ここが從業員組合事務室です。」といわれたとき、眞正面から自分の方に汽車が物すごい勢で走つてくるような壓迫感を感じた。書記長の山田さんという人がニコニコして「どうぞ」といつて三つの椅子を集めてならべ、案内人の話をきいて「うんうん」とうなずいた。「あんたたちも立派な組合員にならねばならない。」と山田さんが熱のこもつた話しかたでそこまで話していつたとき、テイ子は「どうしても組合にはいらなければなりませんの?…」とうつかりきいてしまつてから悪い質問をしたとハツとした。

「それはね…」山田さんはもつともだというような顏をして、勞働協約というものがあつて、その協約に「甲の從業員は乙の組合員であること」というとりきめがあり、それをクローズド・ショップ（組合字引參照4）の制度ということなどを話したあとで、戸棚から勞働組合法や、勞働協約書（組合字引參照20）やその解說などを書いたパンフレット、「爭議の運び方」その他組合に關する本

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

を出して來て「後で讀んで下さい」といつた。それから「明日は入會金五圓と組合費三圓を忘れないように。」と一番おしまいにつけ加えた。

入會手續

翌日テイ子は早くから出局したが、すぐ仕事につくというわけには行かなつた。受付けられた電報が氣送管を壓搾空氣で送られ、それが區分係のところへ行き、更にベルトコンベーヤーで流れ、コードキヤリヤーにくわえられて目的の送信回線まで運ばれる大體の系統を敎わつたり、自分がどの班にはいつて、どのような輪番勤務をするかとか、出勤、休憩、食事、退局のときどんな手續をとらねばならぬとか、仕事の手順、服務規則、慣習、荷物や私物の置場所などについてきいたり、見學したりして、五階まで登ると息がきれそうになる階段を何回も上り降りして退局となつた。

退局のとき、組合事務室に行くひまがなかつたのを思い出し歸り仕度のまゝ、立寄つた。

「あの、きのう……」

きのう親切に話してくれた山田さんが合點したというような表情でニコニコしながら、

「入會のことですね。」

とテイ子のきり出しをうけてくれた。そして入會申込書と印刷されたカードを出して來て、住所

（カードの文句）

私は本組合の規約第四條の主旨に從つて、私の代表者として行動し、又使用者側と交渉することを××從業員組合に委任いたします。

更に私が從業員として、或いは組合員として希望することを實現するために私の代表者として必要な行動をとることを本組合に委任いたします。

私は本組合の規約、諸種のとりきめ、及び日本の法令や規則を忠實に守り、又本組合の秩序に從い、自己の職務に精勵すると共に、本組合の名譽をきずつけることのないよう常に自己の行動を規正することを誓ひます。

一九四七年　月　日

署　名　㊞

氏名、年れい、所屬部課、月給などをきいて、それに書き込んでくれた。それからそのカードの裏面に印刷された文句を讀んで署名し、入會金と組合費をカードと共に出した。山田さんはカードをミシンのはいつたところから切つて、小さい方を領收證としてかえした。

それから又、別にパス入れにはいる位のカードへ氏名、年れいなどを書き入れ、更に一月と文字のはいつたところに認印を押しながら「これはいつでも持つて歩いて下さい。」と言つて渡した。それは「組合員の證」であつた。

後になつて、きいたのだが、組合費三圓のうち一圓が本部へ、五十錢が地區協議會へ、一圓五十錢が支部費になるのだという。又、アメリカの勞働組合では、認印を押す代りにその個所

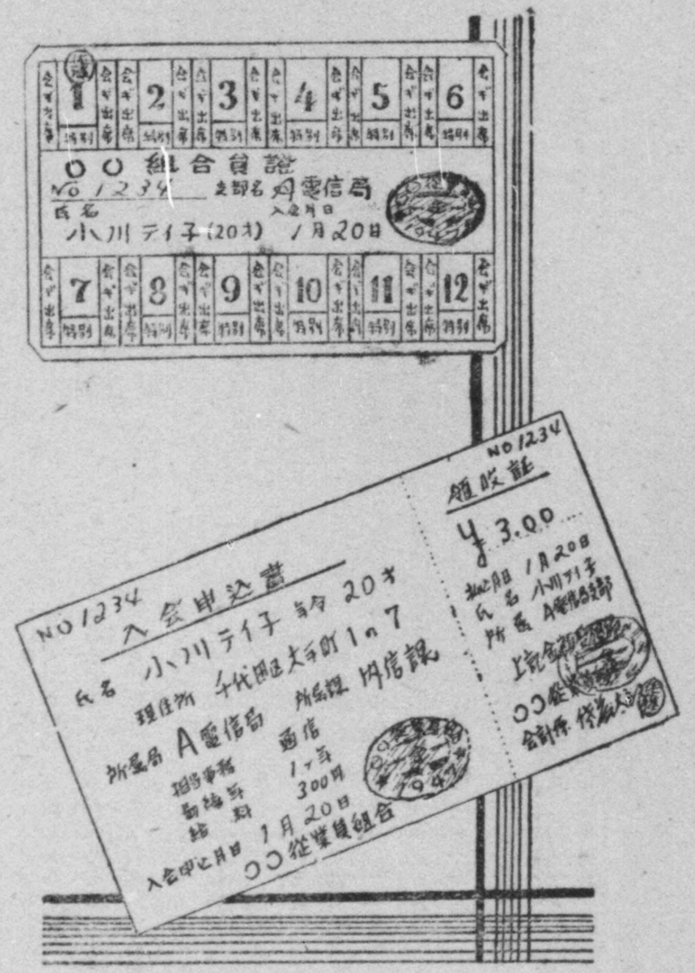

— 6 —

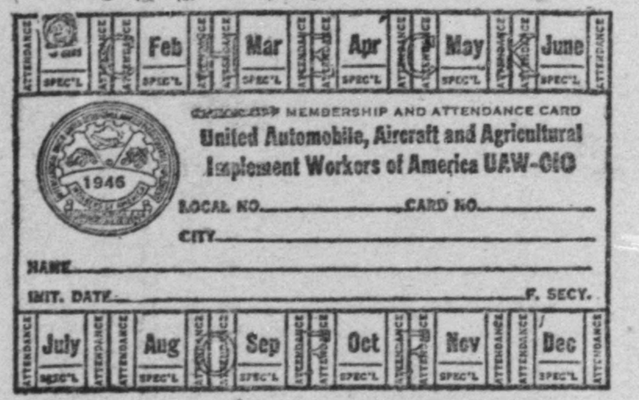

に本部で發行する切手を貼つて、市電の切符にパンチを入れるように、切手のところにパンチを入れるとのことである。本部ではその切手と交換に組合費を受取るというしくみである。なかなかアメリカらしい合理さであると思つた。そう言えば、この前、兄とその友人がこんな話をしているのを聞いたことがある。

「日本で一番大きい製紙會社で、その製品の入庫、出庫、受渡しなどの仕事を××組といつた請負人にやらせているが、あの重い新聞の巻取紙を毎日々々何百本も出し入れするのに、甚だ力の入る能率の悪い方法で、舊態依然としてやつている。何故大會社の資本にものを言わせて、例えば斜面を利用してトラックの積込をやれるような設備をしないのか、何故わざわざ××組などゝいう中間搾取を認めて仕事をやらすのかというんだがね。」

「そいつあね、結局、そのような仕事をその會社で直接や

— 7 —

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

るより請負制度にした方が儲かるんですね。日本では、どこでもそうだが、監督者がいなくても、仕事が水の流れるようにひとりでに進むようなしくみになつていない。すなわちアメリカのように合理的な「流れ作業方式」が出来ていない。結局小範圍のグループ毎に監督者を置いて、しよつちゆう、尻をひつぱたくようにしていないと、サボつたり、ゴマ化したりして、すぐ奴れい根性を出すということになるんじやないかね。そういうところを根本的に改革して行かないと、日本の勞働者はいつまでたつても待遇が悪いし、結局近代的生産機構の確立も出來ないんだと思うね。」

グツトスタンデング

「小川さん」

テイ子が局の門を出ようとすると彼女と一しよにこの局にはいつた木下ゆり子が後から馳けて來た。

「きようは少しぼうツとしちやつた。」

「わたしも、……今組合で入會の手續してきたの。」

「わたし、お金がないと言つたら、組合費は一カ月の猶豫があるから後でいゝつて、でも入會金はなるべく早くつて言つたわ、猶豫期間が過ぎるとバツト・スタンデングだつて。」

「バツト・スタンデングつてどういう意味?」

「不まじめとか、不忠實とかいう意味だつて、バツト・スタンデングは組合會議に出席することも許されないし、役員に選擧されることは勿論、投票することも許されないことになつているんだつて。」

「すべからく、組合員はグツト・スタンデングでなければならないつてわけね。」

二人は省線のホームのものすごい人込みの中でさよならをした。

翌日もテイ子は早めに出局した。まだ全體的にはその局がどう動いているのか、はつきりわからなかつたが、きようから實際にやることになつている自分の分擔の範圍だけなら、十分やれそうな氣がした。自分の分擔は一日十五六通から二、三十通の發著電報しか扱わない特定局が、四五局珠數つなぎになつている回線で、自分の局が符號で呼出をうけると應答して受信し、ベルトで流れて來たものを送信することであつた。三期前に同じ講習所を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

出たという中村太一という人と組で、このような回線三つを受持つことになつたのである。

「……よろしく。」

自己紹介と先輩への敬意を含めて、テイ子がおじぎをすると、彼はまごついたような表情を身體一ぱいにあらわして、口の中で何か言いながら挨拶を返した。

ゆうべの宿直者との交代は十秒ですんだ。

「未送信、これだけ、あと頼むよ。」

長時間の勤務から解放された宿直者はもう一分間も御めんとばかり、更衣室へ急いで行つた。

折からサウンダーがテカテカと鳴り出した。符號が續いていて何處を呼でいるのかわからなかつた。未送信原書を手にとつて、迷つているテイ子に中村君が「AWと呼んでるんですよ。」と言つた。そう思つてきけば、そのようにも聞えるが、EYかPTのようにも聞える。「ERE・AW」テイ子は學校で習つた通り正確に應答した。EREはHERESなわち、こちらはの電信用語である。「G(送信あれ)」と叩くと餘り速くはないのだが、とても聞きにくい符號で送信して來た。四回ばかりきゝかえしてしまつた。その上本文を念入りに反ぶくして?ときゝかえした。對手は「ES(YES)」とおこつたように叩くと、こちらが受信證を出すがはやいか、二通めを前よりいじ悪く送つて來た。テイ子はまた念入りに本文を反ぶくした。それで受信は終つた。こんどはこちらからの

送信だ。テイ子はトラ(自動送信機)のように正確な符號で送信した。對手は一回もきゝかえさずに受信證を反射してよこした。何んだか物足りないような、もつと確めたいような氣がした。サウンダーは沈默した。中村君が、微笑を浮べて後に立つていた。

「仲々…」

どういう意味かわからなかつたが、

「とてもノー・スペースにきこえるんですもの。」

と言いわけすると、

「そのうち慣れますよ、あれが現業字號というんです。」

と學校と社會のちがいを教えてくれた。

十時頃からとても忙しくなつた。二人は一言の會話を交す暇もないようにキイを叩き、タイプライターを打つた。晝食時間三十分を二人で交替にとることになつているのだが、テイ子はあの忙しいのに一人でやらせているのが氣にかかつて二十分位で機械盤に戻つた。

「まだ十分ありますよ、遊んでらつしやい。餘りまじめにやると病氣になりますよ。」

中村はこのピチピチした小娘が今にピチピチしなくなるのをほんとに心配しているらしかつた。

二時頃やゝ餘ゆうが出て來た。テイ子がC局に電報を送り終えたとき、サウンダーはすぐTKS

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

（サンクス）を出さないで、
「アナタハシンマイデスネ」
と言つて來た。
「ES、ヨロシク」
「アナタハオンナデスネ」
「ES」
「ヨクワカリマスヨ、クタキカクデ、ボク・キタノ・アナタヘ」
鉛筆で書きとらないとまだわからなかつた。一年もたつと、サウンダーのテカ〳〵が符號でなく普通の言葉でしやべるように聞えるそうだけれど、
「ワタシ・オガワ」
テイ子はこんな機上雜談をしているのがこわくなつて來た。ふりむいてみたら、幸い誰も居なかつた。雜談は固く禁じられているのである。
「イソガシイカラ・TKS」
機械にかゝつているときはそうも感じなかつたが、歸りのカードを押したとき、かなりの疲勞感を覺えた。

社會の病氣

通勤證明書を庶務でもらつて、驛へ行つて、それに封鎖支拂の證印をおしてもらつて、その上に金融通帳をもつて郵便局へ行つて、貯金をおろしてもらつて、また驛へ行つてようやく定期券を手に入れたのは三日目だつた。
「いやになつちやうな。」
そうつぶやいただけで忘れてしもうにはテイ子は餘りにも「どうして」と考えるくせがついていた。だがその「どうして」がなかなか解けなかつた。電車がこみ合うことは知つているが、それにしても勤先と驛と、郵便局と町會と五重にも證明されないと電車に乘れないなんて。
定期券を手に入れた翌日、テイ子はだいぶ親しくなつて來た中村に、そのバカバカしい手續について話してみた。中村はポツリポツリと口重く、
「今は社會が病氣になつているんですよ。ちようど病人が熱のために非常に苦しめられる上に、杖をついたり、ホウタイをしたりして、健康な人には全く不必要な、よけいな仕事をしなければならぬようなものです。だから、ほんとうに社會が健康になると證明書だの定期券だの、貯金だのいらなくなるばかりでなく、今の人間がとても便利だと思つているお金さえ、不必要になるだろう。病

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

氣がなおらぬうちホウタイをとることはむづかしいが、もつとうまくホウタイすることはできるかもしれない。もう既に人間はめんどうくさい、紙きれなどいらない、健康な社會をつくる能力をもつているんだが……どう？それを僕がはなしたんじや話もへただし、ながくなるから、本を讀んでみたい？」

と語つた。

お金がいらない世の中、みつばちの世界のような……テイ子は夢のように樂しくなつて、ぜひ借りて讀みたいと思つた。

かえりしなに借りた本は「社會と經濟のはなし」であつた。もと〳〵テイ子は讀書が好きであつた。わけても好んだ本はシートンの「動物記」とかファーブルの「昆虫記」といつたものや、キューリー夫人、ボクペンの「百萬人の數學」トムソンの『科學大系』など、自然科學的なものが多かつた。そんなわけで、今、社會とか經濟とか、ちよつととつきにくいような表題をみても、おじけつくようなことはなかつた。もう立春という本を手さげに收めて、外へ出ると、冷い風がオーバーをとおしてはだにしみる。もう立春というのに。

『夕刊を買つた。『立春に卵が立つ』と大きな活字でトピックを報じている。新聞はいかにも神

秘的だという風に書きたてゝいる。

テイ子は關心を以つて讀んだけれども、讀み終つてオカシイと思つた。また「どうして」のくせが頭を占領したのだ。

翌日の朝刊は「ニューヨークでも立つた。」とトピックに輪をかけていた。その次の日の朝刊は、「東京でも立つた。」と更に輪をかけ、そして「あやしくなつた立春說。」とその解說まで添えていた。曰く「寒いと黄味の密度がこくなつて重心が下るから立つので、何も立春のその時間だけ立つのではない。」と。

重慶で立つた、東京でも立つた、その翌日も立つた、こうテイ子が整理すると、

「世の中の人はそゝかし過ぎるようだ。何處でも何時でも。」

そんな結論をこしらえながら、朝刊をまだ床にはいついる父のところへ持つて行き、それから鷄

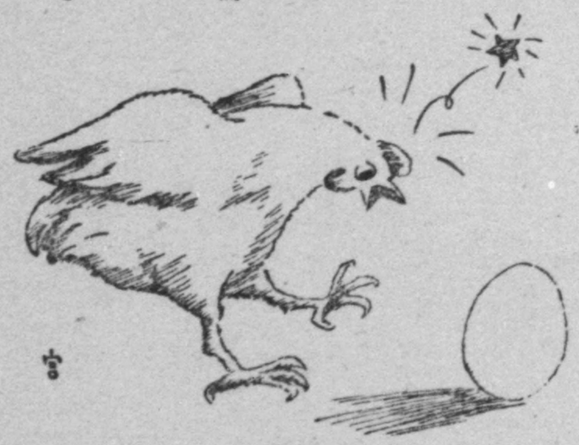

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

舍へエサをもつて行つた。二羽いるのだが、この鶏は卵を生んでもたきもせず平氣でいるのが常である。鶏はテイ子の姿をみると、シャガンでいた方の一羽も羽をひろげてかんげいの意を表した。のそくと今一個生んだばかりだつた。エサをあとまわしにして、卵を手にとると、あたゝかい。さつそく平らな食卓の上に立ててみた。豫想通り簡單に立つた。あたゝかいうみたてのが、

「何處でも、何時でも、夏でも。」

その日テイ子が中村と局であつたとき、彼女のけさの實驗について話した。

「すばらしい訓練だ。日本の今の若い人達にはまれな考え方だと思う。民主主義はそのような態度の上にのみうまくゆく。代議士も、官僚も、商人も、資本家も、勞働組合も、學者までも、結論を先にきめて、都合のいい理くつをこしらえすぎる……」

中村はポツリ〳〵と哲學者のような口調で言つた。

組合會議

「今日もまた……」

局の門をくぐり、タイム・カードを押したが最後、夕方の「ヒケ」になるまでは、聽覺をマヒさせるようなあの騷音と、終りなき（エンドレス）電報の流れに、精神と肉體はすつかりもみくちやになるのだけれど、不思議な昂奮がテイ子を躍りたてるのか、彼女は出勤はいやではなかつた。そ

れでもこのごろの寒さと殺人的な乘り物にはつい出勤がにぶり、最初の早めの出勤はだんだんぎりぎりの出勤になつて來た。

時計が氣にかゝつて、やゝ急ぎ足。局と組合の掲示板をチラとにらむ。局のは相變らず。組合の方には「×日、十二時より（B班）十六時十分より（A班）、定時總會開催、全員もれなく出席のこと……」と書いてあつた。

「今日は×日、一カ月に一度の組合會議、今日あるんだわ。」

そんな風にひとり合點しながら、彼女はもうなれきつた出動の手續——カード、更衣、エンピツちよつと手洗で鏡——を濟ました。

おべんとうのとき、親しいものが一しよにあつまつるものだ。彼女の場合はまだ知つているといつたていどだが、そのグループのテーブルをみつけて割り込ましてもらつた。

「靑年部からダンス講習會開催の動議を出すんですつて。」

「何んだかテレるわね。」

「わたしは賛成だわ。」

「誰が教えるのかしら。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

「それや、どつこかの先生を頼んでくるんじやないの？　スロー、スロー、クイツク、そんな手ほどきをきつと一週間位つづけるんじやない？」

「外人の先生でも頼むかしら？。」

「だといいつていうの？」

グループはほがらかな笑聲までまじえて今日の總會の話をしているのであつた。

「小川さんははじめてね。」

「えゝ會議なんて、はじめてだわ。」

「あなたは會議というものをかたくるしく考えているかもしれないわ。クラス會とか、同窓會とか、井戸端會議とか、隣組常會とか、今こうやつて話し合つていることも、會議といえば、いえないこともないわ。たゞ大ぜいの人が集るとこんな無駄話はできないけれど、一つの共通の問題について、みんな話し合つて結論を見出す……」

一人がおべんとうをそつちのけにして雄辯にやり出した。一人がやかんの水を湯のみについで雄辯家にさし出すと、他の人達はクスクス笑つた。雄辯家は一口のむと急に思い出したという風にべんとうにはしを入れた。

「今日は總會が二回あるんでしよ、A班、B班というのはなんですの。」

テイ子がまじめな質問をはじめると、また雄辯家が答えた。

「A班は日勤組で、B班はそれ以外の組よ、ここは二十四時間休みなしでしよう。それで一度に全員出席ができないので、二回に分けてやることになつているの、きようの宿直の人は一時間早めに出てくるし、宿あけの人はできるだけ出なおしてくることになつているのよ。」

テイ子は十六時十分からこのグループと一かたまりになつて出席することを約して通信室へ引あげた。

午後四時五分、テイ子はべんとうのグループに案内されて講堂に行つた。

入口に受付があつて、そこで「組合員證」を提示させて、その「會議出席」と書いてあるところに小さな判コをおしてくれた。會費未納で「後ですぐ事務室の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

方へ納めるように」と注意を受けている人もいた。受付のわきに「組合會議出席は組合員の權利であると同時に義務である」と書いたポスターがピンで止めてあつた。

席は三分の二以上も空いていた。

「ご順に前の方へお詰めを願います。」

書記長の山田さんともう一人が會場を整理していた。

四時十分、まだ揃わなかつた。うしろの方はまださわめいていた。

十五分、まだ後から後からとやつて來る。

二十分、まだ續く。

支部長の白石さんはさつきから何回も何回も腕時計をにらめていたが、もうがまんがならねという風に立つて、議長席についた。

書記席には既に二人が書類をもつて控えていた。

「只今より——組合A電話局支部の定時總會を開さいいたします。最初に書記長に出席者の御報告を願います。」

議長が大きな聲で開會を宣した。

さわめきが止んだ。

「規約に從いまして、私が議長をつとめさしていただきます。

います。」

書記長が起つて言つた。

「A班總員××名。うち出席××名、缺席××名。」

「只今の報告により定數に達したものと認めます。本總會の成立を宣言致します。次に本日の會議の順序はこゝに揭示致しましたこの議程表に從つて進めたいと思います。異議ありませんか。」

議長の聲は落ちついて、はつきりとうしろまでとおる聲であつた。

「異議なし。」

全員の聲が和した。テイ子はだまつていた。

「では簡單に前回の議事錄の朗讀を願います。」

山田さんが起つて議事錄を讀み上げた。

「只今讀み上げました通りでよろしうございますか。」

議長は何んでもいちいちみんなの承認を求めて行く。

「異議なし。」

又全員の聲が和した。

「議事錄は承認されました。つづいて、この前の會議以後、今日までの經過報告をいたします。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

議長が副支部長の秋田さんと交替して支部長として、極めて簡潔で要領のいい経過報告をした。

秋田議長が

「どふしんの點はありませんか。」

と言つて質問をうながした。誰も發言しなかつた。誰もつきらぬことを質問して道草を食うのが惜しいというような顏色だつた。

「御質問がなければ經過報告は承認されたものと認めます。」

と言つて秋田さんは白石さんに席をゆずつた。

「再び議長を續けます。次に新しく組合に加入を申込まれました方々のお名前を御紹介致します。△△さん××さん……以上であります。加入は異議ないものと認めてよろしうございましようか。」

これは勿論異議がなかつた。

「では今の方、前へ願います。」

テイ子も他の人たちと一しよにならんで「よろしく」と言つた。

續いて會計報告が行われた。

會計部長が起つて報告書を讀み上げた。報告書は收支の各内譯を詳細に述べていた。

各組合員から納められた總額のうち頭割金（組合字引參照43）として本部へいくら、地區協議會へいくら、その殘りのうち規約によつてストライキ基金（組合字引參照52）、教育資金、厚生資金が各別勘定として積立てられた額がいくら、更にその殘りがどのように使用されたか、各費目別に、述べられ、殘額繰越いくらと使用殘りの金額が示されていた。

新らしい禮儀作法

續いて教育部長と厚生部長が起つて教育資金と厚生資金がどのように使用されたか、各々の特別會計について報告した。

又特に一定金額以上の勘定書は一々說明された。

「たゞ今の會計報告について質問はありませんか。」

議長が言つた。

「議長！」

うしろの方で大きな聲がさけんだ。テイ子は聲の方をふりむいてみた。聲の主は右手をこぶしにして差上げていた。

「高橋さん、どうぞ。」

議長が指名した

「厚生部の活動は相當活ぱつに認められますが、たゞ今の報告によりますと、教育會計に大分資金の蓄積があるようにみとめられます。規約において特に教育と厚生のために委任制限（組合守引參照41）を規定している所以はそれらの活動が財政に制約されず、充分に行われるためで、資金を蓄積しておくためのものではない。われわれの規約は教育活動を重要視していることを銘記願いたい。」

教育部長は議長の指名を待つて發言の主旨を卒直にみとめると共に、教育計畫の一端をひれきして今後の積極的活動を誓つた。

簡單な質疑がつゞいて二、三行われた。質問はすべて議長にむかつて爲された。議長はその都度それに答えるかどうかをたずねた。答辯に起つた役員も、すべて議長に對して言つた。決して議長をヌキにして質疑應答することがなかつた。

テイ子は質疑の禮儀作法とでもいうものを敎わつたように感じた。

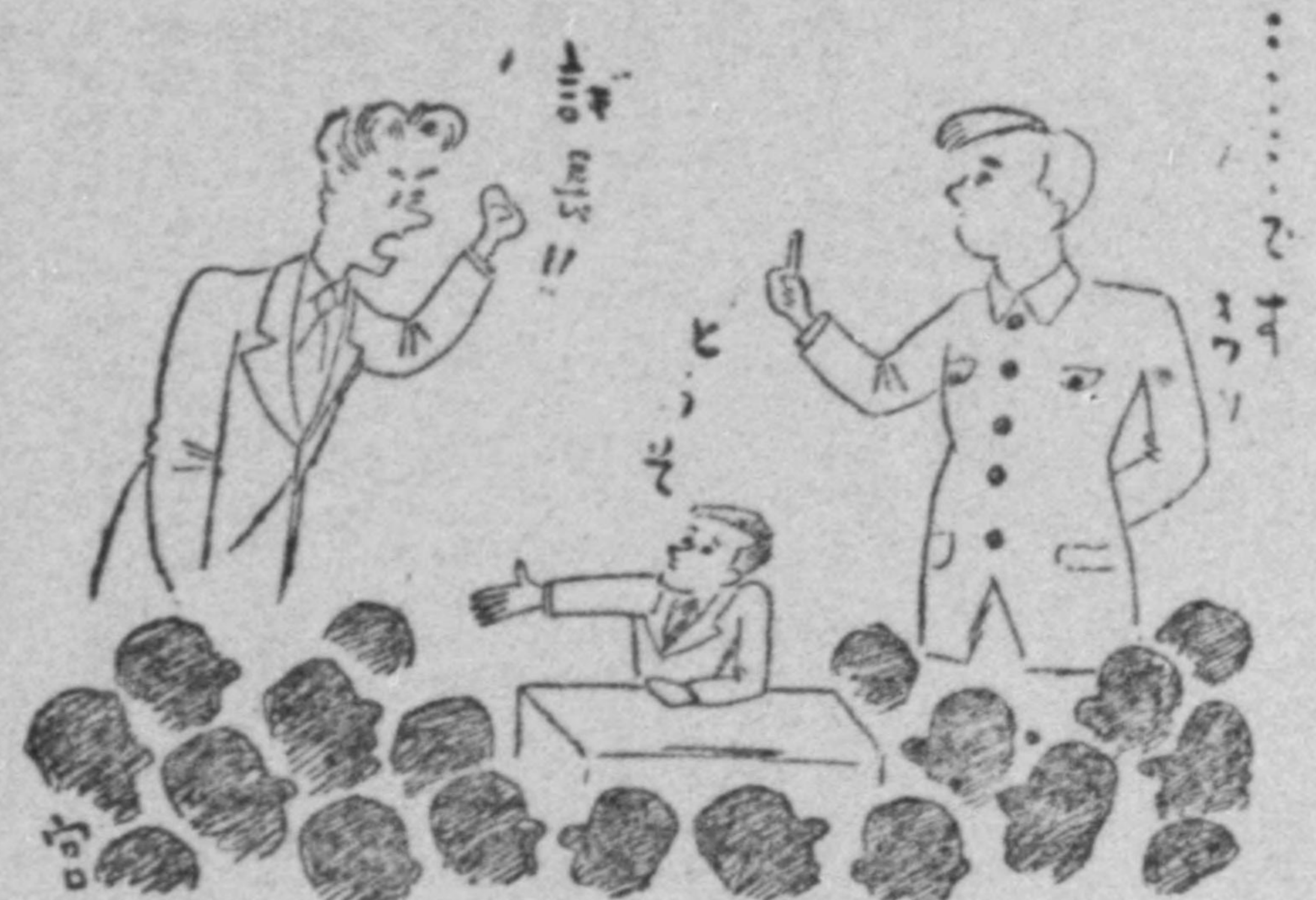

「それでは會計報告は承認とみとめ、綴込んでよろしうございますか、……では次に……」

議長はまた誰でも當然だと思われる承認をみんなにたゞした。

續いて他の役員の報告と、委員會報告が爲された。議長はその度毎に「宜しうございますか」を反ぷくした。

何ごとでもひとり合點やひとりよがりをしない。自分の意思をおしつけない。何んでもみんなの意見に從つて行く。これも議長の禮儀作法、民主主義の禮儀作法なんだろう、それにしてもくどいようだ。テイ子はまだ組合の活動について殆んど知らないためか、あるいは分類してみたり、法則を考えてみたりする科學者的くせ——ようやく芽ばえて來たというほどの傾向だが——の故か、内容よりも會議のうごき方に關心がも

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

たれ、そんな考え方を頭に浮べながらきいていた。しかし結核對策委員會の報告で、百人のうち六人が常にこの病氣で缺勤を餘儀なくされて居り、その人達の大部分は充分な榮養もとることができず惡くなる一方であること、この罹病率は一般の平均の實に三倍にも達すること、これを三十歳以下の青年についてみれば更に高率となり、その中でも地方から轉任して來たもの、都會生活になれていないもの、すなわち頑強性の稀薄なものは更に高率であること、その最も大きな原因は寢室の不備、不規則勤務時間、當局の無策、待遇の劣惡、青年に對する健全な娯樂設備のないこと、等が指摘されること、これが對策としては、寢室寢具をどう改善すべきか、安くて榮養的な食糧を組合員に供給するための厚生部の强化、身をけずつてまでも娯樂を求めようとする青年の欲求を最小の費用で解決すると共に、健康的なものを與えるために組合はどうしたらいゝか、等研究中であり、近くそれを報告できるであろうことをきいたときは、一種嚴肅な氣もちになつた。

シヨツプ・スチユワード

いよ〳〵議事にはいつた。議程表には一、職場委員をつくること二、その他と書いてあつた。

「議長！」

手をあげたのは山田さんであつた。山田さんは指名されると、次のように提案理由を說明した。

勞働協約によつて、組合員は一定の勞働條件のもとに毎日勤務することになつているが、仕事のこととや、個人的な感情などによつて日常いろいろの苦情とか紛爭とかが起る。例えば、仕事に必要な鉛筆をくれないとか、ある人に限つて骨の折れる仕事にばかりつかせるとか、ある主事は協約を知らずに過度の勤務時間を强いたとか、ある課長は組合員にぶじよくを與えたとか、ある部に限つて月給や手當の出し方がおそいとか、部分的な問題ではあるが、それをそのまゝにしておくには餘りにも重要な問題が起る。これをいち〳〵支部長が取上げて、毎日局長と會談することは不可能である。よつてこのようなグリーバンズ（組合字引參照45）を調整し、且つ勞働協約その他のとりきめを實行し、その違反を監視し、又職務の安全、衛生を維持するために、各課毎に職場委員（組合字引參照47）を選出する。更に職場委員だけで問題を解決し得ない場合、更に强力な交涉を行うため、支部長、組合幹部および職場委員を以つて構成する契約委員會（組合字引參照48）をつくる。又問題によつては經營協議會にかけることになるが、この經營協議會に關係の職場委員をいれる。職場委員の活動は監理者側にとつても重要なことなので、賃金を差引くことなしに、職場委員は毎日一時間だけグリーバンスの調整のために專念することを認めさせる。

すじはこうであつた。

說明が終るや否や「議長！」という氣合のような鋭い聲を伴つて三本の手があげられた。議長は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

そのうちで一番先にあげたと思われる春日さんを指名した。

「職場委員は各課に一名をおくのですか。」

動議に對する質問である。

「議長！」

こんどは山田さんだけが手をあげた。議長は目とコックリで發言をゆるした。

「五十人に一人の割合で選出することにしたい。五十人以上の端數は二拾三人とする。」續いて夏目さんが質問した。

「職場委員の任務を要約してみて下さい。」

又山田さんが說明した。勿論議長の許可をうけて、

「一、自分の課に發生するすべてのグリーバンスを把握調整すること、二、衞生と安全を維持すること、三、組合員を會議に出席させること、並に組合問題について敎育すること、四、組合幹部と組合員の間の貴重なくさびとして奉仕すること、五、將來組合費は給料よりの天引制（組合字引參照12）を實施することとなると思うがそれまでの組合費の取りあつめ、從つ

てこれらの義務を實明かつ迅速適切に遂行するために職場委員は次のことをよく把握することが必要であると思う。一、職場のことをよく理解すること、二、組合のプログラムや方針について、いつでも組合員に說明できるように準備しておくこと、例えば組合本部および支部の規約やいろいろのとりきめ、勞働協約書の寫し、組合機關紙や組合パンフレット等をいつでも備えつけておくこと共に、常にそれらを注意深く讀んだり研究したりすることが必要である。三、組合員について理解を持つこと、そのために組合員の姓名住所、從業員の收入調書、作業能率に對する統計、グリーバンス傳票のうつし、等を便覽として持つことが必要である。」

山田さんの說明はよく研究された極めて要領のよいものであつた。第三番目の質問者が起つた。

「職場委員はグリーバンスの仲裁者ですか。」

こんどは山田さんでなくて議長が答辯した。

「職場委員は組合員の公正な保護者であり、代表者であります。會社側の手先でも、仲裁者でもありません。」

「選擧は何日ですか。」

氣の早い第四番目の質問が出た。

「議題はそこまで行つて居りません。職場委員制度を設けるかどうか、先づそれをきめたいと思い

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ます。」

議長は動議が複雑になるのをおそれるようにカジをとつた。續いて賛成演説が行われた。無用論をとなえるものもあつた。ちよいちよい質問と應答がくりかえされた。テイ子にも大體のことが理解された。大勢は賛成のように讀みとれた。熱心な質問はみな賛成のようであつた。「もういゝのに」と思われる位討論が續いたけれども議長はだまつて指名だけを續けていた。

「この邊で採決することを提議します。」

テイ子は聲のヌシが中村だと思つた。振りむいたら目と目が合つた。中村は少しはにかんだようにみえた。

「提案に賛成！」「採決賛成！」そん聲が十人ばかり一しよに叫んだ。

「只今、討論を打ちきつて。採決をするという動議が出、支持がありました。この提案に賛成の方は手をあげて下さい。」

八ぶとおり手をあげた。テイ子は消極的な氣持から、いくらなれないといつても、手をあげないで反對の意思表示をするのは悪いよう氣がして手をあげた。

「三分の二以上の賛成とみとめ採決をとります。」

議長は輕くこぶしで卓をたたいた。

「では職場委員制度をつくることの採決をとります。賛成の方は手をあげて下さい。」

擧手は一目瞭然であつた。

「絶對多數と認めます。職場委員制度をつくることに決定致します。」

議長は動議の可決を宣言すると、また輕く卓をたたいた。その選擧を明後日とすること。職場委員續いて職場委員の數を五十人について一人とすること。それら

に毎日一時間の有給グリーバンス調整時間を認めさせるよう交渉し、契約書をつくること。

の委員任命を支部長に一任することなど、山田さんのプログラムに從つて能率のよい運び方をした。

開會時刻を守ること

「議長、緊急動議！」

切り出す機會を待つてたといわんばかりの勢で、大きな聲がテイ子のうしろでとなつた。

「どんなことですか。」

議長は靜かに提案をゆるした。

「この前も、その前の會議でも、開會と閉會の時刻を嚴守することが決議されているのに、今日の會議は又々……」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

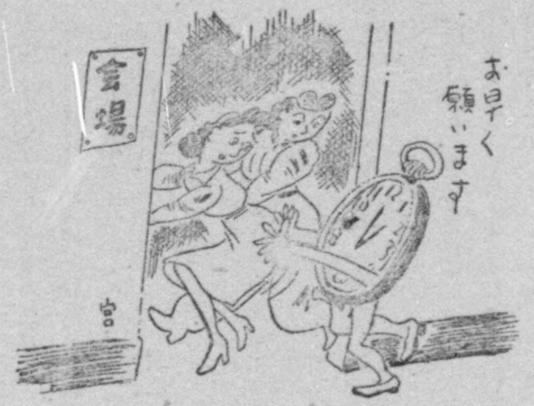

「ちよつとお待ち下さい。前置や理由を長々と演説しないで、あなたの動議だけ述べて下さい。」

議長が注意した。

「開會の時刻がいつもだらしがないというんです。」

笑聲が起つた。

「あなたの發言は動議になつて居りません。開會時刻を嚴守するという提案ですね。」

「そうです。」

「司會者はいつもそれを望み、努力しているのですが、皆さんの集りがおそいので規約できめられた定數に達するまで開會ができないのです。出來ないことを決議されても司會者が困りますので、『開會時刻までには必ず全員參集すること』という風に提案したら如何でしようか。」

「異議なし」という聲と「議長!」という聲がいりまじつた。

「では『開會時刻まで必ず全員參集すること』という動議を上程致します。どうぞ!さつき手を擧げたカ。」

議長の指名は間髪を入れぬといつた感じだつた。

「定刻參集は誰も異議ないと思うが、實際となると仲々できないので、問題は如何にしたら集り得るか、集まるようになるか、集りに積極的な心が動くかであると思う。これをみんなで考えるのも文珠の智惠で案外名案が出るかもしれない。これについて、暫らく皆の意見を出し合うことにしたい。」

「賛成!」という聲がした。

「御意見もつともと思います。ではどうしたら定刻開會が可能になるか、司會者がいつも苦心していることでもあり、只今賛成という聲もありましたので、名案を出し合うことに致します。どうぞ。」

議長がそういつて發言をうながした。しかしテイ子の期待に反して、議場は考え込んでしまつたようだ。具體的な方法となると仲々ないものらしい。

「どうぞ活潑に願います。」

議長が再び促した。一分も過ぎた頃「議長と」一人が叫んだ。

「どうぞ。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

みんなの視線がその方に向けられたようだつた。

「會議をもつと面白くすればよいと思います。」

視線はや、期待が外れたといつた様子だつた。

「大へんともつともな意見です。私もいつもそのことに苦心して居ります。外に……」

議長のこの誘いに發言が續いた。

「會議を報せる鐘かベルを鳴らすようにすればよい。」

「遲刻に罰則を設けるとよい。例えば、遲刻者から一回づつ罰金をとること。」

「開會の前に名士の講演とか、映畫會、音樂會、レコードコンサートなどの催しをやるとよい。」

「この會議室は少しいんうつであるから、ペンキでもぬりかえてあかるくして、皆がこの部屋へ來るのが樂しくなるようにするとよい。」

「婦人部で花をいけてもらうとよい。」

「會議の前に、寫眞展覽會や書畫の展覽會を開くとよい。」

「開會前二十分位のダンスパーテーを開くとよい。」

「議事の内容、重要報告のアウトラインを豫め周知し、どうしても會議へ出たくなるように宣傳に意をくばること。」

「報告が長すぎるから、できるだけ委員會や、役員の報告を簡潔短時間にするようにし、議事に多くの時間を割き得るようにすること。」

「開會時刻を嚴守することは、開會時刻をみんなに守らせることになると思う。故に開會時刻はどんに議事が殘つていてもまもることにしたい。」

「次回の會議に限り、定數に達しなくとも開會できることとし、そして會議が定刻に必ずはじまるということを、事實でみんなに示すことは効果的であると思う。」

發言が途絶えた。議長は「外にありませんか。」と督促した。しかし誰も發かなかつた。

「ではこの邊で提案を打切ります。非常に今後の參考になりました。實行できることは執行部で直ちに實行致します。しかし只今の提案の中で遲刻者に罰金を課すること、次回に限り定數を無視して開會することは規約に反するので、これは三分の二以上の多數決を以つてきめるのが至當だと思います。まず個別について御審議願います。」

贊成意見と反對意見が二、三交された。採決の結果は否決された。續いて次回の定數例外が審議された。殆ど全員一致で決定された。

「次回の總會は必ず定刻に開會することが決定されました。しかし御承知のように小數の人達だけで問題を議することは非民主的なやり方であります。どうぞ定數を以つて必ず開會できるよう、み

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

んなで時間厳守を約束しようではありませんか。」

「異議なし。」

殆ど全員の聲のように議場にとどろいた。

「では次の議事に移ります。」

議長がそう言つたとき、正面の時計が五時を指した。

「議長！」

さつき閉會時刻厳守を提案した人であつた。議長は發言をゆるした。

「閉會の時刻になりました。これで閉會することを動議します。」

「賛成！」

大ぜいの聲がした。

「只今閉會の動議が出され、賛成されました。採決します、閉會に賛成の方は手をあげて下さい。」

「絶對多數とみとめます。ではこれを以つて閉會と致します。」

拍手が起つた。ざわ〳〵と喧騒が續いた。

コーヒーと政治

「もうお帰り？」

會場から吐き出された他の人々にまじつて、テイ子とベントウのグループが經い話をしながら階段を降りて行くと、肩の上から聲をかけるものがあつた。聲はテイ子にというよりグループに投げかけられたようだつた。しかし聲の主は一人だけを意識していたかも知れない。

グループの目が一様にふりむいた。中村だつた。

「えゝ、」

例の雄辯家が代表して返事した。そしてグループの他の人達にはかるように、又返事のつづきでもあるように、

「のどがかわたわ。ね、お茶のまない？」

と言つた。

「議長！提案に賛成！」

一人がまだ會議の昂奮からさめきらぬように提案を支持すると、續いて他の人達も「賛成」「異議なし」と言つた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

「中村さんも行かない？」

議長の勇かんな勧誘に中村は例のはにかみをからだ一ぱいに表して、はなはだはつきりしない肯定をした。

三階にある食堂兼喫茶室は大部先客でにぎわつていた。

「コーヒーにしましようか、會計はめいめいよ。」

議長が一番先で、中村がグループのうしろについて順番にコーヒー沸し器の蛇口から注がれるコーヒーをめいめいうけとつて一つの丸いテーブルを占領した。

「街の五圓のコーヒーよりおいしいね。」

「あーら、十圓よ、この前兄と銀座でのんだら。」

「へえ！十圓も、ここの五倍も高いのね、やつぱりズルチン？」

「もちろんよ、すいぶんあなたは搾取されたのね。」

みんながどつと笑つた。

「十圓のコーヒーをのんだものだけ搾取されるのではないと思うんだがね。」

中村が重い口調で話し出した。

「たつた二坪位の店で一ケ月三萬圓位の純益があるという話ですがね、そうすると銀座あたりの一

流のテイールームなら、數十萬圓から數百萬圓の純益があがるでしようね。一切の經費を差ひいた純益ですよ。もし、坪何萬圓かの家賃をそれに入れたらもつと大きい。日本中の飲食店、その他のあまり生産的でないボロ儲けをしている店のそのような益金を合計したら何億、いや何十億という計算になるかもしれない。そしてそれを儲けた人々はどん家を建てたり、ぜいたくなくらしをしたりする。そんなに儲けない人々といえども自分の家族を養い、自分もそれ相應の消費生活をする。その人達が必要とする物資は一體何處で、どうして生産されるか。それらはすべて農民や漁民、それから工場の勞働者がつくる。彼らは直接何もつくらないが。結局そのような非生産的な人達に物資を天引されることはその人達が天引しないときよりも勞働者農民は同じ反對給付で天引された分だけよけいに働かねばならない。そうすると餘分に働かねばならないだけ、ある物價は高くならざるを得ない。或はそういう人達が天引しないときよりも物價が高くなるだけ、われわれは十圓のコーヒーをのむ餘いは物價が高くなることになる。われわれは搾取されることになる。裕はない。今の日本の經濟力は十圓のコーヒーをすべての人々にのませるだけ餘裕はない。とすると十圓のコーヒー代を拂う人はやつぱり誰からかその分だけ搾取していることになる。その搾取したものを更に喫茶店はとりあげる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

しかしそのようなもの、例えば工、の組合経営喫茶室に存在理由を認めるように、全然不必要だとはいわない。たゞ必要の最小限度に、しかもその儲けはわれわれの月給と同じならば、あまり攻撃もしないがね。」

「今の話をきいていると商業なんて全くいらないみたいね。」

一矢むくいたのは議長だつた。

「生産者からの集荷、消費者への配分機能は必要だと思うけれど、現在のように搾取と無駄の多い、いやそれを目的としているような商業は否定したくなる。生産者から直接消費者へ、その仲介は生産者又は消費者の計算でやると、ここのコーヒーのようにわれわれにものめる……」

「スエーデンのような協同組合主義ね。」

「まあね、それより僕は生産に寄與したその努力に

従つて、人々は物の分配をうける。不當なわけまえは絶對にもらえないという原則をうちたてたいのだ。」

「〃働かざるものは食うべからず〃賛成！」

みんなの茶わんは空つぽになつていた。

•選　舉

今までで感じなかつたオーバーが急に重くなつて來た。

街には選舉ビラが選舉文書制限令におかまいなく至るところ、外がだんだん春めいてくるに從つて、職場の陰うつは重いオーバーのように意識されて來る。

今日は職場委員の選舉日だつた。

暗いこの職場にも民主主義が生長して行く。選配、缺配、榮養失調、病人、殺人、強盜、ヤミ屋取締強化、インフレ、生活のあえぎ、疲れきつた顏色、缺勤、生產減退、危機、そんなくらい世相の中にも歷史的な選舉のプログラムが進められているように。組合の掲示板はそれを告げていた。

⊙全員投票に參加下さい

⊙選舉は各課毎に次の員數を選出すること

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

⊙左の執行委員の方に選舉の世話をお願いすることにしました
⊙投票方法は無記名完全連記投票とします。すなわち五人の職場委員を選出する課の方は五人の氏名を連記して投票して下さい
⊙投票用紙は選舉世話人からお渡し致します
⊙投票箱は各課毎にタイムレコーダーの傍にもうけました
⊙投票締切は本日二〇時

テイ子の屬する課の定員は四名である。誰に投票すべきか、一人はすぐきまつたが、あとの三人が問題だ。テイ子は朝から三人の人選をどうしたらよいものかと考えなやんでいた。衆議院や參議院議員の選舉では候補者があらかじめ定つていて、ビラを貼つたり、施政演說をやつたりするので少しは見當がつく。いろんなところから推せん狀が來たり、選舉公報や新聞廣告もある。これじや見當がつかないじやないの、職場の選舉だつて立候補制にすればいゝのに……一人だけ書いて投票しようか。しかしそうすると、四分の一の權利しか行使しないことになる。「民主主義とはすべての權力とすべての公的決定が多數決という方法できめられることである。」何かの本にそんな文句があつたつけ。「組合會議出席は組合員の權利であると同時に義務である。」選舉も會議と同樣公的決定の方法である。

しからば投票も會議出席と同樣、權利であると同時に義務である。何んとしてもあとの三人をきめねば、きず理論的に話を進め得る人、そうでないと交渉に負けるだろう。第二、カツとならない人、交渉に感情は禁物だわ。第三、仕事のことにくわしい人、そうでなかつたら、監督者にいゝかげんに言いまるめられるだろう。第四、誠意のあふれる人、そうでないとグリーバンスの解決をのばしたり、組合員の忠實な保護者となり得ないだろう。第五、—仲々そんな條件の人見當らないわ。完全連記でなく單記にすれば投票も樂なのに—電鍵を叩きながらテイ子は斷片的に浮んで來る考えをつなぎ合わせていた。

「投票用紙をお渡しします。ちよつと組合員證を見せて下さい。」
選舉世話人の武田さんがみんなに用紙をくばつて來た。
「あの、更衣箱にあるんですけど、オーバーのポケットに。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

「そ、では組合員證の番號をおぼえていますか。」
「え、千二百三十四番。」
「小川さんですね。」
武田さんは一枚の用紙を渡し、組合員リストに鉛筆でチェックして、他の人のところへ廻つて行つた。
ひるの休み時間にタイムレコーダーのところを通つたら二、三人の男の人が投票していた。
「誰に入れたの？」
「投票は秘密だよ、無記名の趣旨に従つてね、でもコーヒー一ぱいおごれば教えてやるよ。ハハ……」
そんな冗談が聞かれた。
食堂にはいると、どのテーブルも選擧についての話題に賑つていた。今日はオペントウのグループが特に必要だつた。
「もう投票済んで？」
テイ子が椅子に腰を下さないうちに話をもちかけて來た。
「まだよ、三人がまだ見つからないの。」
「もう一人きまつたのね　その人誰？男？女？」

テイ子は顔が熱くなるのを感じた。
「投票は秘密主義が原則でしょう。」
さつきの廊下の男の會話を借用して攻撃をかわした。
「單記投票だと簡單なのに、四人も連記しなければならないのは困るわ。」
テイ子が朝からの苦衷を洩らすと、例の雄辯家が壁のポスターを指して言つた。
「あれを御覽なさいな、教育部長の掲示を。」
それにはこう書いてあつた。
一、もう組合がつくられてから一年にもなるので、組合員相互の理解も深まつたし、今度の選擧は課毎にやるので、いつもの指名選擧でなく、自由な組合員相互の選擧にしました。
二、組合員は組合の決定事項の全部に對してその意見なり希望なりを表示するのが原則です。從つて、自分の課の職場委員五名選出するものなら、組合員は各五名について意見を述べねばなりません。もし五名の委員選出のところ一名しか投票しないとすれば、投票者は後の四名の決定に參加しないことになります。
三、當選者の決定は比較多數決によります。しかし有効投票數をその課の定員數で除した數の五分の一に達しないときは、更に當選しなかつた人について決戰投票を行います。多數決の方法に從

えば二分の一とするのが正しいかもしれないが、被投票者が多数になると豫想されるので五分の一を當選最小限とすることにきまつたのです。これはある人が少數部分の人のみの支持によつて委員となることを防ぐためです。

四、選擧演說も推せんも行われないでしようから、お互によく話合つて、もつとも適當な人を選んで下さい。

五、……

こんな選擧についての啓もうであつた。更に別の紙に「どんな人を選ぶべきか」ということが書いてあつた。

テイ子はベントウをつつきながら誰が適任で、いや彼は話が不手だ。彼女にやらせるといゝ。といつた批評をきゝ乍ら、大體の人選をした。仕事のあいまにも出來るだけ、どんな人が適任かをきいた。そうしてどうにか、選局の時までに四人の名まえをまとめ上げ、タイムレコーダーを押すとき投票用紙を四つにたゝんで箱に入れた。

男女差別てつばい

『この月も養鷄家にとつては骨の神の月である。』

鷄が毎日欠かさず産んだ卵はいつもテイ子が手製の木箱の中に蓄えておくのだが、二十個ばかりたまつたのをみると、いつか讀んだ「趣味の養鷄」という本の文句が思い出された。この文句は甚だ散文的だが、卵がこう二十個も同じ色同じ大さのがそろうと、全くきれいなものだ。その邊の店にさらされているものは大きいものや小さいもの、白いものや赤茶色のものなどごつちやで、美しいなどと思つたこともないが、こうしてつくづく眺めると、不思議なほど美しく思われる。もし、これが割つて食べるものでなかつたら、そしてこんなに簡單につくられるものでなかつたら、人はきつとこれを賞として置物にでもするにちがいない。

「美とは秩序である。

秩序とは調和である。

調和とは……」

石灰質の艶消しの白い色、單純だが仲々のあでやかさがある。處女の乳房のような丸み、他の一方のやゝ急な線、その楕圓の兩端は互に他をやわらげ、高雅な味のある調和を保つている。

幾何學的の圓でもない、楕でない。卵はその兩方の巧な組あわせだ。

「そうそう今日はこれをもつて行つてやろう。」

夢からさめたように、テイ子はそうひとりごとを言つて、その全部を買物籠におさめ、急いで朝

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

伊の食卓をこしらえた。

そして食事が終ると、そそくさと卵の籠をもつて出かけた。それはS驛の近くにある病院で醫師としてつとめている従兄のところに、いつもの例で持つて行くのであつた。従兄はそれを藥と同じように考えて、患者に與えているのであつた。

いつもより一時間も早く出かけても、そうつらいこともないほど、日の出は早くなつていた。従兄のところに立よつて……彼はまだ來ていなかつたので、看護婦さんに頼んで——又S驛へひきかえした。驛の時計は早くもなく、おそくもなく、ちようどよいところをさしていた。短い行列のうしろについて新聞を買う。前の人が十圓出して「何んでもいいから——」といつて、四十枚買つて行つた。ちよつと異樣な感じをうけた。しかしハナ紙にしても、たきつけにしても高くはないようだと考えると、ふしぎでないとも思つたが、そのように理論のつじつまを合わせても、やつぱり割りきれない淋しいものが殘つた。

ホームの柱に開きかけた扇がいけてあつた。ゆるやかな足どりで先の方へ進んで行くと十メートルばかり先に中村がこちらをみているのに目がとまつた。視線が合うと、彼は例のハニカミとよろこび、さも意外だといつた表情でテイ子を迎えた。

「お早うございます。」

テイ子がそういつて近ずくと、中村も、

「お早う……ございます。」

と言つた。しかし「ございます」は言いにくそうにみえた。

「いつもここから乘るんですか。」

中村がきいた。

「いいえ今日はより道でしたの。」

中村はどんな言葉を使つていいかまよつた。そのわけはこうである。

きのう中村は「ことばの封建性」という題で書かれた一文を讀んだ。

それはこうである。

このような言葉の差は結局身分や地位のちがいで、それはこれまでの日本の社會の大きな特色であり、端的に表現された封建性である。結婚のことを男は「嫁をもら

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

う」といい、女は「もらわれる」という。夫は妻を呼びすてにするが、妻は夫の名を呼ぶことができず「あなた」とか「おまえさん」といい、子供が生れて、はじめて「とうちやん」という落ちついた言葉を見出してほつとする。それは女が完全な男の従属物であることの表現である。新憲法で男と女はまつたく同じ権利をもち最主主義はすべてが同じ人格と同じ権利をもつものだが……

「おあとへ願います。二番線に△△行が参ります——こんど来る電車はジユラルミン電車でありますす。」

あちこちでホームの人々の顔が微笑でほころびた。間もなく軽そうで明いジユラルミン電車が威勢よくはいつて来た。日ぞにたゞ一つだけのジユラルミン電車、戦争の申し子電車、虎の子なのに、はや、窓を破られた電車が……

その電車は他の乗客と一しよに三人をも、むりに中におしこんで動き出した。

ユニオン・レーベル

ジユラルミンの電車は小川テイ子と中村太一を幾度も息がとまるばかりにおしつけた。運轉手が下手なためか、發車のときと停車のときは特にひどく乗客がよろめいた。そのたびに人々は動物のように叫びをあげた。

乗つたとき、とても明るく感じた車内も、ビジネス・センターに近ずくに従つて、人々が座席の上まで總立ちとなつたため、すつかりくらくなつてしまつた。

二人とも無言であつた。目を半ば開いたまま、動揺にまかしていた。まかし過ぎていたようでもあつた。中村は時々テイ子の白い額を美しいと思つてみた。氣のせいか、とても理智的な感じだつた。それから、かわいい唇だと思つた。ものすごくゆれたとき、成熟した胸のふくらみが強烈な刺戟と興奮を彼に起さした。テイ子は震い肩幅と、目では感じられなかつた男のたくましさを觸感で意識した。

電車は約三十分で二人を目的の驛に降したが、二人は夢からさめたような氣もちだつた。

「ジユラルミンだつて、あの混み方では、同じですね。」

「今日は特にこみ方がひどかつたのじやないかしら。」

「たいがいこんなですよ。しかしジユラルミンなので、みんな無理して乗つたかも知れないね。」

二人は心に何の風波もなかつたかのようによそおつて話した。人の耳にまじつて話すのはとてもらくなものだ。しんとしたところよりレコードでもききながら話す方がらくなように。

わかれるとき、中村は「きよう、帰りに錬座へ出てみないか。」と誘つた。「日が暮れるまで大部時間があるし、たまに銀ブラするのも、若いものの特権ではないか。」とその理由をつけ加えた。テ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

イ子は承諾した。

しかし後で考えてみると、二人で銀ブラするなんて少し返事が大膽すぎたと思つた。封建的に考える必要もないとも考えた。

でも二人だけとなると大きた勇氣が必要に思われた。結局木下ゆり子を誘うことにした。若いものの特權を話すとOKだつた。

三人は櫻のつぼみのように胸をふくらませて、青春の世界を語り、職場のことを話し、最近みた映畫を批評し、さては散歩論まで交しながら、銀座まで歩いた。

「あそこのPXにわたしの同級で唉山さんという人がつとめているのよ。ちよつと寄つてみない？まだ居るかもしれないわ。」

三人は唉山さんに面會ということにして、PXにはいつた。テイ子も中村もはじめてだつた。木下さんと唉山さんが話している間、中村とテイ子はそこにならべてあるいろいろのものを眺めていた。テイ子はどういう意味のものか、理解出來たい繪が壁にかかつているのをみつけた。

「あの繪どういう意味の繪なんでしようね？」

テイ子は小さな聲で中村にきいた。

「あれね、ユニオン・レーベル（組合字引參照61）といつてね、そう、何んといつたらいいか、労

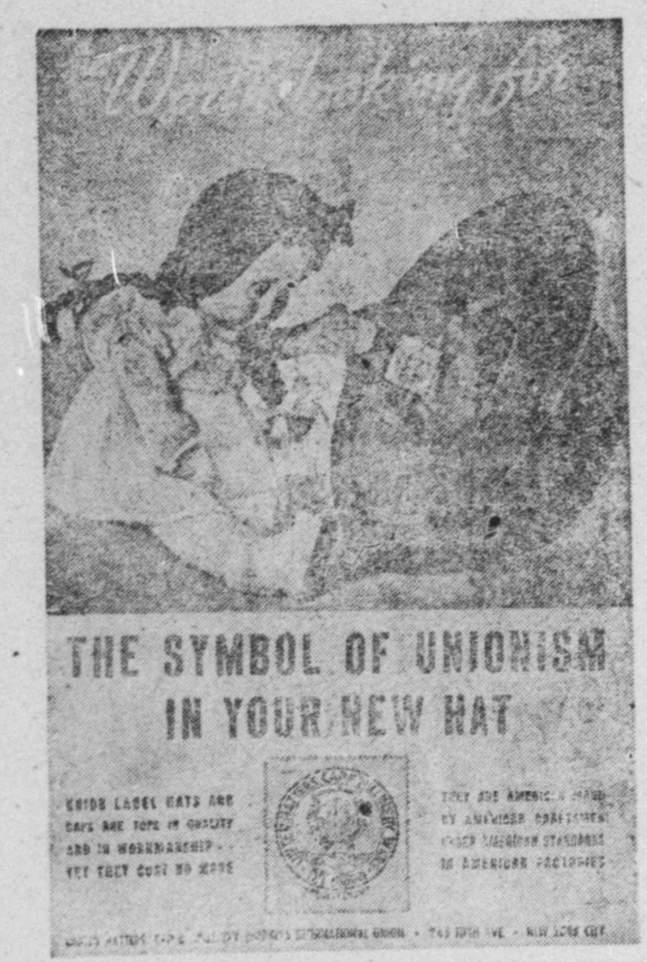

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

働組合のレッテルについての宣傳ポスターです。ユニオン・レーベルというのはつまり……」

そのとき、木下さんが

「どうもお待たせしました。さあ行きましょう。」

といつて來た。三人は外へ出た。歩きながらさつきの説明をつづけた。

「つまり、ユニオン・レーベルというのはですね、日本にはそういうものはまだないようですが、一口でいえば、會社がその製品について、公衆の支持を得るための方法の一つです。わが國では、例えば三越製とか、丸善のものだとか、いうと、信用してもいいという風になつて居りますね。そのように、この品は安心して買つてもよい品だということを表示するために、會社はその製品にレッテルを貼ります。つまり日本の商品は會社――經營者ですね――を看板にしますが、アメリカなどでは勞働組合が社會的に極めて强固な地位を築き上げているために、何會社製というより、寧ろ組合された勞働條件のもと、何組合に屬する熟練勞働者が、この商品をつくつたものだということを表示した方が、よけい公衆の支持が得られるんです。ですから、ユニオン・レーベルは次のようなことを意味するわけです。

一、この商品は、それから得られる利潤が資本家のふところにだけ大部分占められないで、勞働者にも充分わかたれるようにするため團結した熟練勞働者の手によつて、しかも、嚴密な技術水準

に違した勞働者によつてつくられた、信用に値する、良質の商品であること二、この商品は優れた勞働條件のもとでつくられたものであること。

ガラス壜製造勞働組合のレーベル

鉛ガラス製造勞働組合のレーベル

家具類製造業勞働組合のレーベル

三、勞働組合はこの商品に對して責任をもつものであること。

ちよつとわれわれにはピンと來ないかもしれないが、アチラでは、經營者が勞働組合に、その商品にユニオン・レーベルを貼ることを許可してもらうわけです。勞働組合ではその許可について經營者と、あとでみせてあげるけれど契約書をつくるというから、われわれが推察するよりもつと大きな價値というか、意義というか、そういうものがあるんじやないでしよかね。」

「結局、勞働組合の社會的地位、ひいて勞働者の社會的地位の象徴でもあるわけですね。あちらには『勞働組合銀行』組合字引參照72）などもできているつて話をきいたことがあるけれど。」

「こういう意味もあるんじやないかしら、例えば、CIO系の勞働者の奥さんが、買物をするとし

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

NO UNION CARD MAY BE GRANTED UNLESS THIS CONTRACT HAS BEEN SIGNED

UNION HOUSE OR BAR CARD CONTRACT

This agreement contains the conditions under which the Union House or Bar Cards of the Hotel and Restaurant Employees' International Alliance and Bartenders' International League of America can be displayed or utilized for any purpose.

Card No. _____ is hereby issued to _____

of the City of _____ State of _____

on this _____ day of _____ 19__, upon the following terms and conditions:

FIRST—That the party or parties to whom this card is issued will employ from this date on only members in good standing of the Hotel and Restaurant Employees' International Alliance and Bartenders' International League of America, when such employees are eligible to membership in said International; and that all employees shall always be kept in good standing with said International and shall be hired through the office of Local Union No. _____ or the Local Unions affiliated with the Local Joint Executive Board of _____ City _____ State.

SECOND—That the party or parties to whom said card is issued shall sell Union Labeled Goods whenever possible.

THIRD—That the party or parties to whom said card is issued shall display the Union House or Bar Card in a conspicuous place and that the card will be used only in _____ Name of establishment

_____ Street Number _____ City _____ State _____ Phone Number

FOURTH—That the said Union House or Bar Card is now and always remains the property of Hotel and Restaurant Employees' International Alliance and Bartenders' International League of America, and that the said Union House or Bar Card will be returned by the party or parties to whom it is issued on demand of Local Union No. _____ or of the Local Joint Executive Board aforenamed, or on demand of the Hotel and Restaurant Employees' International Alliance and Bartenders' International League of America, or on demand of any one or more of the aforenamed organizations, but the superior right to make such demand shall always remain in the International.

It is further agreed and understood that the Local Union aforenamed, or the Local Joint Executive Board aforenamed, each of whom is subordinate to Hotel and Restaurant Employees' International Alliance and Bartenders' International League of America, affiliated with the American Federation of Labor, cannot grant or permit any Union House or Union Bar Card to be used for any purpose whatsoever unless this agreement has been signed by the owner or manager of the establishment where the Union House or Union Bar Card is to be used, and it is further understood that the laws of the International Union concerning the display of its cards or labels are made a part of this agreement by reference thereto, and that said laws shall at all times be complied with by the party or parties owning the establishment or managing the same concerning which the card is issued.

It is further understood that no right of ownership in any card or label referred to herein vests in any one other than the International, regardless of the payment of any fees, or the assumption of any obligation, by the person or persons who are granted the right to use said card or label.

Dated this _____ day of _____ 19__

_____ Signature of Employer

_____ Signature of Union Agent

Address and Telephone No. of the Local Union or L.J.E.B. issuing this Card

THE UNION HOUSE CARD OR UNION BAR CARD IS NEVER THE PROPERTY OF INDIVIDUAL MEMBERS

UNION BAR

Sinclair Bros., Inc., Printers, 1501 Wilson St., Cincinnati

ますね、そうすると、その奥さんはUIO系のユニオン・レーベルのはってある商品を買う。そうすれば結局、その利益は自分のところへ廻って來るといった。」

「あるでしょうね。」

三人はいつのまにか、三人横隊で話のしにくい裏通りをそれて歩いていた。

（労働組合と経営者の契約書）

一日講座

職場委員選擧の結果が發表された。中村太一の名もその中にふくまれていた。

そのころ、支部教育部長、松本竹末は職場委員講習會開催の準備にてんてこまいしていた。彼とて、いまだかつて職場委員などに、選任されたこともないし、全くはじめての制度であり、選出された職場委員にどのようなことを教え、誰に教師をたのみ、またテキストにどのような書籍をつかったらよいか自信がなかつた。しかし、一生けんめい努力したかいがあつて、大體一日講座の計畫が立つた。まず彼は書記長の山田さんに相談した。山田さんは「ぼくも大した資料はもつていないが、本部から送られたパンフレットが一冊ある」といつて「ショップ・ステユワレドの發務」というガリバン刷の小冊子を貸してくれた。それから彼は組合本部の教育部長のところへ電話をかけた。

「何かテキストになるものはないか。」というと、「ミシンガン巡回大學勞働教育部編『團體交渉權とグリーバンス手續の概要』のコッピーを三十部さつそくつくつて送る。」という返事だつた「外に何か參考になるものはないか。」というと、「勞働協約書をぜひ講議する必要がある。その說明書は全選新聞第三十八號に掲載してあるから、それを研究してもらいたい。なお、講習會の日どりがきまつたら、ぜひしらせていただきたい。私か誰か行くから、時間は一時間位豫定してもらえばいいと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

思う。」といつて来た。

それから彼はCIE図書館に行つて、「何かショップ・ステュワードに關する参考書はないか。」と きいた。係員は十數冊の書籍とパンフレットを貸してくれた。その中から彼はワシントンF・C・ピ アーソン、アメリカ公事協會發行の「團體交渉は如何に行われるか。」プリストン大學工業關係部發 行「團體交渉權を通じて啓もうされた年期政策と手續」という三冊を借りて要點をノートした。

彼はこれでようやく一日講座の計畫が出來そうに思われた。彼はうちに歸つても、殆ど徹夜でテ キストにするパンフレットの原稿を書いた。

翌日、彼は山田さんとも相談して一日講習會のスケジュールを次のようにこしらえた。

八時—八時二十分
本講習會の意義：支部長
八時二十分—十時
職場委員の任務：書記長
十時—十一時
グリーバンス手續について：教育部長
十一時—十二時

勞動協約講述：本部教育部長
十二時—十四時
管理者の責任
組合の責任　とグリーバンス分析：教育部長
兩者の協議事項
十四時—十六時
討論の演習：（指導）教育部長

講習會の日、選ばれたショップ・ステュワード達は特別に勤務をさしくつてもらつて、會場とき まつた會議室に集つた。

「やあ、きみもか。」

「ぼくは辭退したいんだが、みんな適任だ適任だなんて、おだてるんで、とうとう承諾したよ。し かし實をいうと職場委員なんて、何を、どうするのか、かいもく見當がつかないのさ。」

「ぼくも自信がない、ショップ・ステュワードつて文句の受付係だろう？　そして談判するんだろ う？　ぼくは法律も知らんし、話も下手だし弱つたよ。」

「高等教育をうけんでも、常識と組合に對する興味を持つものなら誰でもできるつていうけれども、いささかね……」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

みんなこんなたよりない話をしていた。しかし講義がはじまると、ステュワードの一年生達はみんなしんけんにテキストにアンダーラインをひいたり、ノートをとつたり、質問したりした。そして午後になると、ステュワード達はいくらか納得と自信を得たように思われた。

「ではこれから討論の實習をやつてみます。」

と教育部長が言つた。

「エーと、誰か二人前へ出て下さい。大町君、中村君、どうぞ前へ出てやつてみてくれませんか。」

他のステュワード達は拍手した。教育部長は續けて言つた。

「大町君、きみは臨時に課長になつて下さい。今年度の豫算は健全財政のたてまえをとつて、相當壓縮されています。したがつて當局に對する令達額もはなはだ少いことをあなたは承知して下さい。しかし從業員には大いに働いてもらつて、電報の

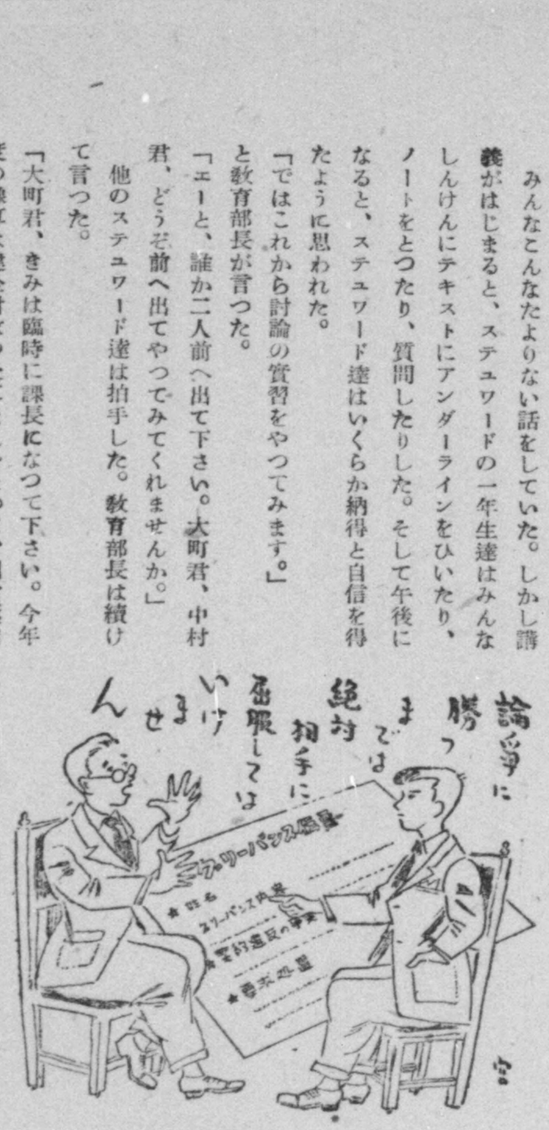

局内經過時分の短縮と誤謬事故の減少を嚴重に本省から令達されています。

それから中村君、きみはショップ・ステュワードの役です。きみの職場のあるオペレーターは結核の恐威を訴え、宿直者一人に一つの寢臺と清潔な寢具を與えること、および毎日消毒勵行を要求していきます。そしてきみはそれを實現するために、寢臺と寢具をいきの二倍にふやさねばならぬことを知つているとします。

さて、きみたち二人は各々全力をつくして討論してみて下さい。二人とも公平にそして感情に訴えないで、論爭に勝つまでは絶對相手に屈服してはいけません。それから、他の傍聽者はよく二人の演出を觀察し、後で批評して下さい。」

教育部長はあらかじめ用意しておいたグリーバンス傳票を中村君に渡して「では、お願いします」と言つた。

ステュワードの便覽

さくらの花がちつて、みどりの若芽がそのあとから出てくると、急に夏らしくなつた。

中村はショップ・ステュワードとしての任務をはたすために必要な一通りの便らんを自分でできるだけあつめた。講習會でもらつた勞働協約書やテキストにつかわれたパンフレット、機關紙を切

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

り抜いた協約説明書、ガリバン刷の支部規約、これらは厚紙で表紙をつけ一冊の綴込をつくつた。組合機関紙は創刊號から揃えようと思つたが、支部事務室の綴すらそろつていないのであきらめた。

「どんなつまらない雑誌や新聞でも、創刊號から缺かさずそろえておくと、非常に貴重なものになるといわれているが、いまにわれ〳〵の機関紙も缺號のない一揃は何萬圓もするコツトー品になるであろう。それから、組合員名簿、それから……事務室ではマンガのうまい若林君が一生けんめいブラカードをつくつていた。

「メーデーがすぐだね。」

「去年のメーデーは盛大だつた。あの廣い人民廣場が完全に一ぱいになつたのだからね。參會者五十萬と新聞が報じていつたつけ、今年はもつとすごいかもしれないよ。」

「しかし今年はどうかな。すこし反動が來ているというようなことをきくが……警視廳では人民廣場を勞働者のメーデーに貸さないというんじやないかね。」

「そんなこともないとおもうが、新鋭大衆黨とかいうのが、さきにあそこの使用願を警視廳に出した。警視廳ではそれに許可を與えた。だから勞働者には貸せない。廣場はあそこに限つたわけじや

あるまい。上野でメーデーをやつたらどうだ——とういうんだそうだ。非常識きわまるね。しかしそんなことはおそらくさせないだろうよ。」

「新鋭大衆黨員がね、產別のキクナミ議長にテロをかけたあれに……警視廳が非常識なわけではあるまい。そういうことにしたいのさ、いまの政府にとつてもメーデーは歡迎できるものではないからね。」

「すなわち、古代においては奴れいを所有する公民の、中世においては封建貴族の、現代においてはブルジョアジー(組合字引參照87)の、政府か、ハハ……」

「まつたく、こんどの選擧でもブルジョアジーの政府に變りはないようだね。」

中村君は自分の課に所屬する組合員の住所と氏名、年れい、給料を一人々々うつしとつた。

「俺はこんなに澤山の人から團體交渉を委された。俺はこの人達の保護者となつたのだ。代表者と

なつたのだ。」

それから彼はノートを整理して「爲すべきことと爲すべからざること」の要約を次のように、彼の便らんの扉として摘錄した。

◆爲すべきこと

一、解決したグリーバンスは組合員によく知らせよ
二、解決したグリーバンスの記錄は必ずとつておけ
三、事實をつかめ
四、組合員の公正な要求は、いつでも組合が守つてくれることを事實をもつて知らしめよ
五、立場は簡明に完全に述べよ。確固として、節度正しく攻勢たれ
六、委員の中に意見の相違がおこつたら休けいを要求せよ
七、回答が滿足し得るものでなければ、組合の承諾を得られない旨を告げ、再考を要求せよ
八、誠意を以て當れ

◆爲すべからざること

一、未解決のグリーバンスを山積させるな
二、先の問題が解決しないうちに次のグリーバンスに移るな

三、準備又は充分な事前調査なくして交渉會談にはいつてはならぬ
四、大立物（名士）になつてはならない。良い指導者は良い勞働者である
五、みな一度にしやべらすな、問題からはなれるな、カンシヤクをおこすな
六、監理者の面前で、委員同志の論爭をしてはならぬ
七、監理者から如何なる私的好意も受けてはならぬ
八、交渉に策略を用いるな

幸福とは？

中村はショップ・ステユワードとして、もつと勉強したければならをいものがあつた。もう歸る時間ではあつたが、圖書室でもう少し調べものをしようと思つて、三階にある圖書室の方へ行つた、この圖書室は北側の少し陰うつな感じのする部屋であつた。圖書はあるにはあるが、その殆どは郵便法の解說とか、貯金保險讀本とか、事業管理法とかいつた、多分、本省から只で送られて來たの通信事業に關するものや、新しいものといえば、遞信公報とか、遞信局報とか、あまり食慾の出ないものであつた。これでも戰爭前はキングとか、婦人クラブとか、小說などもあつて、相當の利用者があつたそうだが、このごろではすつかり組合文庫の方にお株をとられて、全く淋しい部屋に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

なつていた。それでもひるの休み時間など、紙でこしらえた将ぎの盤とコマをもちこんで、コソコソと禁じられている「手合せ」をやるものがあつた。

彼は時々この忘れられた静かな室を読書とメイ想に利用していた。

「まだお帰りになりませんの。」

聲をかけたのはテイ子であつた。

「少し調べものをしてからと思つて。」

彼女は彼が委員になつたための勉強だと推測した。

「ごくろうさまね……あの、私、いつかあなたにおはなししたいと思つていることがあるのですけれど。」

廊下には二人の外誰の人かげも見えなかつた。

一しゆん、彼女の感情がはげしくかきたてられた。彼女は意識しなかつたが、夜、なかばねむりながら空想するときのように非常に大膽な心もちになつていた。

彼女が「社會と經濟のはなし」を彼から借りたことはまえにのべた。彼女はそれを異常な興味をもつて讀んだ。彼女はそのときから一つのなやみをもちはじめた。

このなやみが彼と一ぺん心ゆくまではなしをしてみたいというつよい慾望をおこさせたのであつた。

「そ、いまここで、いけませんか、實はぼくもそう思つていました。」

日勤者はみんな一分でもおしそうに急いでかえつてしまつたし、交替者は勤務でこんなところに殘つているものはほかに一人もなかつた。

テイ子はそれでもはげしいためらいがおこつたが、思ひきつて中村のあとから圖書室にはいつた。幸く二人は口がきけなかつた。いたずらに心臟の音だけ高くなつて、別々に書棚の本をにらめていた。

「人の行動の原動力は無限の慾望かもしれないわ、しかしその慾望が滿されることが人生の幸福とは限らないでしよう。」

テイ子はこんな風にはなし出した。

「それはそうかもしれない。本能による原始的な慾望

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

しかしらない動物と、あまりにも慾ばりになりすぎた人間と、どちらが幸福かはわからない。おそらくあまりにもいろいろのことを知つてしまつて、しかも満されることの少い人間の方が不幸かもしれない。しかし人間はより多くの慾望が満されるように、何年も何年も努力して來た。そして現代にみるような大量生産法式を考え出し、物質的な面に關する限り、一日二時間位の勞働で、いまわれわれが得ている物の何倍もの豊富なものが得られる可能性が出來た。一方消極的に慾望を少くして安心立命を得ようとする試みは宗教となつてあらわれ、物にこだわらない心の研究も行われたけれど、とにかく食物でも、きものでも、科學と技術をフルに驅使すれば、空氣や水と同じように人間に豊富に供給できる。空氣や水は人間にとつて必要かくことのできない存在だが、その量が慾望以上に豊富なので、それからの苦痛をおぼえない。すべてのものがそうなつたら人間は少くとも物質的慾望にもとづく苦痛から解放されると思う。われわれは物をもとめるためにあくせくしなくともよくなるのではなかろうか。ところが、そのような狀態をつくる條件は出來ているのに、現實はいまわれわれが體驗している貧窮だらけだ。その原因は、あなたにかしてあげた「社會と經濟のはなし」の中には、資本主義だと書いてありますね。少數の資本家支配階級だけが物の豊富さを享有する。彼らはある一定以上の供給を彼らだけの利益のために阻む。市場と原料の獲得のために他國の侵略を考える。帝國主義に發展する。何回かくりかえされた恐慌と二次にわたる大戰、そのた

びに破壞と貧困と、犯罪と、疾病と、……」

中村はわれを忘れて、低いが熱のこもつた調子で續けた。

搾取も爭もない世界

「しかし私はむしの世界やけものの世界を本で讀んだり、自分で觀察したりして考えるのですけれど、世の中つて、弱肉強食が法則でないかしら。」

テイ子はいまはわれを忘れて反問した。

「この間『無盡藏の寶が海底にある』というはなしをきいたの、それはね、海底には何萬年も何億年も前から地球の表面のいたるところからかき集められてたくわえられた寶ものがしやんでいるつていうの、それは燐酸、硝酸、珪酸などの鹽類で、海に繁殖する植物性プラクトン（珪藻類と呼ばれている微植物）の榮養鹽類ともいわれているのだそうです。それが潮目の關係で、海の底から表面におし上げられる。そこへ暖い太陽の光線が注がれると、植物性プラクトンはものすごい繁殖をなし、海の色が變るほどになるそうです。ところが、動物性プラクトンというのがあつて、この植物性プラクトンをどんどん食べる。つまり植物性プラクトンがどんどん繁殖すると、動物性プラクトンがそれに比例して繁殖する。ところがエビとかアミとか、小さなカニの子とかイ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

ワシの子などはこの動物性プラクトンがエサなのです。このような小さな魚どもがそこへ集ると、それより大きなイワシとかサバとか、イカとかがその小さな魚どもを食うため集る。更にそれをとつて食うためにマグロやカツヲやクジラなどが集る。更にそれをとつて食うために人間がそこへ集る——というはなしです。人間は又人間同志のうちで強いものは弱いもののうわまえをはねる。そこに競争が起り戦争が起つたのじやないかしら。」

「しかしね。」

中村はテイ子のはなしに興味をそそられて益々熱心にならざるを得なかつた。

「生物の世界がそのような弱肉強食の法則に支配されていたとしても、また過去の人間が、そんな法則に支配されて来たとしても、今後の人間もそのようでなければならないということはないでしょう。　間は他の動物と違つて、考えるという能力をもつています。道具を使います。火を使います。複雑な思想を交換することができます。更にスイッチ一つで全く自動的に物がつくられる機械もつくりました。電氣を利用します。自然力を人間の労働力の代りに利用します。原子力の利用さえもそのいとぐちをみつけました。人間にはこんなにちがつたところがあります。ですから、少くともこれからはこんな法則にしたがわないでやつて行けると思います。私はそう信じているんです。搾取のない世界、戦争のない世界、人間は既にその世界をつくる方法を學びとつたと思うんです。

あなたはいま弱肉強食と言いましたね。強いものは「當然」といつた顔つきで弱いものを食つてしまうかもしれません。しかし弱いものの身になつてみませう。自分が食われるなんて、誰だつて、虫だつていやです。生命がおしいにちがいがありません。ですから弱いものは弱いなりに、その保護のために、どんなに心をいためたことでしよう。あるものは體の色を變えました。他からみつけられにくいように。あるものは逃げ足を發達させました。あるものはきき耳を鋭敏ならしめました。それができないものは角を備え、毒針を用意し、爪牙をとぎ、毒ガスを害えました。あるものは集團の力をもつて外敵に對抗しました。人類はすぐれた頭腦と道具の使用と、社會生活をすることによつて他の動物の攻撃からその生命をまもることに成功しました。

ところが、人類同志の脅威から逃れることができなかつたばかりか、その脅威は人間の智識が進むにつれて、益々ひどくなつて來ました。原始時代には一つの家族、部族および種族が他の家族、部族、種族と相争い殺し合いました。それからもつと大きい社會——部落や都市ですね、それを構成するようになると家族、部落間の争いは部落、都市間の争いに移りました。アテネ、スパルタ、ローマ、カルタゴなどの争いですね、わが國でも最高權力を各群雄がもつていた戰國時代には各群雄間に争いが起りました。秀吉がうまいことをやつて、それを統一すると、こんどは日本と朝鮮との戰争になりました。近代になつて各國家が各々その絶對主權を主張するものですから、自分だけ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

の繁榮、自分の國だけのぜいたく、自分の國だけの産業をかわいがるものですから、諸國家相互間に戰爭が起り、ついにそれが全面的世界戰爭にまで發展したのです。このような歷史の事實を考えると、戰爭というのは最高權力——絶對主權ですね。それを保有する社會相互間に發生する。と言えると思うのです。ある社會單位間の戰爭はより大きい、あるいはより高い社會單位にその主權が移されると同時に消滅すると考えて間違いはないでしょう。もうわかつたでしょう。私の言いたい結論を言いましょう。絶對主權をふりまわす社會單位が二つ以上、この地球上に存在するから戰爭が起る可能性があるのです。私は一つの眞理としてそれを信ずるのです。しかし、私はこれだけでは不滿なのです。」

テイ子は、何か生きる大きな希望がはげしく胸の底からわいて來るように感じた。

世界議會

「中村さん、私、あなたのおつしやることよくわかるわ。私はいま人類が人類はじまつて以來の偉大な事業をなしとげる段階に來ているというように思われるわ。何んだか、急に生きがいというか、人生の目的というか、高い目標にむかつて私たちの全努力を捧げてみたいような衝動にかられるの、ね、もう少しはなして下さい。天に二日なく、地に二つの主權をあらしめない。それはよくわかつたわ。すると具體的にいま現にアメリカだとか、ソ連だとか、日本だとかたくさんの國にわかれているけれども、それはどうなるかしら。」

二つの若いたましいは、なの花の上をヒラヒラもつれ舞う蝶々のように、ユートピアを追つて、自分がいまどこにいるのかも忘れてしまつたように眼をかがやかして、はなし合つているのであつた。

「問題はそこです。いま言つた一つの主權、それは法律の根源ですね、それはまた、われわれの生命と財産を保護すべきものです。その唯一つの主權をこの地上に實現するためには現在八十數ヵ國で分ちもつている「獨立の榮譽」を謙虚に放棄することです。こんどの憲法で主權はわれわれ自身が持つことになりました。われわれは防火や、衛生や街頭照明や消防などについてのいろいろの決

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

定や執行を町や市に委任しています。それらの決定や執行は結局主権の一部の發動です。われわれはまた、道路や教育や商工業などに關する主権の一部を府や縣に委任しています。最後にわれわれは裁判や、通貨や、社會的、經濟的秩序に關する主権の殘り全部を國家に委任しています。そうですね。ですから、われわれがいま國會に委任している立法、司法、行政に關する主権のうちから、世界平和に關するものをとりあげ、それを世界政府に委任すればいいわけです。つまり國家は府縣とか州とかいった存在になればいいわけです。そうして、すべての法律はこの世でたった一つの根源、たった一つの方針にしたがって、つくられ、それが直接世界のすべての個人の上に適用されるようにするのです。いまでも條約とか國際法というものがありますが、それは國家を拘束しても、直接個人を拘束することはない。だから、ある國家がその條約なり國際法なりをふみにじったり、従わなかったりしても、その國家が持っている武力よりもはるかに大きな武力を他の國家が持っていないと、その違反を制することはできない。結局、條約では世界の平和は維持できなかったのです。」

「そうね、そうすると、私達は世界中のすべての個人の上に平等に直接適用する法律をつくり、それを執行するために私達の代表を選び、世界議會、世界政府、世界裁判所をつくるのね。」

「そうです。皮膚の色にかかわらず、目の色にかかわらず、生れたところがどこであろうと、すべて人々は平等の權利をもつて、その代表者を選ぶわけです。獨立した主権の集合では戰爭はなくならない。武力行使の自由をもつ國々の間のはなし合いや條約では戰爭は防げない。人類の幸福は世界の平和にかかる。世界の平和は世界に唯一つの主権、唯一つの最高政府……二次にわたる大戰とここ數十年の歷史はわれわれにこう教えています。民主主義はこの邊で國家的民主主義から世界民主主義に飛躍すべき時期です。私はその意味において新憲法の戰爭放棄が、どのように今後發展して行くかについて興味をもつのです。仲々日本の憲法にそう易々と右へならえをするとは思わないけど。」

「どの國の人達もそういう氣にならなくつちやね。」

「しかしまるつきり悲觀する必要はないと思うのです。そういう條件、そういう空氣がもはや熟していると私は信ずるのです。第一にですね、地理的距離が交通機關、わけて

世界は一つ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

も航空機と電波によつて世界統一を可能にする程と短縮しました。最初大平洋はボツ交渉の溝でした。ボツ交渉は黒船で接觸に變りました。接觸はアツレキへ、アツレキは遂に大平洋戰爭にまで發展しました。しかし今や日本とアメリカの距離の短縮は融和に止揚しました。」

「ろうそくの燈を消す風も火をもえたたせる風も同じ風つてわけね。」

よい平和

「希望をもつ第二の理由は、人類が原子力をとり出す方法を發見したということです。拳—石ころ一弓—刀—火藥と武器はだんだん强力なものに發達しました、戰爭の規模とはげしさはそれに比例して增して來ました。しかし原子力は跳躍をもたらさずにおかないでしよう。戰爭から平和への跳躍です。これは世界の多くの人達に世界平和機構について眞劍に考えさせはじめています。しかも結論は一致したようです。國際連合（UNO）を世界連邦にまで進めるその過程は簡單でないかも知れません。あるいは水素と酸素が化合して水になる際の衝撃が必要かもしれません。けれども、私はもう人類はりこうになる段階に來たと信ずるのです。

第三の理由は生産技術です。資本主義的、大量生産方式は第一次第二次の世界大戰を生んだかもしれません。しかしそれはまた平和のための條件でもあると思うのです。」

自分が食うことと、自分の家族に食わせることだけに忙しく追いまわされて來た人達ならおそらく「それが何の役に立つんです。」というにちがいない。しかし若い二人にとつては今は空腹は問題でなかつたようだ。考えること、自分のことより他人のこと、全人類のこと、それより眞實ということ、正義ということ、青年をして革命に起たしめるのはこの打算的でない情熱ではないだろうか。テイ子は輝くひとみで中村の口もとをみつめる。

「そうね、ファーブルの昆虫記だつたかに、『平和な社會的生活を營む動物の食物は例外なく豐富である』と書いてあつたわ。ものがゆたかになることは、たしかに平和の條件ね。」

「主權を一つにすることはたしかに平和の道です。物をゆたかにすることはその平和のうらづけです。形だけの平和でなく、眞からの平和、不平も不滿もない平和、內亂の起らない平和、よい平和、人類はそこまで考えなければなりません。いや世界はだんだんそう考えはじめて來ています。少くとも世界の勞働者はしんけんにそれを考えはじめました。」

「わかるわ、この前來朝した世界勞働組合連盟代表、あの世界勞連の規約前文にそういうことがはつきり書いてあつたようでしたわね。」「私はきつと、自分たちの生きている間に戰爭のない、そして勞働時間は二時間位で、それは決して苦しみでなく、樂しい、しかも配給切符だの、金融通帳だの、計算書だの、お金などというものすらいらない——いるとしてもごく特殊の品物に對してだけ

The UNITED NATIONS
FOR PEACE AND WORLD PROGRESS

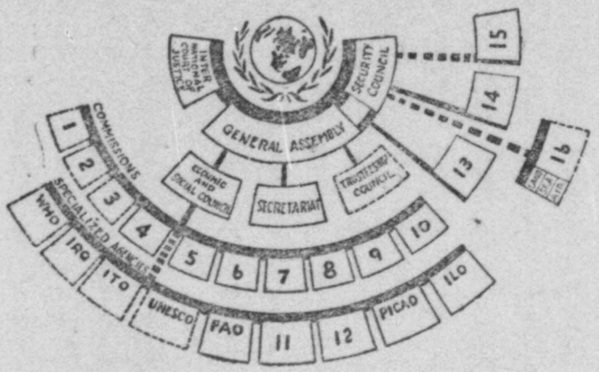

1···Demographic
2···Fiscal
3···Coordination
4···Statistical
5···Human Rights
6···Social
7···Economic and Employment
8···Transport and Communications
9···Narcotic Drugs
10 Status of Women
11···International Bank for Reconstruction and Development
12···International Monetary Fund
13···Atomic Energy Commission
14 Military Staff Committee
15 Regionary Security Arrangements
16 ··National Contingents of Armed Forces
WHO···World Health Organization
IRO International Refugee Organization
ITO International Trade OrganiZation
UNESCO···United Nations Educational, Scientific and Cultural Orgn
FAO Food and Agricultnre Organization
PICAO···Provisional International Ciuil Aviation Organization
ILO International Labor Organization

THE UNITED NATIONS PROMOTES INTERNATIONAL COOPERATION

TO ENFORCE PEACE AND CONTROL ATOMIC ENERGY

TO RESPECT HUMAN RIGHTS AND FREEDOMS

TO EXPAND TRADE AND EMPLOYMENT AND TO RAISE LIVING STANDARDS

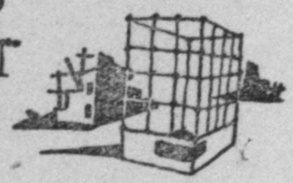

TO HELP REBUILD DAVASTATED NATIONS

TO PROVIDE FORUMS TO SETTLE INTERNATIONAL DISPUTES

TO ADVANCE WELFARE AND DEVELOP SELF-GOVERNMENT OF DEPENDENT PEOPLES

上圖はその目的を示す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

の——そして、われわれの衣食住に必要なものは完全な保存設備をほどこされた共同倉庫へ行けば、必要なだけ誰にでも、いつでも、何んのめんどうもなく、もちろんお金なんか拂わないで、もらえる。それから、もちろん人々はほんとうに自由で、愉快で、健康で大部分の人生をすきな人達とはなし合つたり、本をよんだり、映畫をみたり、文化を論じたり、スポーツを樂しんだりすることのできる世界がきつとつくれると信ずるのです。可能性の條件がそろつているのにできないとは考えられないのです。」

中村は一氣にここまではなしつづけて來て急にあたりがうす暗くなりかけているのに氣がついたように窓の外をながめた。テイ子もわれにかえつた。

「すつかりはなしこんでしまいましたね、もうかえりましよう。」

テイ子はだまつてうなずいた。しかし二人はすぐに歩き出そうとはしなかつた。お互に何かを期待しているように。だがほんとうに純眞なものどおしがそうであるように、理性のかつたものどおしがそうであるように、ささやきはその問題とは全然かけはなれた話題で行われるものだ。

「でもね、すいぶん昔から愛だの親切だの慈悲だの、平和だのつていう言葉が數かぎりなく使われたわね。」

「しかし今までは道德的、宗敎的に使われたのです。だが、今では科學的に使わるべきです……

ね、かえりましよう。」

テイ子はようやく歩き出した。中村はそつとうしろから肩に手をかけた。かけたけれども手は落ちつきが惡くすぐはなれてしまつた。ろうかに出ると二人はバラ〳〵にはなれて人の眼をさけた。

質疑應答競爭會

人生の幸福、それは自分一人だけでは實現しない。みんなの幸福、最大多數の最大幸福、恒久平和、よい平和、豊かな物資、勞働の尊重、そのために……テイ子はそんな風に思考を追つて行く。うららかな初夏の光に若い血に希望と熱を注ぎ、胸をふくらませる。職場への通勤にも張りと嬉びがわく、おのずと彼女の歩みは速く、輕く、活潑になる。仲間に對する朝のあいさつも元氣に出る。組合支部の揭示板にも期待がもたれる。

今日は質疑應答競爭會が開催される日であつた。

一、勤務外の方に萬障くりあわせ參加下さい

二、優賞者にはすばらしい賞品が用意されています

三、本部から敎育部長が出席されます

四、本部發行の組合パンフレットを當場で卽賣致します

組合掲示板にはこんなビラがはつてあつた。

「『質疑應答競爭會』つて、どんなことをするんだろう。」

「きいたことがない催しだね。」

「ラジオで『話の泉』つていうのをやつているだろう。あれみたいなことをするんだつてさ。」

掲示板の前はとんな會話でにぎわつていた。

テイ子はその時間になると、會場にいつてみた。「すばらしい賞品」が人氣を呼んだか、たくさんの人達が來ていた。

正面の横の方にはパンフレットや本や、シガーレット・ケースなどがならべてあつた。いわゆるすばらしい賞品であつた。

會は時間きつちりではじまつた。

支部教育部長の松本さんがあいさつした。

「われわれの組合を眞に民主的で強力なものに仕上げるためには、われわれ組合員は一人のこらず自分の組合についてよく知る必要があります。今日の催しはみなさんが勞働組合の機構や運營についてどれくらい知つているか、テストするというと語へいがありますが、それを反省してみていただいて、今後より一そう組合に對する關心を深めていただくために、つまり教育事業の一つとして

行うのであります。では審査係三名をみなさんのうちから選んで下さい。早速はじめます。次に質疑應答競爭のやり方を說明致します。

問題はこの箱の中に數百問はいつております。一人一人順番に前の方に出て、この質問に答えて下さい。審査員から「合格」といわれた方は應答者のうしろについて下さい。そうでない方は左の方へ行つて傍觀者になつて下さい。質問は應答者があるうち續けます。最後に殘つた人が優賞者です。優賞者にはここにならべてある『すばらしい賞品』を贈呈致します。時間があるうち、何回でもやります。賞品はごらん通りたくさんありますから、ぜひかえらないで一回の除外にこりないで、何回でも參加して下さい。」

パチ〳〵と拍手が起つた。次いで本部の教育部長が紹介され、審査員が松本さんの傍に立つた。第一番の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK

組合掲示板にはこんなビラがはつてあつた。

「『質疑應答競爭會』つて、どんなことをするんだろう。」

「きいたことがない催しだね。」

「ラジオで『話の泉』つていうのをやつているだろ。あれみたいなことをするんだつてさ。」

掲示板の前はこんな會話でにぎわつていた。

テイ子はその時間になると、會場にいつてみた。「すばらしい賞品」が人氣を呼んだか、たくさんの人達が來ていた。

正面の横の方にはパンフレットや本や、シガーレット・ケースなどがならべてあつた。いわゆるすばらしい賞品であつた。

會は時間きつちりではじまつた。

支部教育部長の松本さんがあいさつした。

「われわれの組合を眞に民主的で強力なものに仕上げるためには、われわれ組合員は一人のこらず自分の組合についてよく知る必要があります。今日の催しはみなさんが勞働組合の機構や運營についてどれくらい知つているか、テストするというと語へいがありますが、それを反省してみていただいて、今後より一そう組合に對する關心を深めていただくために、つまり教育事業の一つとして

行うのであります。では審査係三名をみなさんのうちから選んで下さい。早速はじめます。次に質疑應答競爭のやり方を說明致します。

問題はこの箱の中に數百問はいつております。一人一人順番に前の方に出て、この質問に答えて下さい。審査員から「合格」といわれた方は應答者のうしろについて下さい。そうでない方は左の方へ行つて傍觀者になつて下さい。質問は應答者があるうち續けます。最後に殘つた人が優賞者です。優賞者にはここにならべてある『すばらしい賞品』を贈呈致します。時間があるうち、何回でもやります。賞品はごらん通りたくさんありますから、ぜひかえらないで一回の除外にこりないで、何回でも參加して下さい。」

パチ〳〵と拍手が起つた。次いで本部の教育部長が紹介され、審査員が松本さんの傍に立つた。第一番の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

應答者が松本さんの前に進み出た。松本さんは三角くじをひくように箱の中に手をつつこんで問題を書いた紙きれを一つとり出し、大きな聲でみんなにきこえるように讀み上げた。

「再審議の動議は會議員の誰でもなし得るでしようか。」

第一番の應答者はしばらく首をかしげていたが、

「再審議つて何ですか。」

と反問した。クツクツ笑つたものがいた。

「ただ今、再審議つて何かという質問がありましたが、おわかりの方は説明して下さい。」

松本さんがこういうと、

「議長!」

と大きな聲を出して手をあげたものが居た。

「どうぞ!」

松本さんは間髪をいれず指名した。

「情勢の變化や、後の報告によつてまえの決議が正しくないとわかつたようなとき、會議で一度決定したことでも、組織がもう一ぺん考えなおしをしてみることであります。審議のしなおしをすることであります。」

「御名答ですね。ではあなたのお答えをどうぞ。」

松本さんは第一番の應答者にうながした。

「會議員は誰でも提案できると思います。」

應答者は自信がなさそうだつた。

「答はまちがつていないでしようか。はいどうぞ。」

「再審議のできるものは、もとの動議の採決に多數者の一人として加わつたものだけであります。しかし支持者は誰でもかまいません。採決が秘密投票によつた場合は誰が賛成者であつたかわからないから、誰でも提案してよいことになります。そのわけは、再審議というのは、團體のおかしたあやまちを正すのが目的であつて、もし誰でもこの動議を出すことができるとすると、少數者がまえの決議をひつくりかえすために惡用するおそれがあるからであります。」

「全く、明快なお答です。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

審査員は默認した。第一番はちよつとはずかしそうなかつこうで傍觀者席に行つた。第二番が進み出た。

勞働組合の目的

松本さんは第二の問題をとり出した。

「勞動組合の目的を言つて下さい。」

「勞働組合の目的は月給をあげさせることです。」

第二番が答えた。するとうしろの方から「五十點」という聲があがつた。

松本さんは審査員の方をむいて

「どう判定しましようか。」

ときいた。審査員は

「合格は八十點以上にしましよう。そうですね。いまのお答は八十點に達しないようです。」

と判定した。第二番も傍觀者となつた。第三番が進み出た。松本さんは第三番の人に「ちよつと待つて下さい。」と合圖して、

「いまの問題を片づけましよう。どなたかお願いします。」

といつた。一人が起ち上つて言つた。

「月給と勤務時間を改善することであります。」

次の人が言つた。

「團結の力をもつて、賃金、勞働時間、厚生施設、その他の勞働條件の改善確保を圖るのが目的である。」

更に次の人が言つた。

「勞働組合の目的はひじように廣いものであるが、直接の主たる目的は勞働生活の改善である。これを組合の行動の面から分類してみると、一、組合相互間で行う共濟、二、傭主を對象として産業的又は經濟的地位の向上、三、立法を通じて、勞働者の地位の確保をはかるにある。」

更に次の人が答えた。

「主として、勞働者の經濟的地位の向上をはかるにあるが、社會的、政治的地位の向上もその目的とするものである。」

みんなどの答えにも感心の面もちであつた。

「いろいろな言い方があると思います。一つ勞働組合法第二條を讀んでみましよう『第二條、本法ニ於テ勞働組合トハ勞働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ勞働條件ノ維持改善其ノ他經濟的ノ向上ヲ圖ル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

コトヲ目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ連合體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ、一、使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ參加ヲ許スモノ、二、主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ、三、共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ、四、主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ』……大體これで組合の目的がどんなものかわかると思いますが、次にわが全逓の規約についてみましょう。よろしうございますか、全逓規約第四條を讀みます。第四條『この組合の目的は組合員の團結と相互扶助の組織とによつて左の事業を實現するにある、1、組合員の勞働條件の維持改善。2、組合員の社會的地位の向上。3、通信事業の民主化。4、全勞農戰線の統一。5、世界の全勞働者と協力提携して世界平和を確立する。次に、極東委員會で決定された日本勞働運動の十六原則（組合字引參照1）を讀んでみましょう。『一、日本の勞働者が次の三目的をもつて組合を組織することを奬勵する。1、勞働條件を防護し、改善するため、2、この目的で勞働協約を交渉するため、3、平和的、民主的日本の建設に團體として參加または正當な勞働組合としての利益を增進するため』みなさん、目的のはつきりしない團體などは全く意味がありません。組合員の一人一人は何をおいても組合の目的をはつきり把握する必要があると思います。では次に移ります。

大會傍聽（その一）

松江へ、松江へ、北のはてから、南の隅から、七百人に一人の割合で選擧された組合員の代表は、六月十一日を期して、りくぞくと出發した。

臨時全國大會が開かれるのだ。中村太一は代議員ではなかつたが傍聽者として行くことになつた。二日分のべんとうと一週間分の食糧をリュックにつめて、

列車は話以上に殺人的だつた。一センチの空間もなく、ぎつしりつめこまれた車内は便所の中まで身動きも出來なかつた。三十數時間、何と苦難の旅よ。彼が理想にえがく何もかも豊かで樂しい世界とこの現實。

「なんて、こんなに遠いところに會場をきめやがつたんだろうな。」

同行の一人が不平をもらした。

「同志が全國から集るんだ。交通の便さえよけりや東京だつて、何處だつて、出席者の旅行距離の總計はイコールさ。」

他の一人がいつた。

「出席者の數が地域的に均一であればね。」

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

中村もややうらめしそうだった。

「しかしね、こう苦しくては民主主義もやつかいものだね、國鐵が、教組が、電産が、そして全遞が年に何回か全國大會をやる。そのたびに汽車がこむ……」

「たしかにね、民主主義は物量を前提とするか、ハハ……」

「ぼくは名案を一つ持っているんだがね。それはね、この網棚の下に冷いナイス・ウオーターか、ビールが出てくる鐵管をつくつておく。その鐵管の蛇口はあらかじめ買い求められた『鍵のテイケット』で開けることができるのさ。」

「おれのはもつと名案だ。ちよつと注射一本やると人間はミイラのようになる藥を發明するんだ。そして荷物のように積みこまれる。目的地に着くと、こんどは息をふきかえさせる注射をうつのさ。そうすると乘客は何んの苦痛もなく旅行が出來る。」

「そいつは恐しいことになるぞ。世にも恐ろしい犯罪が行われるぞ。」

「おいおい、君達は枠の中だけでものを考える。そんな鐵管のビールをのむより、人事不省になつて苦でもない樂でもないゼロ線になるより、もつとスピードの出る、通路の自由に通れる、そして食堂車できれいなウエートレスのお給仕で、欲するお飲みものをのむことを私は考えるね。」

「そうだそうだ。われわれはすぐ殻の中に閉じこもる習慣がついている。その點地域給闘争という

のもそんな氣がするな。」

「そいつはちがうさ。現實の中から反を生み、合への發展を指標する闘争だよ。つまり、地域給を要求することにより、地域的な物價のデコボコをますますひどくすることでなく、それによつて、政治のマヒを覺醒させ、物價を一定の水準に引下げさせ、合理的な經濟情勢を招來させる、それは單なるユートピア闘争ではなく、また枠の中だけのものでもなく、科學的理論をもつ闘争だよ。」

大會は既に列車の中で開會された觀。それぞれ、立てるもの坐れるもの、現實と理想、枠と飛躍の兩論に腰のいたみ、足のつかれを忘れる。中村は腕時計を見た。知らぬうちに四時間が過ぎていた。

「民主的苦痛除去の注射はこれに限る……」

× × × ×

十一日九時、會場のまえは代議員を運ぶトラックと受付を待つ代議員、役員と傍聽者でごつばいだ。傍聽者席に入る。場内は一ぱいだ。千數百名はあろうか、開會のことばにつづいて議長團十名が選ばれた。

つづいて中央執行委員長の長い經過報告がはじまつた。會議員は彼の記憶力の强いのに感心し、みた靜かにきいている。やじ一つない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

「會議月というものは大ていの場合氣短なものなんだがね。」
隣席でささやく。
「いまに講演會や演說會をききにいく人達とは全然別の人種だつてことがわかるよ。」
「だから不思議なのさ、彼の報告に限り二時間つづこうと、三時間つづこうと、會議員はナニワブシの聽衆となつてしまうんだからね。」
長途の旅行にもかかわらず、代議員も傍聽席もじんけんに耳をかたむけている。終つて報告に對する質疑應答に入つた。
「産別への反省申し入れは全遞中執會としてやつたのか。」
「片山內閣に對する要求はいままでと立場をかえてやらねばならぬというが、樂觀をゆるさないものがあると思うが如何。」
「委員長の報告は今後の方針決定に重大なるジサを與えるものであるが、中執會の承認を得ているのか。」
「特連を特定局問題に關する委員會の委員に加えたのはどういうわけか。」
等々質疑應答がはてしなくつづく。
「中央執行委員、笹川、各項目別質疑を提案する。」

贊成の聲がある。
議長は提案を無視して質問をつづけた。
「議長は何故笹川の提案を無視するか。」
鋭い異議の中立に議場は騷然となる。
議長「議長は各項目別にするより全體を通じて質疑應答した方が速く終ると考える。」
「議長橫暴！議長交替！」の聲が起り議場は誰の聲もきこえることができなくなつた。聲を大きくすればするほど、きこえなくなるのだ。議長のスピーカーがどなる。
「京都大會の失敗のてつを又ふむか、だまつてきけ！」
會議員はますますいきどおり、ますますあきれた。
「モメル理由を教えてやる。おれに發言させろ。」
という聲がきこえる。代議員の一人が議長席へのこと上つて行つて何かかけあいをはじめたようだ。
議長「ここで、五分間休憩を宣する。」

「へえ！休憩を獨斷できめてしまつたよ。異議申立もうけつけず、しかも議長席をゆずらないなんて、あいつ『會議の規則』知つているのかしら。」

「あれでも縣會の副議長をやつているつてはなしだよ。」

「へえ！縣會はあれでつとまるのかね。『會議の運び方』三二頁を讀み上げてやりたいね。」

傍聽席ではこんなささやきが交されていた。

大會傍聽（その二）

この會議百萬圓也。中村は一分間の空費を七百圓と計算した。この貴重な時間がいたずらに經過されていくのがとてもおしいように思われた。議程表を見れば重要な議事が一ぱいある。自分もどなりたいような衝動をおぼえる。しかし自分までその衝動に從うことはますます自分の希望することとは反對の方向に追いやることだと考えて、じつとだまつていた。

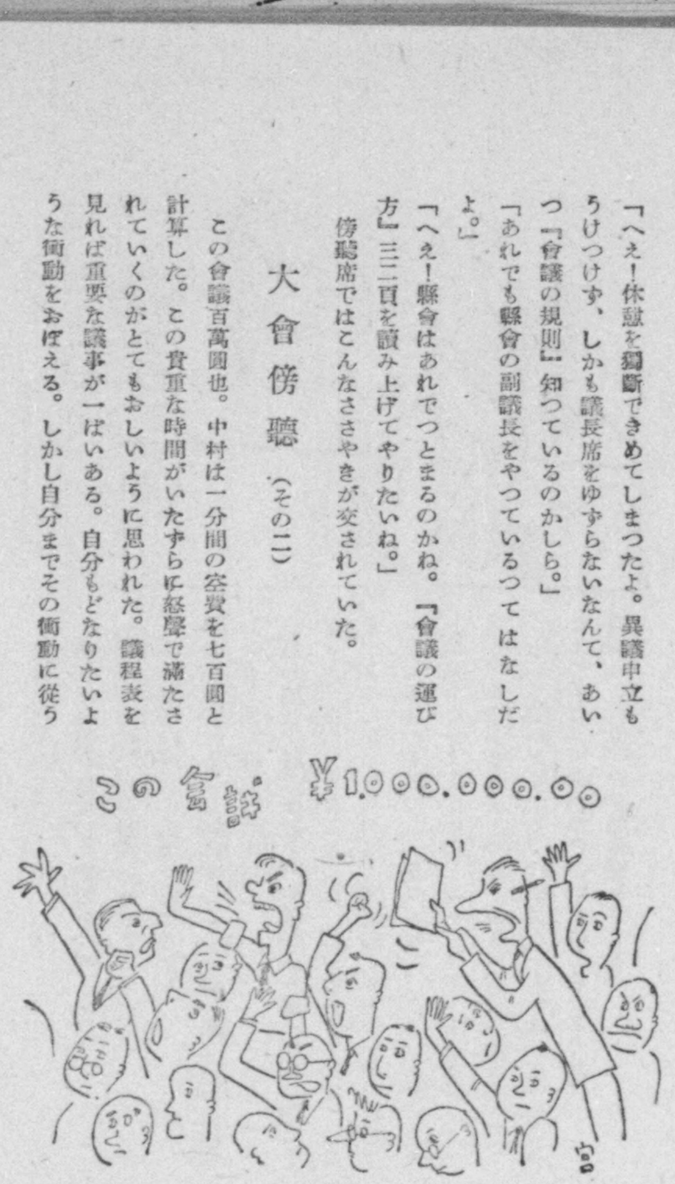

議長はなかなか交替したくなかつた樣子だつたが、ついに大衆の壓に抗し難く、議長團の別の人と交替した。

次の議事、組合規約改正案の審議にうつつた。これは中央執行委員會でも急進理想主義と漸進現實主義とが對立し、うまくまとまらなかつたということをきいていた。

このボウ大な議案を七百人もの會議員が、たとえ整然と議長の統制に服してやるとしても、思いに意見をのべて審議して行つたら何時間、いや何日かかるだろう。案は十章五十一條からなつている。五七の三十五、一人五分づつとして、五五の二十五、三五の十五で十七萬五千分は三千時間、その百分の一に制限しても三十時間。もし時間に制約されてやたらに發言を封じたら、こんな苦勞して人を集めた意義が失われる。中村はそんな風にも思われた。

はたして、提案理由の說明をきき、疑義を質問しただけで委員付託とせず、各條毎に討論の上、委員付託ということになつた。

しかし委員付託といつても、ただ討論のしつぱなしではどの邊が世論の線なのか、委員會では判斷に苦しむ。だから一應の線を出すために採決が必要だと主張された。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

第一條……異議なし
第二條……異議なし
第三條……異議なし
第四條、この組合の目的というところまで來ると、ガゼン議論はふつとうし初めた。第五項「全勞働戰線の統一」第六項「世界全勞働者と提携して世界平和を確立する」は目的でなく手段だ。だから、綱領　組合字引參照80）または運動方針に盛ればよいという意見。いやはつきり規約にうたつた方がいいという意見。賛否は各々相半ばする形勢である。

こんどの議長は呼吸たくみかなかなかうまかつた。

「賛成意見ですか。では、ハイ前のほうの方。」

こんな調子で賛成と反對を交互に發言させた。しかしときどき賛成論者を一番はじめの發言者に指名した。

「賛成と反對をかわるがわる發言させる場合は反對者からまず發言させるということを知らないのかな。」

中村はそのことをおわりまで注意していたが、議長も代議員も誰も知らなかつたようであつた。後で宿へかえつてから、他の人にきいてみたら、

「なるほどね、提案者は賛成者だから、公平にやろうとすれば反對者から指名するのが、適當かもしれないね。」

とその人も知らなかつた様子であつた。

また、指名が公平でないと思つた。福島、大阪、岡山、三重、京都、東京中央、鹿兒島、山梨、北海道などの代議員は何回も何回も指名された。この人達は大きな聲で、もうれつな勢で手を擧げた。

「議チョーツ」

「議チョ、議チョ、議チョッ」

長くひつぱる者、小うるさく雀のように何回も「議チョ」をくりかえすもの、議長はその都度特徴のある大きな聲ともうれつな勢につりこまれて指名したようであつた。

第五項と第六項を入れるか削除するか、極めて簡單な二つの議論がしばらくの間ぐるぐる回轉した。

「採決！」

という聲があがつた。議長は渡りに舟と採決をとつた。

賛成二六三對二一九

執行委員の方から異議が出た。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

「現行規約附則二に『本組合規約は大會構成員三分の二以上の同意を得るに非ざれば變更することを得ず』とあり、また同第十條に「全國大會は代議員及び本部役員を以つて構成す』とあり、本部役員を採決から除いたのは不都合である。故にいまの採決は無効である。」

會議はこれをきつかけとして、規約審議をそつちのけにして、現行規約の解釋についてもみ出した。

「第十九條により役員は票決權がない。」

「附則の二は第十九條に對して特別法の關係にあるのだから、役員にも當然に票決權はある。」

「これは解釋問題であるから、素人で議論せず、顧問辯護士にきいた方がよい。」

「最初規約をつくつたとき、その立案に當つた人の說明をきいてみたい。」等々、

結局、代議員だけの採決によつて、役員を採決に加えないことにきめてしまつた。

その間約一時間半、六萬三千圓也。おまけに「世界の笑いものになるぞ」「憲法無視だ」というような聲もお伴して。

散會後、中村は宿へ歸る途中、中央執行委員の一人とこの問題について話した。

「代議員五十一パーセントの意見が如何なる場合にも絶對的だと考えているようですね。」

「全く、法律とか規則とかいうものは、一度効力を發すると、客觀的なものになるんです。その解

釋權は議會の手から國民一般に、裁判所に移つてしまうんです。その意味であの場合、解釋權は、もちろん中執にもあるし、組合員一般にもある。それを代議員だけの採決できめてしまうのは無茶ですよ。もつとも、代議員は全權を委任されて來たと思つているでしようがね。しかし、規約は代議員をも拘束する筈です。一般組合員はその規約の範圍内で全權を委任した筈です。」

「私もそう考えますね、誰があの規約を讀んだつて構成員には役員も含まれていることは明かなんですからね。それを代議員だけの都合で勝手に解釋するとしたら、規約の權威がなくなるわけです。」

大會傍聽（その三）

第二日もおそくまで會議を强行したが、第一日の日程が終らなかつた。

無せん中執を認めるかどうかでは、何回か採決のとりなおしをした。

一旦宣言した票決を訂正して紛議をかもしたり、議長團自ら棄げられた擧を一つ一つひきおろして數えたり、この規約を改正するかどうかの賛否を決するときだけ、三分の二の同意が必要で、部分的改正は「過半數の同意でよろしい」などと大まじめできめてしまつたり、三百年も前から世界の常識となつている議事規則を討論してみたり、本質の討論より道草の議論が多いように思われた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

「ね、中村君。」

宿舎への歸途、今しも二分の一か三分の二かについて論じ合つていた同宿の大友君、——朝起きるときから夜ねるまで、議論するので中村君は少少ヘキエキの形であつた。——が助大刀を依頼してきた。

「それより、ほら、君の一チョウラの洋服に穴があいてるよ。」

中村はわざと大げさに應しゆうした。

「どれ、どこに。……ないじやないか。おどかすない。」

「いや、ある。」

「どこにもないじやないか、……ないよ。絶對にない。」

「あるよ。」

「あつたら千圓あげるよ。この一チョウラに穴があつてたまるかい。」

「いや、どうもありがとう。千圓もらつた。ね、君、保證人たのむよ。……そらボタンの穴があるじやないか。」

「これはちがうよ。穴は穴でもこれはちがうよ。」

「そこだよ、君は千圓出すかい？　あほらしくて出せないだろう。もちろん出す必要はないんだ。

それはペテンだからね。規約だつてそうだよ。いくら規約改正の必要を認めて賛成したとしても、中味がどうでもいいつてわけにはいくまい。規約はどの條文も一つ一つ重要なんだ。だから、それを改正するには、たとえ一條でも、二分の一でなく、三分の二の同意が必要だと規定しているんだよ。一部の改正も改正ではないかね。」

大友君は千圓出さない方がいいと考えを改めたようだつた。

「そうすると、二一八對二二六だろうが、二二四對二四六だろうが大して問題でないことをみんなで大さわぎしたつてわけか。」

「全く。三分の二以上の賛成があつたものはその場で決定さ。二分の一以上の賛成は委員會に對する參考さ。」

「それにしても、採決があんなに時間がかかつてはやりきれんね。」

大友君の論敵、夏目君が口を入れた。

「もつと能率的な方法があるんだがね。議決權をもつ會議員には赤いカードを、發言權のみで、議決權のない會議員には白いカードを渡しておく。そして發言するときは勿論、採決に加わるときも必ずカードを持つて手をあげる。そうすれば會議員の席がどこにあろうと、議長はオブザーバーに發言を許すヘマを犯さなくともよいし、また議決權のない人の擧手を頭數に數える誤りをおかさな

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

いることができるわけです。この方法は外國で行われている方法だが、今回の場合、代議員に赤と白の二種類のカードを渡しておく。赤を賛成、白を反對ときめておく。採決をとるとき、議長は「賛成の方は赤カードを擧げて下さい。」という。そして あらかじめ議長に任命された數人の計算人がまるい盆か何かをもつて、そのカードを集めにまわるという趣向だがね。」

「名案だ。むかし豊臣秀吉が森の木をかぞえるのにナワを用いたのと同じ趣向だね、ハハ……」

大友はさも愉快そうなゼスチュアをしてみせた。

大會傍聽（その四）

第三日、

會議の序曲は長いものだ。ほとんど半分を序曲に費して、後の半分で本すじを急ピッチに演奏する。ちょうど家を建てるとき、土臺をつくつたり、柱や床や屋根にする材料を組立てるばかりに準備したりする時期が非常にながくて、いざ建てはじめたとなると、みるみるうちにでき上るようなものだ。

今日からそろそろ本すじにはいつた。しかしちと粗雜にあわてすぎているようだ。無理もないことはわかる。まだ第一日目の議程が殘つているのだから。

「能率よくやるということと、あわてることとは、だいぶちがうと思いますから、一つ……」

會議がはじまるとこの日の最初の議長が議程表を横目で半分、代議員の方を半分にらめながら說教した。會議員は圖星をさされたといつた顏で苦笑した。

もつとも、この議長はすぐ「名議長」と大むこうからほめられた××君に交替した。

各事業部と委員會の報告はぶあつい報告書で代用され、エンゼツは省略された。このぶあつい報告書は八萬圓もかけて、執行部が大いそぎでつくつたものだ。しかしでき上つたのは大會數日前

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

で、代議員に手渡されたのは開會のじき前であつた。「こんなボー大なものは簡單に檢討できるか。」ここへ集る二週間も前に渡して全組合員に批判させるべきである。」

この報告書に對する質疑のとき、こんな苦情がでた。もつともなはなしである。議案や豫算案のプリントに對しても同じことがなされた。

執行部はむかしの嫁さんがおしうとにしかられたときのようにだまつていた。しかし、「大會の二週間前に支部へ流すには、三週間前に刷り上げねばならぬ。三週間前に刷り上げるには一ケ月前に原稿をこしらえねばならぬ。一ケ月前に原稿をこしらえるには、もつと前にその原稿の草案が執行委員會にかけられねばならぬ。草案がまとめられるにはもつともつと前に各地からの提案や意見が……まあ、誰かやつて見て下さい。」なんて嫁さんのうちには心の中で思つたものも居たかもしれぬ。

「それにしても、嫁さんをやつつけることばかり考えないで、たまにはほめてやつてもいいではないか。勞働協約の締結だつて、その他だつて……」

中村はふつとそんな氣もちになつた。

「でも映畫批評と同じように、政府が議會からほめられたためしはきかないし、勞働組合の執行部もそうかな。」

とも考えた。

事業部報告に對する質疑も時間の制限ではしよられた。

さあ、次は委員附託となつていた規約の上程だ。

「きのうの空氣から見て、簡單に三分の二の賛成で通過するかな?」

中村はきようもまた大いにもむことを豫想した。ところが委員會の報告をきき、二三の輕微な修正をしただけで、一括採決ということになつた。

「おとといから各條毎に討論し、一應の賛否がとつてあるので、ここで委員會の報告ならびにただいまの修正案の通り可決したいと思います。ではどうぞ、全員の拍手をもつて御賛成願います。」

議長がこういうと、嵐の?拍手が續いた。

「アレ、アレ、?-?-?」

中村はキツネにつままれた感じである。代議員は一體どうしたのだ。

「そのむかし、ペニスの商人デンドウノーと狡智にたけたパニュルジウがケンカをして、パニュルジウはデンドウノーの羊を海にほおり投げた。ところがその羊の後を追つて、他の羊も次から次へ海にとびこんでおぼれ死んでしまつたというはなしがあるが、その羊そつくりではないか。

(註 ラブレーの書いた物語『パンググリュエル』に出て來る話。その中でラブレーはこういつている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

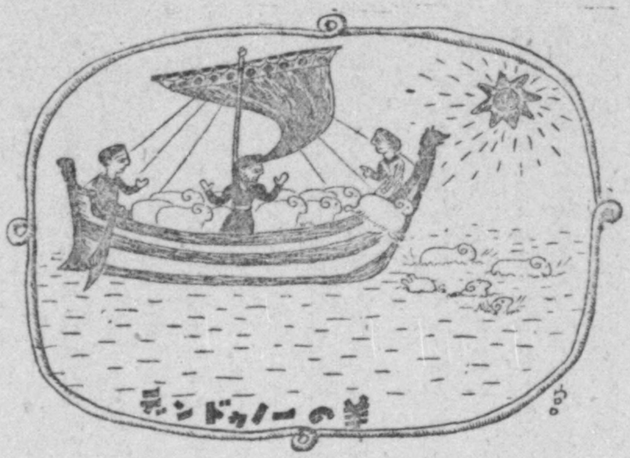

『羊はこの世にまたとなくおろかな動物で先頭の一匹がどこに行こうと、必ずこれに従って行く性質がある』と、)

第一、議長が『賛成願います』なんて要求するのがおかしい。第二、拍手による採決方法なんて誰がどこで発明したんだ。採決の結果が議長だけにわかればいいと思っているのか。採決は反對者どのくらい、賛成者どのくらいと會議員全部に確認され得る方法でなければならない。しかるに、拍手でそれが確認でき得るか。議長は一段と高いところにいるから、ちつとは拍手している人間の數がわかるかもしれない。しかし他のものには、どのくらいの人が拍手しているか、おそらく見當がつくまい。この方法だと、反對者は無言でいることになる。無言と拍手の音とどうして比較するというのだ。しかも、この採決は三分の二の賛成を必要とする重要な規約改正の採決だ。きのう何回採決の

とりたおしをしても、三分の二の多數にはなり得なかつた部分が、いま拍手できめた改正案にかなり多くふくまれているのを議長はしらないのか。議長も議長だが、代議員も代議員だ。これでは肯目的追從しか知らない羊と評されても仕方がないではないか。一人ぐらいこんなデクラメな採決方法に異議の申立てをするものはないのか。」

中村は身うちにいきどおりの熱い血がかけめぐるのを感じた。

「議長！　採決に異議あり。」

代議員の聲があがつた。

「おう！　みんな羊ではなかつた。それでこそ、わが代表！」

中村はそう思つて聲の方をのび上つてみた。異議の申立てには少々ことばがたりなかつたようだ。けれども賢明た代議員であつたら、多分その趣旨は了解したであろう。

しかし議長は拍手による採決方法の正當を主張した。異議申立てに「賛成」という聲があつたにもかかわらず、そしてそのような場合、議長は議長の權限を失つて、その席を他にゆずつて、その上で自分のとつた措置の辯明をなすべきであるにかかわらず、議長席から、……

そしてそのことのけじめをはつきりきめもせず、次の議事に移つてしまつた。

「みたみな羊ではあるまい。多分時間が殘り少くて、あわてすぎた結果であろう。」

中村はしいてそう善意に解釋して、ハラの虫をなだめた。

（つづいてこの大会の山、大会要求事項、新運動方針（組合字引參照82）およびこれに伴う豫算、役員の改正等が第四日目、最終日まで上程審議されたが、会議は時間を氣にするマラソン選手のようにバク進をつづけた。中村はそのような狀況のもとでの第三者的批評は少しひどくなるかもしれないからといつて、全運新聞に書くのをやめた方がいいといつた。

附　錄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

1 日本労働運動の十六原則

これは一九四五年十二月十八日の極東委員會で決定されたもので、日本の勞働組合運動に關する基本的原則として、わが國勞働組合の健全な發達を促進するために示された勞働憲法ともいうべき指針である。

一、日本の勞働者が左の三つの目的をもつて組合を組織することを奬勵する。

(1)勞働條件を防護し改善するため

(2)右目的をもつて、産業勞資協約を交渉するため、または正當の勞働組合としての利益を增進するため

(3)平和的民主的日本の建設に團體として參加するため

二、以上の目的をもつて、勞働組合および組合員が組合を組織する權利は法律をもつて確保し保障する

法律によつて勞働者の組合加入の自由をあたえること、勞働組合が以上の目的を達成することを妨げる如き一切の法律および規定は即時撤廢すること。雇主は勞働者が組合員であるとの理由によつて雇入れを拒絶したり、または差別待遇することを禁止さるべきこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

三、労働組合はなんらの差別待遇なく、自由に集會、演説、出版ならびに放送施設利用の權利を有すべきこと、ただしこの種集會演説または文書が、直接に占領の利益を阻害しない場合にかぎる。

四、労働組合が雇用條件について組合員のため、雇主と協約交渉することを奨勵する。

労働者または労働者代表者と雇主との間の直接かつ任意の交渉によつて解決できない産業爭議を處理するため、日本政府は労資の仲介および調停機關を設置すること。この機關は労働者の利益を保護するという條件で活動すべきこと。もしこの機關に雇主側から代表が參加している場合は同數の代表を労働組合から出すべきこと。

五、ストライキ其の他の作業停止は占領軍當局が占領の目的ないし必要に直接不利益をもたらすと考えた場合にのみ禁止される。

六、労働組合は政治活動に參加し、また政黨を支持することを許される。

七、労働組合およびその役員が日本の民主化計畫に團體として參加し、かつ軍國主義および獨占的行爲の根絶のごとき占領目的達成のための諸方策に團體として參加することを奨勵する。

ただし、この參加奨勵にあたつては、組合員と組合の利益を守るという本來の義務と責任の遂行を妨げないようにする。

八、労働組合が民主體制および労働組合活動について、組合員にたいする成人教育を施し理解を深

めさせることはこれを奨勵する。

日本政府はできるかぎり組合員役員が他國の組合運動情報を入手するよう援助すべきこと。

右目的は用紙割當および外國刊行物の輸入がおとなわれるように十分考慮すべきこと。

九、労働組合の組織に當つてはそれが職業別、産業別、會社別、工場別、地域別など、いかなる基礎によるを問わず、組織形態を選ぶのは日本人の自由とする。

日本における將來の労働組合活動のためには、とくにしつかりとした地域的な基礎に立つことが強調されねばならぬ。しかし労働組合は、たとえば同一地方、または關係産業または全國的基礎に立つて、連合體その他の集團を形成することを許さるべきである。

十、労働組合の組織は労働者自らによる。その民主的な自己表現ならびにイニシアチヴ發揮の過程でなければならない。

雇用者は労働組合の組織、その指導に當り得ず、またこれに資金を提供することを得ない。

十一、労働組合の役員ならびにその常任委員會は、關係労働者により秘密投票その他の民主的方法によつて選ばれねばならない。

労働組合の全役員が規則的な期間をおいて民主的に選出され、かつその全活動が民主的に行われることを保障するのは労働組合の責任である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

十二、一九四六年一月四日の追放令、またその後の追放令にかんする指令に該當する人物は勞働組合内の地位につくことが出來ない。

過去において責任ある資格において、勞働組合の組織またはその活動の妨害、抑壓に直接關係したいかなる人物も、勞働組合の役員、勞働關係諸機關の役員、調停員などになり得ない。政府が後援しまたは管理した勞働組合の役員であつた人物はふたたび勞働組合の役員となるためには資格審査を經ねばならぬ。

十三、自由な勞働組合の組織または正當な勞働組合の活動を妨害し、または妨害するための措置をとつた日本政府、その諸機關は廢止さるべきであり、または勞働組合にたいするその從來の權限を取消すべきである。

警察その他の政府の諸機關が勞働者がストライキすることをスパイし、または正當な勞働組合活動を抑壓することを得ない。

十四、愛國的産業組織のごとき非民主的勞働者組織またはその附屬團體はすべてこれを解散し、復活することを許されない。

軍神主義的、超國家主義的、フアシスト的、その他の全體主義的意圖をもつたいかなる新たな勞働者の團體も組織することを許されない。

十五、勞働組合その他の勞働者の組織に關する活動、または「危險思想」の故をもつて逮捕されたすべての人物は釋放さるべきである。

十六、勞働組合の決議表、大口寄附を含む收支表は公開さるべきである。

會計の正確を期するため、勞働組合員によつて任命された職業的會計檢査官により、年次檢査を行うことがとらねばならぬ。

2 世界勞働組合連盟總理事會

一九四七年六月七日から十七日までチエッコスラバアキアのプラーグで世界勞働組合連盟の總理事會が開かれた。その會議では日本とドイツの勞働組合を連盟に加入させることも議案としている。

總理事會とはどういうものか、連盟の規約によると、この會議は大會（二年に一回招集される）に次ぐ機關の一つで、大會から次の大會までのあいだの統轄機關として、執行委員會の活動狀況報告の受理とその檢討、年次豫算の承認、大會で決議された仕事を計畫し、それを實行することと、および書記長を選出するのである。大體において全連の中央委員會にあたるものとみられる。この會議は連盟に加盟している組合のある一國において、少くとも年に一回執行委員長が招集することになつている。總理事の構成は大會と同樣に加盟組合から選ばれ、大會で選任された一定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

の比率による代議員が大會で行使されると同數の票決權をもつているので、大會におとらね權威ある會議である。

大會は加盟組合の代議員で構成され、二年毎に一回ひらかれる連盟の最高決議機關である。今秋にはこの第二回大會がひらかれる筈であるが、日本が加入するとすれば、現在の組織されている組合員數を四八〇萬として、十九名の代議員と四名の補缺代議員を送ることができ、合計九十六票の投票權を有するわけである。この投票權數は總理事會では代議員三名、補缺代議員三名によつて同數が行使される。

執行委員會は大會毎に大會で選出されるもので、書記長（現在はルイ・サイヤン氏）を含め二十六名の執行委員で構成する。これは總理事會とつぎの總理事會とのあいだの世界勞連の統轄執行機關として少くとも年に二回ひらかれる。

執行局は執行委員會の會長一名、同副會長七名と書記長とで構成され、執行委員會の會期から次の會期までのあいだの統轄機關である。以上のように世界勞連は二つの決議機關と二つの執行機關によつて構成されている。なお規約によると新しく加入を申込んできた勞働團體があつたときは、先ず執行委員會でそれを許可するかしないか決定する。しかしこれは總理事會および大會の承認を必要とするが、執行委員會または總理事會が加入を決定したときは、その決定したときから効力を發生すると規定している。

3 勞働組合

勞働組合は賃銀勞働者がその勞働條件を維持改善するところの團體であるが、このような經濟的利害の追及はひいて現在經濟秩序の變革改造という政治的の利害にまで及ぶ必然性がある。ここから勞働組合の本質として忘れることの出來ない第三の要素が生れる。それはレーニンの所謂「勞働組合こそは一般大衆と先驅者とを結合する紐帶である」ということである。

勞働組合は組織機能の點から種々に分類することが出來る。

(一) 地域を標準とする區別。地域組合、地方組合、全國組合、大陸組合、國際組合

(二) 構成勞働者の産業關係を標準とする區別。技能若しくは職業組合、産業組合

(三) 指導精神による區別。職業的組合、革命的組合、戰鬪的組合

4 クローズド・シヨツプ (Closed Shop)

工場又は特定の仕事の雇傭條件として、全從業員は必ず組合に加入せねばならず、しかもその組合はその工場又は職場で二つ以上を認めさせない仕組である。すなわち一工場一組合、從業員即組合員の制度である。組合員以外の第三者を一切締出すというので、クローズド・ショップ（締付工

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

場又は封鎖工場）の名が生れたわけである。

これに對して、組合ショップという言葉があるが、組合ショップをクローズド・ショップと對比して用いる場合は次のような意味となる。すなわち雇傭主が從業員を新規に採用するに當つては、完全に自己の意思通りにやることができる。そして雇傭された從業員は直ちに組合に加入する必要がない。しかしその雇傭契約の條件として通常、數日ないし數カ月の試驗期間の後に組合に加入せねばならない。

個々の從業員がその雇主と契約を結ぶ場合には、特別の場合を除いて、賃金の低下、勞働時間の延長等の勞働條件の劣惡化をまぬくことは團體交渉のところで述べた通りであるが、多數の從業員があたかも一人の如く、その意思が組合に統制されることは雇主と對等の力で契約し、且つその契約を維持していくための有効にして絶對必要な手段である。

すなわち組合はこのクローズド・ショップによつてその團結權がもつとも完全な形で確立され、罷業權も、スト破りを防ぐことが出來て、もつとも完全に遂行することができる。

これが個々の工場ばかりでなく、同一産業にむかつて單一の組合のみがみとめられ、さらに全國的な資本家團體と、勞働組合とが一對一で契約できるようになれば、それこそ勞働組合の完成された理想形態とみることができよう。

ところで實際問題になると、そうした理想形態は、まだどこにも實現されていないし、おそらく不可能でもあろう。しかもそうした方向への過程において、いろいろの問題がある。勞働組合運動の歷史のもつとも古いイギリスでさえ、このクローズド・ショップの問題が當面もつとも大きな問題として、いまさかんにさわがれているが、その二三の問題の所在についてもうちよつと解說をくわえることにしよう。

第一、クローズド・ショップはそれによつて勞働組合に、勞働組合のもつ當然の權能をこえて、必要以上の權利をあたえるものではない。

クローズド・ショップとは、つまり勞働組合にあたえられた團結權、團體交渉權などの權利を、もつとも完全に發揚する手段として仕組まれた制度であつて、それによつて勞働組合は最高の威力をふるうことが出來るわけである。しかしそうかといつて、その威力によつて企業家から企業權をうばつて、全面的に經營を支配するということは、あきらかに逸脫行爲である。ただし爭議の一時的手段として生産管理をすることは、なんらさまたげない。

第二クローズド・ショップは勞働組合の團結權をよりよく保障するものであつて、勞働者個人の自由に對する基本的權利を壓迫するものではない。

クローズド・ショップ提唱の一つの理由は、勞働組合をつくつている勞働者の犧牲において勞働

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

組合にもはいらない、はいつても組合費もキチンとおさめないような労働者がひとしく利益をうけるといつた不合理を是正するためのものであつて、労働者の個人の自由をそれによつて不當壓迫するものでないことはいうまでもない。したがつて日本の労働組合法にも規定しているように、大部分の労働者が、ある種の労働條件をカクトクした場合、それが組合外の未組織の労働者にもあてはめうるという場合、すべての労働者が同一の權利にたいして、同一の義務をリコウすることは民主主義的に言つて當然の話で、その限りでは個人的自由の壓迫にはならない。それが同じ産業で發生的に二つ以上の組合があつて、いくらか多少の差はあれ、支配的な地位にないとき一組合に强制すること、かなり問題がある。

第三に、クローズド・ショップはその半體たる労働組合がある程度に成長して、しかも完全に民主主義的に運營されていることが必要である。

したがつて、労働組合がまだ初期の發展段階にあつて、いくつもの系統が、その將來における發展が、いずれともみきわめつかない場合、さらに労働組合の幹部も組合員も、まだほんとうに民主主義的な行動になれないとき、幹部間の個人的な對立や何かで、除名問題などをひきおこし、除名されたものはただちに職場を追われねばならないというと、クローズド・ショップ制度はかえつて桑壓の道具と化して、労働運動の健全な發達をさまたげる。したがつて労働組合がまだ發展の初期

にあり、十分訓練をへていないときは、かなり危險な場合があることを心得ねばならない。

それなら現在の日本の労働組合の場合はどうか、それは客觀的にみた正しい判斷のうえに是非を決定しなければならないが、ただ注意しなければならないのは、全國的な情勢がまだ十分でないからといつて、クローズト・ショップはいかなる職場でもゆるされないというのでない。個々の產業、個々の職場において、立派にクローズド・ショップのおこなわれるところはどんどんやるべきだし、また現におこなわれているとおりである。

5 オープン・ショップ (Open Shop)

語の意味は開放工場といつた意味で、原則的には一工場の従業員は組合員たると否とにかかわらず、均等にその雇傭の機會を提供する工場、又は全然労働組合が結成されないか、又は結成されていても部分的のものである工場という意味であるが、實際の使用では、組合を承認せず、非組合員たる労働者にのみ雇傭を提供するような工場を稱している。これは労働者側が採用するクローズド・ショップの對抗方策として、企業者側が用いようとするものである。

その理論的根據は

一、契約の自由は認められたる原則である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

二、労働條件も個々の労働者が自己の能力や希望や趣味に従つて判断選擇すべきである。
三、故に労働組合などの集團力で、如何なる人をも働かしめ、又は働かしめないようにすることは自由契約の精神を無視するものである。
四、クローズド・ショップは一工場における雇傭を獨占するのみでなく、企業者を脅威するから、企業者側の自由も損われる。
というのであるが、それはあくまで企業者側に都合のいい勝手な理論で、もしそうだとするなら、勞働者はいつも企業者のいいなりになつて、奴れい的奉仕をいつまでも繼續せねばならぬであろう。

6 優先的組合ショップ (Preferential Union Shop)

組合員は一時的解雇又は再雇傭において、非組合員より優先權が與えられている場合をいう。すなわち、組合員は一時的解雇に際しては最後に行われ、再雇傭の場合は非組合員に優先して呼びもどされる。

7 就業許可書 (Work permit)

大人や少年たちが一時的に組合工場やまたは組合の仕事をするために雇われたとき、それが組合に加入しなければならないほど長い期間勞働をしない場合に、アメリカの組合では、この一時的雇員に對して就業許可書を發行する。この許可書を貰つた彼等は組合に對して組合費や入會費に相當する金を支拂わなければならない。しかしこうした金を支拂つたからといつても、それは組合員としての資格を與えられたのではない。こういう臨時に働く青少年女子は普通、夏の休暇などを利用して組合工場で働く時によくつかわれるものである。

8 就業許可料 (Work permit Fee)

一つの職場で組合がカクトクした種々の勞働條件のもとで働くことのできる勞働者男女少年男女に對して、組合側が組合の特典にたいし、彼等に課する金額である。

9 回復金 (Reinstatement Fee)

忠實な組合員が全國勞働組合規約に定められた一定の期間中に組合費を納めなかつたときに、彼はパット・スタンデング「不眞面目」であるといわれる、そして組合から除名される。そこできた組合に再加入するために、彼は正規の組合費のほかに、組合に對してタイマンの罰として罰金を組

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NND NO. 775 063

合に拂わなければならない。この罰金の一部は支部が保管し、あとの残りは組合本部に送られる。

10 轉勤カード (Transfer Card)

組合員が同一産業内の工場で他の工場にかわりたい時は、その組合員は組合費の拂込金を支部に納めなければならない。支部では何月何日の現在、彼は忠實な組合員(グッド・スタンデング)であるという證明をしたカードをくれる。彼はこのカードを持つて他の會社または工場にかわつても、カードのおかげで二度入會金を支拂わなくとも、新しい會社(工場)の組合員になることができる。

11 一時解雇組合費 (Unemployed Dues)

勞働者が一時的に解雇されているときでも、多くの組合では組合費の支拂をつづけるように要求する。なぜならば組合の出費はちよつとの間も中止していないからである。一時的に解雇された組合員がおさめる組合費は平常と同じ金額のこともあり、また半額の場合もあるし、そのほかの方法のこともある。

12 天引き制度 (Check Off)

使用者側が組合員各自の意志によつて毎月の賃金中からその組合費を差引くことを書面で委任された場合、この制度を天引きという。使用者側はこうして徴收した組合費の總額を銀行爲替か又は小切手にして組合の會計書記に渡す。

又時として罰金、入會金、賦課金等を天引する場合もある。

クローズド・ショップ又は組合ショップ制度が確立されている所では、各組合員に對し一般的天引制度が契約中に規定されているのが普通である。

13 組合員資格の維持

組合のクローズド・ショップの要求に伴つて、組合員資格維持の思想が大低の組合協約の中で發達してきている。

工場で働きはじめた勞働者に對しては、組合員となりたいか否かをきめさせるために通常一定の期間が與えられる。この案には組合に加入することを何れの被傭人にも强制しないと同時に、當時組合員となつていた者、およびその後組合に加入した者の組合員たる資格を維持すべきことを規定している。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

14 會計役員

組合の資金を扱う會計部役員には本部におけるものと支部におけるものとの二種類があるが、その内本部會計役員の責務をUAW（アメリカ自動車労働組合）は次のように規定している。

一、組合に對する總ての金を受取り受領證を發行すること。

二、會長の指令が特別にあつたとき以外は、自由に手形及び現金支拂をすること。

三、給料及び各役員屬員の費用、その他組合に屬するすべての金の領收及び支拂を詳述した半年間の報告を支部に提出すること。この際各地區からの受領書は綴込んで合計する。

四、執行部によつて支持された金額以上の超過資金は全部銀行に預けること。若しこの利子について執行部から質問があつたときには、隨時現金證書を提示すること。

五、活動狀態の悪い組合支部を明記した『怠惰者月表』をすべての支部に發送すること。

次に組合支部の會計役員に就いては

一、收入支出及び差引額の項目別リストを示す各工場別の正確な記錄を保持すること。

二、正しくサインされた受領書のある時に限り、資金を支出すること。

三、執行部及び連合會議の承認に從つて、支部會計委員會の許可なくしては二五・〇〇〇弗以上を

使用できないこと。

四、各會費から二仙及び一仙半を支部の敎育費及び厚生活動を賄うために貯わえることと定めている。

15 會計檢査官

AFLの連合纖山從業員組合では組合長は會計檢査官を一人或はそれ以上任命することとして、その任務を次の如く規定している。卽ち半年毎に會計部の帳簿及び勘定を檢査して收入と支出の報告をつくり、それを會計部の手によつて印刷、各支部に送付させる。一方巡歷檢査官を設け、少くとも毎年一度は全組合支部の勘定を調査し、その記帳の定型を敎えることを援助する。

又若し檢査の結果何らかの不正を發見したときは、それを通知して責任者を規定に從つて處罰するように取りはからう。

16 身元保證債券 (Bond)

これは組合の會計役員又は出納係がその職務遂行上起る種々の間違いを防ぐために、身元保證として債券會社から借入金の契約をする制度で、債券會社はその人の經歷を調査し、且つ一定金額に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

對して、當人が組合資金を盜用したり、使い込んだりしないことを保證する。從つて萬一、會計役員が、これらの間違いを起すと、債券會社はその全金額を支拂わなければならない。

との制度につき上述のUAWでは「會計役員はその責務を公正に履行することを保證するために、二五・〇〇〇弗の債券（これは執行部によつて認められ、會長に供託せられねばならぬ）を提供すべきこと」と定めている。

17 御用組合 (Company Union)

直接又は間接に會社の息がかかり、會社の意向に從つて組織され、統制される擬組合を通常御用組合とよんでいる。

實際にはその組合が鬪爭していても、もし財政的に又は他の面で會社の權力が及んで居れば、自主自立の組合とは言われない。

18 團體交涉

勞働者の一群が、一つの組合のもとに團結して、その代表が雇傭主と賃金、勞働時間、厚生施設その他の勞働條件の改善確保について交涉することを團體交涉という。

19 個人交涉

勞働者が個人で雇傭主と、賃金、勞働時間、その他の勞働條件について協定をなすため、交涉することをいう。

このような個人交涉は勞働者の力、すなわち交涉力が雇傭主と同程度に強くなければ、滿足な交涉結果は得られない。

個人交涉の力關係が雇傭主とバランスし得る場合といえば、例えば、特別の技能又は人氣ある俳優や技師などで、むしろ雇傭主の方で競爭するような場合である。

20 團體協約

勞働協約又は組合契約とも呼ばれる。團體交涉の結果は何らかの意味で凡て團體協約であるが、通常團體協約の結果を書面につくり、双方がその履行を誓う。協約の内容で、最も重要で一般的なものは、賃金、勞働時間の標準の公定であるが、その他、通風、衞生作業設備、娯樂等の厚生施設まで含めた勞働條件を規定する場合もあり、更に進んでは非組合の雇傭（一時的雇傭なども含む）徒弟制特定作業從事勞働者の數および　の制限等より、職長の選任、經營參加まで含め協定を結

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

ふこともある。その範囲は単一の工場企業または職業の場合もあり、一産業全體におよぶものもある。労働組合は團體協約によつて、はじめて團結の成果を日常に享受できると共に、さらに以後の労働條件改善への發展の手がかりとなし得るものである。

労働協約の有利な締結は労働者組織が充分に確立しているかどうかが前提であることは勿論であるが、成立した協約を労働者の利益のために維持するためにも、團結の力は必要である。

21 完全雇傭計畫

働く意思と能力をもつすべての人間に働く機會をつくる計畫をいう。資本家や今の政府は、企業が採算がとれて、すなわち、利潤を上げ得ることを前提として、そこから企業意慾をふるいたたせ、現下の産業復興とか、生産増強とかを行おうとして居り、從つて採算のとれない場合は労働者の首をきり、精鋭主義で、少い労働者をうんと働かして、企業をたてなおそうとしているのに對し、労働者側の産業復興は、この完全雇傭で生産を増そうとしている。

すなわち、この完全雇傭計畫は、人としての權利、生きる權利、勤勞し、生活する權利を基本とし、生産の一大要素である労働を無駄なく、無理なく、これを完全に活用しようというのである。更にこの計畫は近代産業の生産能力は全労働者を吸收し、そしてその結果生産された大量の商品を

充分消費し得るという想定のもとにそれを主張し、計畫しようというのである。もし完全雇傭で行かないならば失業者が續出し、それだけ大衆の貧困が増し、ひいては漸だ危險な社會不安をかもすであろう。

アメリカのCIOでもこれを主張し、戰後の産業轉換計畫をこの線で立案實行せよと言つている。そしてそのためには「全國民的規模における生産と消費計畫に勞働者側と政府とが民主的に共同作業をすべきである」と言つている。なおCIOの完全雇傭計畫については全運新聞第八號參照。

22 暗礁に乘り上げる (デットロック)

経營者側と労働者側が交渉中、ある點に關して双方とも讓歩しないところまで行つて妥結に至らないとき、交渉はデットロックに上げたという。

23 仲裁 (Arbitration)

團體交渉がデットロックに乘り上げたとき、第三者にその爭議の裁定を依頼することがあるが、その場合それが爭議當事者によつて承諾せらるべき決定を行うことをいう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

その際兩當事者は仲裁者及びその選任につき、豫め承認すると同時に、仲裁者による決定事項は兩當事者を最後的に拘束するものであることを認める。

24 裁決

仲裁者は爭議の兩當事者より提出された諸事實や、資料を注意深く研究調査し、その結果、兩當事者によつて受諾せらるべき結論をつくる。この結論を裁決と呼んでいる。

25 調停 (Mediation)

調停とは爭議の當事者でない公平な立場にあると認められる第三者が、爭議當事者双方の間にはいつて、デッドロックに乘り上げた點について、双方の相反する議論を充分調査して一致點を探し、最後にはデッドロックを崩す一助となり得るような提言又は勸告を行うことをいう。

調停者の提言乃至勸告は兩當事者に對し、强制力がない。もし調停者の提言がデッドロックを崩すことができず、而も問題が一乃至二點に縮少された場合には、調停者は兩當事者に對し、これらについて自發的に仲裁に付することを示唆することができる。

調停者と仲裁者との差異は、前者が强制力を持たないのに對し、後者は爭議當事者の相互の同意

によつて、强制力を與えられて居るところにある。

26 管轄爭議

一定の職場内に二つ以上の組合があり、その各々が勞働者の多數を代表すると主張し、又各々他方を無視して、自分が正當の團體交渉代表として使用者側から認められることを要求するとき起る。こうした場合、米國では全國勞働關係局（勞働關係の紛爭などを裁定する政府機關）に對し、いずれが多數を代表するかを職場投票によつて決定するよう要求するのが普通である。

27 斡旋

利害關係なき第三者が、勞働爭議又は團體交渉中の經營者側及び組合側と會い、双方をなだめ、その立場の說明をきき、和解への到達を助ける手續をいい、斡旋者は何ら提言を行わず、又法的强制力を有しない。斡旋の効果は一に斡旋者の地位、關係諸事實の理解程度、斡旋者としての經驗、練達度と兩當事者の和解への熱意如何による。

この場合、若し斡旋者の勸告が兩當事者に受入れられなかつたときは、最後的解決手段として事件を仲裁者に付託することを決めてもよい。尙調停者と斡旋者との差は、前者は提議を行い、兩當

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

対して、當人が組合資金を盗用したり、使い込んだりしないことを保證する。從つて萬一、會計役事者が一緒の會議のテーブルに坐ることのできるように努めるに對し、後者は單に爭議の問題を單純化し、問題の所在を確めようと努力する點にある。

28 ボツコイト

多くの協約中には組合と雇傭主が

(一)組合の組織されていない職場又は工場の製品を取扱わない。

(二)他の職場が罷業に入つたとき、その職場の組合員以外の勞働者によつて取扱われた品物は取扱わない。

旨の同意をした部分が含まれて居り、これをボツコイトという。

組合は組合組織のない勞働者の仕事を自己の勞働條件の基準に對する脅威と考えるものである。

29 同じ資格で交渉する

組合と雇傭主との兩者がどちらも特權とか利益とかを持たずに交渉することをいい、同時にこの兩者は各々その欲求を押す力をもつていることを意味し、前者は團結を通じて、後者は生産管理を通じてこれを行う。

この如く同じ資格で交渉するという原則は、團體交渉手續において基本的又は絶對的である。

30 組合を通じて雇傭する

クローズド・ショップ又は優先的ショップが確立されている時に、新規勞働者を採用する最も普通の手續で、先づ雇傭主から組合事務所に對し、これこれの資格の者がこれだけの人數必要である旨を提示する。これに對して、組合は失業中の組合員から適任者を探し出すのであつて、この場合雇傭主は仕事に必要な資格を欠くと立證できるとき以外は、組合推せんの人を拒絶することができない。組合はこのため、仕事のできない勞働者の表を具えつけておくことがある。

又、時として、もし一定期間迄に組合が充分な勞働者人員を揃えられないときには、雇傭主は外部からこれを求めてよい、と謳つた協約もある。

31 被傭者

字義からいえば仕事をもらい、それをやつた代償として給料又は賃金支拂を受ける人であるが、普通には雇傭主に對する關係において使用される、從つて任免の權を持つ職工長は彼自身は會社の他の幹部から傭われているとしても雇傭主と見なされるし、この幹部も又同樣に理事會との關係か

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

らいえば被傭者となる。

32 馘　首（勤務又は雇傭より出されること）

恣意的な不公平な解雇を防ぐために協約では通常、次の如き解雇容認理由を規定している。即ち不正直、不服従、無能、怠慢、協約違反、權限外業務への關與、一時解雇の後再び召喚したとき仕事に返らぬことなどである。

以前の解雇にはよく「組合活動をしたこと」及び「組合員であること」などが理由となつた。然し現在では米國でも日本でも基本的勞働法はこのような解雇を禁じており、如何なる場合にも解雇は組合を通じて調査され、又控訴することが出來るようになつている。

33 離職手當

自己の過失によらず不本意にやめさせられる被傭者に對して、雇傭主が支拂う一定金額をいい、その金額は雇傭期間と雇傭中に受けた賃金率とによつて定まる。

これと失業補償とは、前者が一時拂であるのに對し、後者は失業期間中又は失業期間中の或る定つた期間に亙るものであるところが異る。

34 一時解雇

勞働者が事業閉散の間、又は工場に材料及び部品が不足するため閉鎖のやむなきに到つたとき、一時的に失業者となることをいい、定期閉散時が終り、部品が利用できるようになつて事業が平常の狀態に戻れば、呼び戻されるのである。

協約には通常、一時解雇が實施される前に經營者が豫告をなし、組合に相談することを要求している。

35 同一勞働、同一賃金

人種、皮膚の色、信仰及び性などの如何に拘らず、同一の仕事を處理する者に對しては同一率の賃金を與えることをいう。

現在大部分の産業では、男子と同じ仕事をしながら婦人であるという理由で差別を受け、又、自分と同じような仕事をしている他の勞働者が、自分より高いか或は低い賃金を受けている場合が多い。從つて組合契約は同一仕事に對して常に賃金を同一にすることを求める。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

對して、當人が組合資金を盗用したり、使い込んだりしは、[illegible]

36 賃金率

勞働者がその仕事に對して受取る賃金の率をいい、この率は次のような要素により決定される。即ち經營者の能率的生産能力、機械施設の型、勞働者の熟練と能力、勤務時間、生活費、同樣な仕事をしている他の勞働者が受取る賃金及び賃金制度を統制する州又は國の法律等がその要素である。

37 生活費

實際の價格により決定される週豫算又は月豫算のことで、或る階級の家庭が或る場所で或る期間、そのつつましい喜びの生活を維持し、家庭生活及び社會生活の最小の機能を營むために必要な豫算をいい、それは現在の食料品價格、家賃、光熱費その他一定期間、一定場所で家庭生活をするに要する諸經費によつて定まる。

アメリカの組合の多くは、特別の生活費委員會を有し、もし生計費の指數が上れば、組合が賃金引上を交渉するための確かな根據を常に握つている。(米國ではこの仕事を勞働省勞働統計局でも行つている。)又、大部分の組合協約は生計費指數の變動に應じて賃金を調整する旨規定して居り、物

價上昇の時期には賃金交渉を再開する權利をカク得している。

38 時間外賃金 (Overtime Pay)

規定時間以上に働いた仕事に對し支拂われる賃金をいい、凡ゆる組合協約はこの規定を包含している。

米國では時間外賃金の率は一・五倍が普通である。一日八時間、一時間一弗という場合、十二時間働けば、八時間の分八弗殘りの時間外賃金六弗、合計十四弗をうけとることとなる。又もし日曜日或は祭日に働いたときには、勞働者は正規の賃金率の二倍をうけることを通常とする。

39 呼出賃金

勞働者が仕事に出たとき、又は一時解雇の後呼出されたが、なすべき仕事がなかつた場合には、普通「呼出賃金」という最低支拂賃金が組合協約によつて規定されている。

40 危險職業

勞働者の生命、四肢、健康に眞の危險をもたらすような仕事をいい、爆發物の取扱い、化學藥品

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

の中での作業、重労働などがこの中に入る。このような状況下での労働者は基本給のほかに特別賃金を受けるか、特別ボーナスを受けるか又は短時間のみ働くのが普通である。

41 休憩時間 (Rest periods)

米國では多くの契約に、午前一度午後一度十分から十五分の休憩時間を全労働者のために規定している。

42 病氣休暇

多くの組合協約は、各組合員に對し、一月に一日乃至二日の病氣休暇を與えている。しかし或る契約では、病氣休暇の使わぬ分を一年を通じて積立てることが出來るようになつている。それによれば、若し彼が二日以上病氣の時は積立てられた休暇の許す範圍内で有給休暇をとることができるのである。ただし病氣が永引いたとき、勞働者は病氣を證明する醫師の診斷書を示すことを要求されているのが普通である。

43 頭割金 (Per capital Tax)

組合員から支部に支拂われた組合費の一部は地區協議會と本部に送られる。本部はその中から更に勞働組合の全國會議又は全國同盟に送られる。單一組合がこのような最高組織に加入しているなら）その金額は通常組合員一人について、いくらと頭割にきめられている。わが國では本部費あるいは連協費とも呼ばれている。

44 委任制限 (Mandatory Breakdowns

組合員のすべてが自己の所屬する組合の活動について、常に關心をもつことは組合デモクラシーからいつても極めて重要なことである。組合員の支拂つた組合費が地區協議會で、本部で、どのように有効に使用されるかについて、常に組合員が關心をもつことも組合員の權利であり、義務である。組合員は彼等が希望するように組合資金が使用されるために、各支部または本部規約中に、組合資金の一定の割合は明記された使途にのみ支出されることを要求する條項を挿入する。例えば、アメリカのUAW組合の月組合費は一ドル半でこのうち六十五セントが頭割金として本部に送られ、支部に八十五セント保留される。六十五セントのうち五セントは機關紙費、二セントは教育費、一セント半は厚生費として使用されねばならないと規約できめている。支部に殘される八十五セントも同樣に、その支部の事情に從つて使途についての規定を設けている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

他の組合ではストライキ資金、解雇資金、養老資金についても、これに充つべき一定の金額を規定している。

勿論、使途のきめられない殘餘の處分は役員に委される。

このようなとりきめを委任制限といつている。これは一定の重要な目的が充分果されるようその資金を確保し、迅速に、有效に資金が使用されることを保證するものである。

45　グリーバンス　(Greevance)

勞働者が所屬の職場委員に對してなす凡ての要求、苦情、抗議、報告、依頼又は提案等をいう。

46　グリーバンス傳票　(Greevance slip)

グリーバンスをする人が、その姓名、職務、グリーバンスの内容等を記入する用紙。

47　職場委員　(Shop Steward)

工場、鑛山、商店その他の職場で、團體協約を管理するために民主的に選擧された各職場の勞働者の代表。

48　職場委員會又は協約委員會
(Shop Committee or Bargaining Council)

職場委員會は又協約委員會とも稱せられ、通常全職場委員と組合委員長、組合幹部を以て組織され、協約の締結、改正、變更、要求、淨化等を基本的に組織化することを主要任務とする委員會をいう。

49　ゼネスト　(總同盟罷業)

原義からいうと、ゼネストは政治的社會的變革を招來する一つの革命的政治技術であつて、これには勞働者ばかりでなく學生その他近代經濟を構成する凡ゆる分野の人員が參與する。

いわば第一義的には政治手段であり現在の政治支配權力に反抗して仕事を止めることで、經濟的目的を達成するための武器ではない。米國では全國的罷業であつてもゼネストとは言わず、單に地方的または全國的罷業と呼んでいる。

50　ストライキ會議

爭議解決の方法としてストライキを始めるべきか否かを討論するために、特別招集する會議をい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

他の組合ではストライキ資金、解雇資金、養老資金につ

う。

組合の力、ストライキの成功不成功は一〇〇%團結にかかつている以上、ストライキは全組合員の絶對支持がなければならぬ。したがつてこの會議の決定は組合員過半數の賛成によらなければならぬ。また、これは非公開で行われ、非組合員は一人たりとも討議をきくことを許されないのが原則である。

50 ストライキ投票

ストライキ會議の最後的決定はその性格上、秘密投票で行われるのが普通である。

51 ストライキ破り

スト中の職場へ働く爲に入りこむ者をスト破りという。これには時として雇傭主が高率の賃金を拂つて非組合員や失業者をひつぱり、或は拳力團を雇つてピケツト線を倒したりすることもある。

52 ストライキ基金

罷業目的を遂行するために財政的支持は不可缺のものである　ストライキ中、勞働者とその家族は賃金をもらわないで生活しなければならないし、またいろいろな印刷物、プラカード、演設、ストライキ賄所、厚生、交通、その他出費は無數である　その準備として、組合がストライキをやらない期間中に各組合員より特にこの目的のために徴收する基金をいう。

53 ストライキ賄所

ストライキが始まつてピケツト線が作られたとき、それらピケツト勤務にある組合員に對して給食をせねばならない。その目的のためにその職場の近くに食堂を設けるが、これをストライ・キチンといつている。

54 ワイルド・キヤツト・ストライキ（山猫スト）

組合規約が、支部のストライキに對して中央の承認を必要とすると規定してあるとき、支部が中央の承認を得ずしてストライキに入つた場合、及び支部内での一部組合員が組合の許可並に民主的投票にもよらず、むやみにストまたは勞働の中止を急がせるとき、これをワイルド・キヤツト・ストライキという。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

これは組合精神の欠除又は組合規律のビン乱を示すものであるが、中央または支部はその際これを否認し且つ一切の援助を拒絶する。

55 ヤロードツク（黄犬）契約

労働者が賃金増額、職の確保、労働條件の改善、その他種々の形の情實をうけて、組合に加入せぬこと、ストライキに加盟せぬこと、組合の發展に決して助力せぬことなどを使用者に承認する契約をいい、これは労働者の團結權を侵害するという理由で米國では法廷により不法を宣言された。因みに「黄色」の語は國際労働界で反動派に對する侮蔑の意味に用いられている。

56 組織權への干渉（モーホークヴアレイ公式）

米國では労働者の組織權を保證する基本的労働組合法に對して、雇傭主は組合を破るため多くの計畫を試みているが、その最も包括的なものとしてモーホークヴアレイ公式がある。この計畫は次の通りであつて、米國ではこの全部が不當な労働慣行であるとして裁判所では不法の判決をなしている。

一、組合指導者を煽動者として否認する

二、強制された選擧により罷業者を少數黨として誤り立てせる。

三 新聞への記事提供、廣告、又は著名者を利用して實際問題を誤報するような宣傳をする。

四、公衆が雇傭主に味方していることを示すために市民委員會を組織する。

五、暴力團を雇つて暴力を敎唆し、而も暴力の嫌疑を組合側に轉嫁する。

六、武裝警察及び市民代表の一大集團をつくり、秩序を維持し財産を保護すると稱する。

七、所謂忠義な労働者からなる傀儡團體を以つて、職場復歸運動を展開する。

57 ピケツチング

罷業が開始されたとき、組合員は毎日闘爭本部に出席して闘爭任務に就くが、その場合いわゆる「スト破り」が職場に入込むことを防ぐために監視を行うこと、及び、罷業遂行上なされる正當行爲に對する防害を廢除するために、とる一切の監視行爲をいう。これは暴行脅迫を伴わない限り犯罪を構成しない。

58 ピケツト線

組合員及びその同情者が罷業中の職場の廻りとか、前とかに作るスト破り監視の線をいう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ピケット線には、罷業の理由、その現状を明示するための看板、プラカード、ビラ、幟等をかかげる必要がある。

ピケット線がつくられたときは、組合員と会社側とは何等の交渉ももたない。又これに配置された組合員は専心その任務をつくす。その際ピケットは道徳心の命ずるものであることを認識して決して暴力など用いてはならない。

59 ピケット長

ピケット長は一定人数の組合ピケット員を配置し、その紀律、責任厚生を維持すると共に、平和的ピケットの方法を教育して正しい方向に指導する。

60 ピケットパス

ピケット線がつくられたとき、ピケット長は組合により内部への出入を承認されたもの、及び他のため必要な人々に対して書面による通過證を發行することができる。

パスを持たぬ者、並びにそれを提示しないで入らうとする者に對して、ピケット員は何人も内部に入つてはならぬことを注意する。

61 ユニオン・レーベル

ユニオン・レーベルというものは、商品に貼られる一種のレッテルで、そのレッテルは、熟練労働者が、恵まれた労働條件のもとで、働いている工場又は商店でつくられた商品であることを消費者に表示するもので、ユニオン・ショップ・カードと同様に、商品又はサーヴイスに對して公衆から支持を得るための一つの方法である。

すなわち、ユニオン・レーベルの貼つてある商品は

一、安心して買える良質品であること。

二、優れた労働條件のもとでつくり上げられた品物であることを表示し、これに反し、貼つてない商品は、不正な雇主の、不當な労働條件のもとにつくられた悪質の品物でないことを保證できない

と一般に考えられている。またこれは、

一、労働者によい待遇を與え、能率的な、良質の生産を維持させ、産業の發達に役立つ。

二、消費者に良質の商品、良質のサーヴイスを與えるばかりでなく、それを供給するものは労働組合であることを認識せしめ、且つ資本家に不當な搾取をやらせないようにするために役立つ。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

三、國民は組織化によつて繁榮せんとしている。共存共榮の組織—共同の目的のために協力せんとする組織—それをつくる運動ともなり、ユニオン・レーベルは労働者にその組織化の動機を與える
に役立つ
ともいわれている。

62 ユニオン・シヨツプカード

これはユニオン・レーベルと同様の主旨で、小賣店、料理店、理髪店、美容院、食料品店など、サーヴイスを提供する店では、ユニオン・レーベルを貼ることが出來ないので、その代り「この店は労働協約にサインし、満足すべき労働條件の下で經營されている店である。」と書いた又は労働組合のしるしのついた大きな札（看板のようなビラ）を店頭にかざる。勿論組合が、經營者との契約によつて、經營者にそれを掲げることの許可をあたえるのである。この札をユニオン・ショップカードという。

63 サンジカリズム

サンジカ（Syndicat）というのはフランス語で廣く「組合」という意味に使われているが、また特に労働組合という意味にも用いられている。しかしサンジカリズムはその字の意義からいけば、

労働組合主義ともいわれるが、それは決して單なる「労働組合主義」の意味ではない。同じ労働組合でも、英國流の労働組合とは著しい對照をなしたフランスの労働組合（その中堅は労働總同盟）運動の上に、十九世紀の末から二十世紀にかけて形成されたところの主義を指して特にサンジカリズムというのである。

サンジカリズムはフランスの労働組合、とくにCGTと略稱される労働總同盟の運動が發達し、生成されたもので、一八九五年リモージで労働組合が大會を開いた。労働總同盟はその時はじめて組織されたのであるが、CGTが完成されたのは一九〇二年であつた。フランスには労働組合と別に労働取引所という組織があつた。この二つの労働組織が一九〇二年に合同して、その時はじめてCGTは完成したのである。

一九〇六年CGTはアミアンに大會を開き綱領を發表した。この綱領は「アミアン憲章」といつて、大變有名なものであるが、これがサンジカリズムの聖典ともいうべきものになつた。一體フランスの労働組合は英國の労働組合とはその傾向が非常にちがつて發達してきたのであつて、それは結局フランスと英國との資本主義の發達狀態とか、一般社會思想の相違などが原因であることはいうまでもない。

英國の労働組合の第一の特徴は職工組合として發達したことである。同じ労働者のなかでも熟合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

に賃金の高いいわゆる熟練労働者が主として職業別に組織し、しかも組合には基金を潤山に積たて
て、主に共済的方面の仕事にボツ頭した。このような労働組合が資本主義の發展期において、きわ
めて改良主義になり保守的になることは當然のことかも知れない。これに對してフランスの労働組
合は潤山の不熟練労働者をふくめた産業別組織として發達して行つたのである。彼等の賃金は安
く、労働條件はきわめて悪い。このような労働組合が結局急進的になり、革命的になるのも當然か
も知れぬ。サンジカリズムの思想が生れ、發達していつた第一の物質的原因はまさにここにあつた
のである。サンジカリズムの發達について色々の影響があつたが、第一にはアナーキストの思想的影響
である。サンジカリズムの初期にバクーニン等からうけた影響は非常に大きいものがあつたよう
だ。更にフランスその他の無産政黨運動の分裂や抗爭などもまた政黨を排斥し、議會を否認する非
政治主義を生んだ一つの原因となつた。このようにして、CGTの運動の過程からサンジカリズム
が生れ、そだつたのである。

CGTの内部には常に改良的サンジカリズムと革命的サンジカリズムの二つのながれがあつたが、普
通サンジカリズムというのは革命的サンジカリズムを指す。革命的サンジカリズムは理論そのもの
を排斥し、實行を第一とすることが一つの特徴である。サンジカリズムは實行の哲學であるともい
える。だから知識階級と彼等の理論的指導のようなものをケイベツする。ただ労働者の革命的な實

行だけをすべてとする。だからといつて、サンジカリズムには理論家や理論がなつたかといえば決
してそうではなく、そうそうたる理論家がいて、サンジカリズムの建設に大きな功績をなしたもの
である。

サンジカリズムは社會の下層にあいでいる労働者階級を解放するためには、資本主義と資本家階
級とをたおさなければならない。いえかえれば社會の經濟組織を變革しなければならない。そのた
めには階級闘爭を最も勇敢に行うことである。その闘爭のためには労働者を産業別労働組合に組織
して、ボツコイト、サボタージュのほかに最も重要にして、また最後の武器であるゼネストを敢行
する。そしてこれによつて社會革命を行おうというのである。つまり議會主義を排斥する。

以上からみて、サンジカリズムにはマルクス主義と無政府主義の思想が部分的にとりいれられて
いる。更にサンジカリズムのいまの一つの特徴は 闘爭の基盤をなす労働組合を以つて次の社會の
中心になさしめようとする。この點、無政府主義とほとんど同じように、サンジカリズムは國家を
みとめないし、また次の社會においても國家をみとめまいとするも
のである。政治機關のすべてをみとめまい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

64 カンパ

カンパはカンパニア (Kampaniya) の略稱である。一定の計畫にもとずく組織的大衆闘爭という意味であつて、例えば資金獲得カンパとか、××新聞讀者擴大カンパというふうに使われている。つまり、ある一定の目標と計畫のもとに、組織的に目さす大衆に働きかけて、スト資金や選擧資金をカクトクする活動をいうのである。この活動を通じて組織を擴大し、同志的な結合を強め、闘爭意欲と意識とをたかめる。

勞働者階級が被搾取者の立場に追い込まれている現在、このような活動は各單位細胞の競爭の形がとられ、この競爭によつてカンパが目さす目標と目的をより効果的に遂行することが出來るのである。しかしこの競爭は資本家階級の間の、相手を倒して自分だけがさかえようという競爭とちがつて、勞働階級全體の目的達成のためにお互にたすけあう競爭なのである。

だからこの闘いは資本家階級と闘う武器となり、明るい正しい社會を建設する起動力となり得るのである。一切のカンパ、それは一見つまらないもののようにみえても、以上のような觀點から細心の注意と配慮のもとに熱意をもつて行われなくてはならない。闘いこそは一切の發展の起動力であるという眞理は、この日常的なカンパにおいても脈々と流れているのである。

65 階級意識

ずつと遠いむかし、人間がまだ家畜を飼うことも、また土地を耕してたくさんの食糧を得ることも知らず、山野にかけまわるけものや、野生の草や、果實をとつて生活していた時代は、一人が働いて自分一人の生命をつないで行くということがやつとのことであつた。そういう事情のもとにおいては他人の働いて得たものを横取りすることは出來なかつた。横取りしようと思つても、その餘地がない。強いてとろうとすれば殺して掠奪する外仕方がなかつた。この時代の社會を搾取する者、搾取されるもののない社會—古代共產社會—といわれている。その後、人間は道具を巧妙につかうことを覺え、家ちくを養つてふやすことを覺え、いろいろの知しきが豊富になつて來ると、人間の勞働の生產力は二人分も三人分もの生活資料をつくり得るようになつた。そうなつて來ると、戰爭をして他の社會の人間を捕りよにしたり、仲間でも弱いものがあると、それらに働かして、その頭をはねて自分は樂に遊んでいてぜいたくな生活をすることを覺えた。すなわち、奴れいを所有することである。

こうして、人間は搾取する人間と、搾取される人間の二つに區別されるようになつた。すなわち搾取階級と被搾取階級の二つの階級で社會が構成されることになつた。その後、廣い土地を支配す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

る領主や地主のために、土地を耕し、それによつて得た收獲物の一部で自分の生活を維持し、その殘りの全部を領主や地主に奉納する農奴が發生した。すなわち領主や地主は搾取階級で、農奴は被搾取階級である　そして現代になると、資本をもつているものが、他人を雇い物を生産し、そしてその生産物の一部分にしか相當しないものを賃金として勞働者に支拂い、結局勞働者の働いた結果の上まえをはねるようになつた。すなわち現代は、資本家が搾取階級になり、勞働者が被搾取階級になつたのである。このように搾取の形態はちがうが、現在にいたるまで、そして現在もこの二つの階級で社會は構成しているのである。

この被搾取階級は、いつも壓迫され、貧乏に釘づけされているのがふつうで、この自分らの勞働の上まえをはねられるという共通の立場と利害の一致を自覺し、團結して、搾取階級に鬪爭するようになつた。

奴いれや農奴はきわめてその搾取關係がはつきりしているが、勞働者からの搾取はきわめて巧妙なからくりになつているため、この關係があいまい化されたり、ゴマ化されたりしていたが、これをマルクスは、あの有名な「剩餘價値論」で、きわめて明瞭に說明した。

勞働者はこの關係をはつきり認識し、共同の利益のために、團結して資本家及びそのような者である支配階級に鬪爭しようとする意識、それを通常、階級意識と稱している。

階級とは決して等級ではない。等級は通級することはできるが、階級はあくまでも利益を異にする對立である。ただ單に所得の多い少いとか、財産の有無とか、職業の高い低いとか、貧富の差異によつて階級の區別が生じたのではない。例えば士、農、工、商に屬する人々がお互になんら利害關係によつて階級ではない。またそれは支配者に對して何等の不平も不滿も意識しない場合はそれは決して階級ではない。それはたんに生産關係を異にした社會關係にすぎないのである。

階級とは搾取されている勞働者大衆が共同の利益をようごするために鬪い、そして大衆が固く結合するとき、つまり政治的な組織をつくるときはじめて階級といわれる。利潤を得る資本家と勞賃を受ける勞働者との對立を政治的に最も勇敢に鬪爭する。それが階級意識である。

資本家と勞働者、地主と農民との間にある階級意識はただ單に一つの工場や一つの農村における經濟的な利害關係の不平だけではなく、支配階級と被支配階級との間に生じている政治的な鬪爭にまで高められなければ眞の階級意識があるとはいわれない。

66 電氣通信會議

昨年八月全日本電氣工業組合が提唱し、全逓とともに主に東京地方の市内電話復興を目的として活動を始めた。その後數回の會議の結果、電氣通信會議結成の準備大會がもたれた。この大會には

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

あらたに全電線、電産、國際電氣通信、新聞放送も參加して各目の立場において電氣通信の重大さを述べ、また種々の困難を披瀝した。

その後一定の準備期間を經て十二月十二日に日赤の講堂で結成大會が行われた。各參加組合から選ばれた代議員の熱烈なる討論の結果、各組合が強力に電氣通信會議を推進することを滿場一致で可決すると共に規約を決定聲明書を可決した。當日はGHQ民間通信部のウォーデル中佐の講演があり、技術方面に於いて全面的な支援を確約された。なお會議に參加した組合及び組合の電氣通信に關係ある組合員の數は

全遞	七〇、〇〇〇名
電工	七〇、〇〇〇名
電産	三〇、〇〇〇名
電線	二〇、〇〇〇名
國際電氣通信	三、〇〇〇名
放送	二、〇〇〇名

（國際電氣通信は正式には未參加）

會議が正式に發足したので遞信大臣、對日理事會等、各方面に聲明書を手交し、對內行動として

A、電氣通信行政民主化委員會

B、電氣通信事業復興委員會

C、電氣通信生産危機突破委員會

の專門委員會を設置した。

最初全遞の內部では工務　電氣試驗所協議會のみが參加してきたが、更に電信、電話協議會、電務、電波、資材局を包含した全遞內の組織の確立につとめ、昨年末の代表中央委員會では全遞の電氣通信會議正式參加を認め強力な推進をはかることになつたものである。

67 赤旗

「共產黨をたおせ、民衆の敵はアカハタだ—新鋭大衆黨」というポスターが街にベタ〳〵とはつてあるのをみかける。おかしなことだ。赤旗を共產黨の旗だ思つているからだ。もちろん共產黨でも赤色の旗をたてているが、必ずしも共產黨だけの專用でない。むかしから信號旗として鐵道でも使つているし、平家でも使つた、子供らの運動會でも盛んに使われた。社會黨でもこれをたてている。非常に目につき易く、勇ましい色だからである。西洋では白旗を降參、休戰講和を意味し、これに對して赤旗を戰鬪、危險、自由、赤誠、團結革命を意味するといわれている。一七八九年、フ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ランス革命のときも自由解放の旗として赤旗をかかげた。これは「コムミュンの赤旗」として有名である。この後アメリカでも労働運動が成功したときはいつも労働者の團結を現わす旗として用いられた。今日では各國の勤勞大衆によつて自由、團結の旗としてこの旗が用いられるようになつた。

日本の労働組合がこれを利用したとて何んの不思議はない。無産階級解放のため、その前衛としてたたかつている労働組合が、この自由旗をたてるのはむしろ當然である。現在總同盟、産別、その他の中立労働組合はみな赤旗を組合旗としている。民主革命進行中のわが國に赤旗がへんぽんとひるがえるのは甚だふさわしいことでないだろうか。

「赤旗は民衆の敵である」などと言つたら、全く反動である。「赤旗をたてる労働組合は共産黨である」など言つたら、物の本當の姿を見ぬ人の言い草だ。

68 資本主義

資本主義とは資本家的商品生産が支配的になつた社會制度をいう。そこでは労働力もまた一個の商品となり資本と資本家の地位が優越的、支配的である。今日、世界の文明國は、ソ連を除けば、すべてこの生産様式を基礎としている資本主義社會である。

資本主義社會の特徴は、(一)生産手段(工場や仕事場や原料など)が個々の資本家の私有となつていること。(二)生産物が直接消費のために生産されず、販賣するために生産されること、すなわち商品生産であること。(三)労働そのものが商品化されていること、すなわち賃労働の制度が支配していること。(四)自由競争と生産の無政府狀態。(五)社會が生産手段を私有して利潤を獨占する資本家と、労働力を賣るほか何物も所有しない労働者との二大階級に分裂對立していることなどである。

資本主義は社會の一定の發展段階——機械や技術や分業の發達を土臺として發達したが、資本主義はそれ自身の中に崩壊を餘儀なくされる矛盾を含んでいる。というのは、資本主義が高度に發達すると、資本の集中が行われ、獨占の强化、金融資本の制覇を特徴とする帝國主義の段階に進む。資本の集中——大企業化はそれだけ産業の社會化を意味し、生産の社會的性質と私有形態(個人的專有)とは矛盾する。そして生産力のこれ以上の發展は資本主義の枠内では不可能となる。それはより高い生産様式——社會主義へと移行せざるをえなくなる。資本主義の内包する矛盾の解決はこれ以外にない。

69 修正資本主義

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

あらたこ全電線、電産、[illegible]

修正資本主義というのは、去る三月三十一日に結成した「健全なる保守黨」たる民主黨がその政綱として掲げた政策の一つである。――その政策要綱を見渡したところ、それに當ると思われるものは第三項の「大企業經營に對しては資本と經營を分離し、經營者と勞働者との協同を計り、特に勤勞の重要な役割を尊重して、經營協議會を活用し利益分配制を確立する。」という點にあるらしい。

資本と經營との分離はすでに以前から行われ、およそ株式組織の大企業においては株主（資本家）は直接の經營者ではなく、重役と稱する經營技術者であるのが普通だ。ところで、この資本家と經營との分離は資本主義の本質を少しでも修正したであろうか。資本が勞働の生産する剩餘價値を搾取することをやめたであろうか。決してそうではない。重役は資本家の利益代理人であつて、資本と勞働との關係に何ら本質的な變化を加えるものではない。「經營協議會を活用して利潤分配制を確立する」ことは、搾取の度合を緩和するという意味で、量的な變化ではあるが、問題は利潤――剩餘價値そのものにある。資本と生産手段の私有に手をふれない限り、資本主義の修正とはいえない。

しかし、經營協議會を通じて勞働者の發言權を強め、給與を適正にすることは、産業の民主化として歡迎すべきことではある。ただその經營協議會を資本家の「活用」にまかせておくと、勞働者はうまく懐柔されてしまう恐れがあるから、勞働者こそこれを活用しなければならない。

要するに、修正資本主義というのは、資本主義が維持できる範圍内で勞働者側に讓歩しようとするもので、それは恰も「健全な保守黨」というものが、露骨な反動政策によらず、できるだけ革新派に讓歩しつつ、現狀を維持しようとする階級の政黨であることと照應しているのである。

70 社會主義

生産機關の私有私營を廢して、一切の生産機關または主要な生産手段の共有共營を基礎とする社會制度の實現を主張する思想および運動をいう。社會主義は人による人の搾取を廢し、萬人をして勞働に從事せしめ、萬人をしてその勞働の成果を享樂せしめようとする主義であつて、剩餘生産物を個人の私有にすることを許さず、國家に渡し、國家は統一的計畫に從つて、これを社會的生産全體の擴張や全人民の生活改善のために使用する社會制度（生産樣式）を目標とするものである。

近世の社會主義は資本主義社會の産物であるが、初期においてはただ社會の欠陷を非難するに急で、その眞實の原因をつきとめることをせず、理想社會を空想的に組立てこれを實現しようとして人間の道德心に訴えるにとどまつた。

これが空想的社會主義と呼ばれるゆえんである。十九世紀に入つて、マルクス及びエンゲルスが出るに及んで、社會主義は科學にまで發展した。科學的社會主義は資本主義から社會主義への移行

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

を社會進化の必然的過程とみる。すなわち資本主義社會は一定の發達段階に達すると、内部的矛盾を作り出すが、それと同時にその矛盾を解決する手段をも作り出す。資本主義的生産方法から産み出されたプ■レタリアートは、支配階級たるブルジョアジーとの闘争によつて生産手段の私有制と、それに基く搾取とを止揚して、より高度の生産秩序―社會主義社會を實現するに至るのである。この資本主義から社會主義への轉化の道は二つある。一つは一九一七年十一月、ロシアで行われたような暴力革命の途であり、他はイギリスで現に進行しているような議會主義的方法である。前者は近道であるが、流血を伴い、より困難なものであるに反して、後者は平和的で流血を伴わない代りに、より長い道程を要する。しかし民主主義が支配的となつた今日では、平和革命の途―すなわち労働階級が議會に多數を占めることによつて、合法的に社會主義を實現することが可能でもあり、且つ望ましい方法でもある。

71 共産主義

共産主義という言葉は、社會主義と同樣に、その用法が必らずしも一樣でない。ブラトーからマルクスに至るまで、私有財産に反對する思想を總て共産主義と名づける人もある。しかし、マルクス主義によれば、生産手段が個人の所有から社會の所有に移り、人々がその勞働に應じて公平な分配を受ける平等の權利を享有する狀態を社會主義と呼び、私有財産の撤廢が生産手段以外にまで徹底し、從つて商品交換の原則が全く廢止せられ、完全な平等の行われる狀態を共産主義と呼ぶのが普通である。

資本主義社會から生れる新しい社會が、生産手段の共有を根本特徴とするという意味で共産主義社會と呼ぶならば、社會主義は、その第一段階と名づけられる。社會主義と共産主義とは資本主義から出發する社會的發展の二つの異つた段階である。すなわち社會主義のより發展した段階が共産主義である。從つて資本主義から直ちに共産主義に飛躍することは不可能であつて、社會主義という段階を通過したければならない。

72 勞働銀行

資本主義國家のもとにおいて、産業と金融の關係というものが、しだいに勞働階級に眞實に認識されてきた。有力な勞働組合は入會費や組合費その他のバク大な收入をもつており、これを保管するためにこれまでは營利銀行に預金したのであるが、それは資本家の利潤を增加する結果になることを知り、その結果自分たちのための銀行を持つことを考えるようになつた。

この銀行經營の方法にはいろいろあるが、大體において消費組合が銀行部を組織する場合と、勞

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

働組合が株の半分以上を所持して別に銀行を組織する場合との二つがある。前者は主としてイギリスで行われている方法であつて、この國における消費組合の顯著な發達から生れてきたものである。消費組合および組合員の資金を預り、その利用のために剩餘金をもつて一八七六年に銀行部が設けられ、進んで勞働組合の預金をも取扱うようになつた。なおこの外に保險部もつくられて消費組合に對して火災保險を取扱い、やがて組合員の生命保險を扱うようになり、銀行部、保險部の取引掛金額はバク大なものにのぼつている。

この形態の他のものは、ドイツにおいて行われていた、つまり信用組合による勞働銀行である。これは最初から中流階級以下の人たちの預金を預り、その生業の資金を融通するのである。相互に協同の原則によつて資金を組合員が分擔して拂込み、その事業に對して協同の責任をとるのである。ドイツにおいてはこの外に勞働銀行とも見られるものにライフアイゼン式の農民銀行がある。

これは主として地方農民のための金融機關であつて、資金の貸出しや組合員の預金が主であるが、また組合員の利益のために各種の事業もする。このほかにナメリカにおいて見うけられるものに、勞働組合の基金を中心として勞働組合員を出資者とする組織があつて、この最初のものはマウント・ヴアーノン貯蓄銀行である。

一九二〇年に資本金十六萬ドルと國際機械工協會（組合員および友人）によつて醵出された四萬

ドルの剩餘金で事業を開始した。また第二の勞働銀行は機關手組合共同銀行で、機關手組合を中心にして經營されている。これらのすべて一貫した經營の原則は共同であり、反資本主義である。この原則に立つて勞働銀行が相當の成功をなしていることは消費組合の發展とともに勞働者の企業經營についての手腕が信賴すべきものであることを示している。

73 メーデー

メーデーは勞働者の祝祭日である。勞働階級としての自覺のある全世界の勞働者は、一日の休業と示威運動とによつて自分たちの力を資本家に示す日である。

メーデーがヨーロッパ、アメリカを通じて行われるようになつたのは一八九〇年のことであるが、この運動の歷史が決してこの時に始つたものではない。オーストラリヤの勞働者は一八五六年にすでに勞働祭をやつている。またアメリカの勞働者は一八七二年には八時間勞働の要求をかかげて鬪い「八時間大同盟」というものができた。この同盟に參加した勞働者は資本家に八時間勞働制を要求してストライキを行つたが、まだ勞働組合の力が弱く、組合に參加した勞働者の數は全勞働者の一割にも達していなかつたために失敗におわつたが、しかしこの八時間大同盟の鬪爭こそがメーデーの起源をなすもので、したがつてこの運動は、全世界の勞働階級の勞働條件と生活狀態改善

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

のために偉大なる意義をもつものである。

一八八四年にアメリカ全國の勞働組合がシカゴで協議會を開き、八時間勞働制の實現のために毎年五月一日を期して總同盟罷業を行い、勞働者を一人殘らず參加させることの申合せをし、一八八六年五月一日を第一回示威運動の日と決めたのである。八時間の勞働 八時間の休息、八時間の敎育のスローガンを口に、隊を組んで街を行進した。その勞働者の數は數百萬に達した。またシカゴでは八時間勞働制期成同盟が組織された。その結果、八時間勞働制を要求した三六萬六千人の勞働者の內十五萬人はその要求を貫徹した。あとの廿一萬六千人は直ちにストライキを開始して鬪爭をつづけた。資本家は罷業破りを雇入れてこれに對抗し、武裝した警官の一隊は罷業團を襲つて多數の死傷者を出した。メーデーに對する血の洗禮はこのようにしてすでにこの年にはじまつたのである。

一八八九年にパリで萬國社會主義者大會（第二インター創立大會）が開かれて、アメリカの勞働者の偉大なる成功を全世界に擴大しなければならぬということが決議された。そして每年五月一日を期して萬國一齊にプロレタリア的勢力の動員日として、八時間勞働制および勞働者保護規定を獲得すべき鬪爭日として、全世界の勞働者をメーデーに參加させるように規定されたのである。

一八九〇年五月一日にヨーロツパとアメリカの勞働者が呼應してメーデーを擧行した。この日こそメーデーが初めて國際的に擧行された記念日である。アメリカの勞働者のメーデーが全世界の勞

働者のメーデーに發展するとともに、新たに戰爭反對のスローガンがかかげられた。

一九一四年にいたつて、第一次世界大戰物發するや、各國の社會黨は敗化して勞働者を裏切り戰爭を支持した。ドイツとフランスの社會黨は一九一五年五月一日の前夜、勞働者に對してメーデー取りやめ勸告の決議を通過させた。この間にあつてドイツの偉大なる革命家リーブクネヒト等は一九一六年五月一日のメーデーに勞働者の盛んな示威運動を組織して帝國主義戰爭に反對した。彼は召集されて戰線に向わんとする勞働者に向つて勞働者諸君！諸君は應召して戰線に向わんとしている。しかし諸君の銃をどこへ向けて放てばよいか、斷じて敵兵に向けてはならない。彼等は同じく勞働者だ。勞働者同志殺し合つてはならない。諸君の銃を諸君の指揮官に向つて放て！資本家に向つて放て！戰爭をはじめた政府に向つて放て！と叫びかけた。が遂に逮捕された。

ロシヤにおいては一九一七年五月一日にはじめて全國的に勞働祭が行われたが、一九一八年五月一日にはプロレタリア國家の祭日としてメーデーが祝福された。一九一九年の三月に世界各國の勞働代表がモスコーに集まつて第三回目の全世界的組織を結成した。實に勞働者の味方である萬國共產黨（第三インター）が組織された。これとともにメーデーもまた復活したのである。

日本においてはじめてメーデーが行われたのは一九二〇年（大正九年）五月一日に東京上野公園においてであつた。この時集つた人員はたつた一千人であつたが、數十本の組合旗が五月の空にひ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

るがえり、「治安警察法撤廃」を叫ぶ聲が上野の山にどよめいた。翌年第二回目のメーデーは、東京、大阪、神戸、足尾等で盛大に擧行された。東京では芝浦埋立地に集合して（一）八時間勞働の卽時實施（二）最低賃金の確立（三）兵役制度の革新の三條の決議を可決した。第三回のメーデーは更に京都、横濱、八幡等の各地に擴がつた。このようにして年々盛大になつていつた。第八回目（昭和二年）メーデーは一道三府二十九縣七十八カ所で約五萬の勞働者が動員された。第九回第十回のメーデーには參加人員は半減されたが、これは有名な三・一五事件、四・一六事件で數千名の指導者が支配階級の彈壓にたおれたためであつた。第十一回メーデーも前回にまして各地に盛大に擧行された。各所で勞働者と警官隊とが亂戰した。第十二回メーデーは七十以上の都市で盛んであつた。官憲との鬪爭も激化して彈壓はひどかつた。そして「働せろ」「食わせろ」「八時間勞働の卽時實施」「ファッショ粉碎」「萬國の勞働者農民の團結」の要求をかかげた。この日、メーデーで示威行進がなされた。參加人員も四萬數千に達した。メーデーの早朝、警官隊はただれこんで左翼的諸團體の人たちを一齊に檢擧した。また各所で示威行進の途中警官との衝鬪がつづけられた。この年のメーデーは日本のメーデーが始つて以來最も盛んなメーデーであつた。この年を最後にメーデーはおとろえ、遂に一九三六年（昭和十一年）第十七回メーデーを最後に日本のメーデーは一時その歷史をとじたのである。

それは支配階級の戰爭準備の政策によるものではあつたが、また勞働運動の指導者たちの裏切りによつてである。

しかし終戰とともにふたたび復活した昨年のメーデーの盛況はいまなお目と耳に新しいことである。

74 選擧の四原則

選擧には四つの原則がある。普通選擧、本等選擧、直接選擧、秘密選擧がそれであるが、選擧が民主的に行われるためには、この四原則にのつとつて行われねばならぬ。

普通選擧 衆議院に普通選擧が採用されたのは一九二五年（大正十五年）で、翌一九二六年には地方選擧にもこの制度が採用され、現在に至つている。それ以前の日本の選擧は一定額以上の國稅（直接）を納める人だけが選擧權をもつものであつて、大正八年の改正でその稅額三圓以上のものだけに限られ、その他の人には議員を選擧する資格がなかつた。なお貴族院は普通選擧ではなかつたが、今度の參議院選擧からこの制度がとりいれられ、日本でもあらゆる選擧は普通選擧となつた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

平等選挙　すべての投票が平等であることをいう。大正末までにおけるわが國の市町村會議員選挙には投票に等級がつけられていたのである。それは税金を納める額によつて一級と二級に區別し、一級者はもち論、少數しかないのに兩者が同數の議員を選挙するので、一票一票の投票に差ができるわけである。

直接選挙　直接候補者を選挙することをいう。また選挙する委員を一般が選挙して、その委員が議員その他を選挙する間接選挙というのがあつたが、現在では殆どこの「間接選挙」は行われていない。

秘密選挙　選挙用紙に投票した自分の名を書かないことをいい、無記名投票ともいわれている。日本では明治二十三年以前の衆議院に記名投票が行われていた。秘密選挙は民主的だといわれるわけは

一、選挙する人が私的な情實にとらわれることなく、眞に良いと思う人を投票できる。記名投票だと誰が誰に投票したかがすぐわかるので、自分では氣に入らないが後難を恐れてつい自分の意思に反する投票が行われる。

二、被選挙者が當選した後、「俺が投票したのだから俺の言うことを聞け」などと選挙者の一部の人に拘束を受けることを防ぎ、自由に行動が出來る。また記名投票とすると、候補者が金や地位を

利用して選挙者に投票を強いるヘイガイがおこる。

75 選挙區

選挙區とは議員を選出する單位となる地區で、これを如何にきめるかによつて選挙の結果に重大な影響を受ける。

この選挙區の制度は大體三種に區別される。小選挙區制、中選挙區制、大選挙區制がそれである。

76 小選挙區制

小選挙區制は明治二十二年わが國最初の選挙法において採用された一人一區主義の制度で、人口約十三萬人について一人の議員を選出せしむるというたてまえをとり、一郡又は數郡を合せて十三萬人前後の地域をもつて選挙區とした。勿論投票は單記多數決主義である。

どうしても十三萬人の選挙區をつくることができないときは一區二人選出の例もあつたにはあつたが、この場合の投票は連記投票の多數決主義を採つた。

この多數決主義の選挙法は多數黨には有利であるが、少數黨にはそれだけ不利で、多數黨は不釣合に多くの議員を出し、少數黨はその實際の勢力よりも一層少數の議員しか出すことが出來ないと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

いう結果を免れない。

何となれば一區から一人を出す區でも二人出す區でも、その當選者は凡てその區で多數黨に屬するものだけで、その區の少數黨は一人も出すことが出來ないからである。

77 大選擧區制

この不公平を矯めようとして明治三十三年大選擧區制が採用された。このときの大選擧區制は昨年實施された大選擧區制とは少し異なり、市部と郡部を分け、三萬以上の市は凡て獨立の一選擧區とし、且つ、外國には全く見られない珍奇無類の單記投票が行われた。

すなわち一選擧區から多いところでは十何人という議員を選擧するのにも選擧人はただの一人だけしか投票し得ないのである。

この制度は前の制度にくらべると少數黨からも相當の議員を出し得る効果はあつたが、全く投票の根本原則を無視し、不合理極まる制度である。

何となれば、投票によつて事を決しようとする場合にはその投票は必ずその決しようとする事柄についての投票者の希望を表示するものでなければならないからである。

例えば、投票によつて十の事柄を決しようとする場合には、投票者は十の事柄について自分の意

見を述べることが出來なければならない。

十を決せんとするのに、ただ一つの事柄についてしか意見が述べられないとするならば、それは投票の根本原則を無視するものといわなければならない。

故に投票の原則は完全連記である。

その後大正八年再び小選擧區制に逆もどりし、更に同十四年には後に述べる中選擧區單記制が採用され、昨年四月の選擧では再び次のような大選擧區制の採用となつた。

一、原則として都道府縣を一選擧區とする。

二、議員數十五人以上都道府縣だけ例外として二選擧に分ける。

これに該當するものは東京、大阪、兵庫、新潟、愛知、福島、北海道の七府縣で合計五十四區。

三、選出議員、十人以下の選擧區では二人連記、十一人以上では三人連記という制限連記制を採用する。

この方法にも選擧運動が困難になるとか、選擧費用が多くかかるとか、候補者の政見が選擧民に徹底せしめるのに不便だとかの欠點もあるが、舊い既成の地盤をひつくりかえして新進の人材を選出させようとのねらいがこの前の改正の精神であつたといわれている。

以上は衆議院の場合であるが、參議院の地方選出はすべて都道府縣を單位とする大選擧區單記制

いう結果を免れない。

となつている。

78 中選擧區制

ところが去る四月行われた選擧では又中選擧區に選擧法が改正された。中選擧區單記制というのは大正十四年普選となつたとき採用されたものでそのときは一府縣を通して五人以内の議員を選出するところは全府縣を一選擧區とし、六人以上を選出する府縣はすべて二選擧區以上に分つこととした。

この制度は大選擧區に比すれば既成地盤をもついわゆる舊勢力に有利だとされ、自由黨は單記、進歩黨は二名連記、その他は反對を表示した。

選擧費用は選擧區が廣ければ廣いほどかかるようなものだが、今までの經驗ではむしろ買收等の不正運動が行われ、かえつて、選擧區がせまいほど多くの費用を使つたとも言われて居り、又單記だと競爭がはげしくなつてこの點からも自然費用を多く使う傾向があるといわれている。この選擧區制に對する各政黨の主張をみると、その黨の性格がはつきりわかるのも面白いことではないだろうか。

類、地盤、金、物にものをいわせようとする政黨と、政策によつて闘おうとする政黨、前者は狹

い選擧區の單記制を、後者は大選擧區比例代表制を主張するのが自然。

79 比例代表制

比例代表制は大體「單記移讓式」と「名簿式」の二つの方式に分けられる。

まず「單記移讓式」から說明しよう。

この方式は例えば、定員五人の選擧區とすれば、その選擧人は五人の候補者を連記し、更に自分の嗜望の順序にその氏名の上に番號をつけて投票する。得票の計算はまず第一順位に投票されたもののみが計算される。その結果、豫めきめられた「當選點」に達した者は當選者となる。次に第二順位の計算が行われるが、そのときは第一順位で既に當選ときまつた者の得票で、當選點を越えた部分が餘剩投票として、第二順位の候補者に移讓され、計算される。こうして當選點に達したものがあれば、それは當選者となる。その餘剩投票は更に以下の順位のものに移讓され、投票が計算されるが、もしそれによつて、當選者が得られなければ、今度は第一順位の最少の得票者を落選者と定め、第二順位の候補者に移讓される。こうして定數の當選者が得られるまで計算がくりかえされる。"當選點"のきめ方にはいろいろあるが、「ドルツプ式」といわれる方式がもつともよく行われている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

次に「名簿式」を説明すると、まず各政黨は豫め自黨の候補者名簿を公表し、選擧人は各黨派によつて公表された名簿のうち、いずれかの名簿に投票する。投票が終ると、各名簿が得た投票數が計算され、その得票數に比例して各名簿から何人づつかの議員が定められる。各名簿に記載された候補者のうち、誰を當選者とするかについては、通常名簿公表の際、あらかじめ候補者に順位をつけさせておき、その順位に從つて、當選者がきめられる。

比例代表制は單記移讓式、名簿式、そのいずれも各候補者の屬する黨派に票をおいてその黨派に屬するすべての候補者に投票せしめようとするのが、その本旨であるが、單記移讓式は名簿式が極めて露骨な黨派本位であるのに對し、選擧人にある程度の人物選擇の自由を認めている制度だといつてよい。

議會で多數を占めた政黨が政府を組織し、すべての決定は多數決の原則に從つて行われる。政府はその決定に從つて政策を實行する。それが議會制度の原則である。從つて、如何に立派な人物でも政黨の背景がなくては何の力も發揮出來ない故に、無所屬とか、中立とかいつた個人を選擧することはあまり意味がない。投票は政黨本位にしてはじめて生かされる。ここに比例代表制の最も大きな意義があるのである。しかし比例代表制の長所はこれのみでない。

一、選擧競爭は個人的の競爭ではなく、黨派的の競爭となる。その結果個人が多額の選擧費をつか

うといつた弊害や、投票の買收その他の不正運動をも除くことができる。

更に顏とか地盤とか、個人の財産とかいうものがきかなくなり、政黨の信用、政策が勝負を決する原因となる結果、各黨派は常に政策を研究し、態度を愼重にし、政界の革新を促すに効果がある。

二、個人投票では無効投票をさけることが出來ない。例えば四人定員の選擧區で、A候補は一萬票、Bが八千、Cが七千、Dが六千で當選し、Eが五千五百、Fが五千四百で落選したとすれば、EFの合計一萬九百票は無効となり、更にDが六千で當選したのであるから、Aの四千、Bの二千、Cの一千票合計七千票も無意味な投票というべきである。このような投票は、結果からみてあつてもなくつても同じである。結局、このような意味のない投票が出來る結果、選擧人に「自分の一票位大勢に影響がない。」と考えさせ、棄權が多くなる。比例代表制はこの個人に對する投票の欠點を完全に除き、凡ての投票をして平等の價値をもたせ、一票が必ず結果にひびくようにさせる。

もちろん、この制度といえども完全ではなく、小黨分立を促し、絶對多數の政黨をつくることが困難となり、政局安定を得ることができないといわれる。しかし、それも一理はあるが、これは必ずしも比例代表制によつてのみ生ずる現象でなく、日本で過去の小選擧區制の下においても起つたし、議會は國民の縮圖であつて、それが合理的な選擧法にもとずいて小黨分立が起つたとしても、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003

それは仕方のないことであり、むしろ選挙法の欠陥にもとずいた不自然な絶対多数をつくったとしても、それは決して民主的な代議制度でもなければ喜ぶべき現象でもないことを知るべきである。要は如何に正しく民意を反映させ、その欲するところの政府がインチキなしに樹立されるかが、選挙法の論議の中心でなければならぬ。この観点に立つとき、自由進歩両党の中選挙区押切りには党利党略のみを主にして考える偏見を多分に含むものと断ぜざるを得ない。

80 綱領

政党又は結社の実現しようとする目標を示し、その範囲を規定するものである。そして綱領には原則綱領と行動綱領とがある。原則綱領というのはその政党または結社の究極目標を示すもので、例えば、社会主義政党が資本主義の本質、その歴史的意義と発展法則の解剖から無産階級の地位と歴史的使命を明かにし、その究極目標たる社会主義の実現に必要な諸条件と運動の一般的戦略を規定するが如きそれである。

次に、行動綱領は原則綱領の範囲内で、現実当面の行動の目標と範囲とを規定するものである。例えば原則的には社会主義の実現を目標とする社会主義政党が、現実の諸条件から当面は民主主義の徹底を行動の目標とし、その範囲での運動形態　方法等を規定するが如きそれである。

81 宣言

宣言は通常政党や労働組合の大会などで、時の問題や情勢に対するその団体の態度を表明するものである。時の問題に対する態度を表明するという意味では、各種団体が時々発表する声明も同様だが、声明は時々刻々に生起する問題に対して行われるのに対し、宣言は少くとも一年とか半年とかの間は変更されないより恒久的な性質をもつている。のみならず、ある場合には綱領と同じ意味に用いられることもある。例えばあの有名な「共産党宣言」は一八四七年十一月ロンドンで開かれた共産主義同盟の大会で起草委員に選ばれたマルクスとエンゲルスとが起草し共産主義同盟の綱領として発表されたものである。

82 テーゼ

運動方針のことである。プロレタリア運動はその目的を達成するために戦略をもち、戦略にもとづいて戦術が決定される。そして戦術は運動の方針、方法、形態、スローガンを決定する。この運動の方針がすなわちテーゼ（These, Thèse）である。運動の形態、方法、スローガンを決定するテーゼは何よりも現実の客観的情勢に対する正確な認識の上に立たねばならぬ。そして綱領及び戦略

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

と一致することが必要である。テーゼに錯誤があれば運動の目的を達成することは出來ぬ。

83 スローガン

標語、合言葉などと譯す。通常原語（Losung）のまま用いられる。元來、鯨波または喊聲のことで、大衆が期せずして同時に發する叫び、合言葉の意味である。それからして組織的行動たると非組織行動たるとを問わず、現實生活の具體的要求が端的に表現され、行動者の間に口にせられ、行動の標幟となるものを指すこととなつたのである。

近代の階級闘爭、ことにロシア革命以後のプロレタリア解放運動においては、スローガンは組織的連續的となり運動の狀勢に應じて變更される。それは積極的にプロレタリアートの具體的要求を標示して、その下にプロレタリアートを結合し、鼓舞し、動員し得るようなものでなければならぬ。それはまた、運動の方針、形態、方法と共に、決定せられる重要なものであるから、雜然と並べ立てるのでなく、一定の體系をもつ必要がある。例えば、中心的なスローガンと附隨的なそれ、全體的なスローガンと部分的なそれ、低次なものと高次のそれとの間に一定の脈絡と關連がなければならぬ。また、スローガンは提出の時期、方法によつて效果が異なるものであるから、この點にも大いに注意する必要がある。すなわち、スローガンの提出には四圍の情勢に從つて、低次なものから高次のものへ、また部分的なものから全體的なものへ或はその逆というように、敏速かつ適切でなければならぬ。

84 勞働組合法

勞働組合法は勞働組合の强力かつ健全な發達を助長して、產業の民主化をはかることを目的として制定せられたものである。勞働組合法制定の要求は戰前からあつたが、勞働者の要求するような法律は資本家側が認めず資本家の意圖するものは勞働者側の滿足し得ないもので、結局不成立のままになつていた。從つて戰前の勞働組合はこれを保護する法律がないために、活動の範圍は甚だしく制限せられ、支配階級の思うままな壓迫の下におかれていた。だから、戰爭が勃發すると、勞働組合そのものが逐次解散せられて、軍部、官僚、財閥にれいぞくする「產報」へと切り替えられてしまつた。

しかるに、日本は戰爭に敗けてポツタム宣言を受諾すると同時に「民主主義的傾向の復活强化に對する一切の障害を除去」する義務を課せられ、また連合軍司令部から產業民主化を指令された。勞働組合法の制定はこれらの要請に答え、一九四五年十二月十八日の議會で成立したものである。その意味では勞働組合法も、敗戰の結果「外から與えられた」民主主義的立法の一つであるが、し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

かし戦前からわが労働運動の先駆者たちが拂つた犠牲も忘れることはできない。

ここでこの法律の逐條的解説をする餘白はないが、労働組合幹部はもとより、組合員もこの法律をよく知つておく必要がある。それは『團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニヨリ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的』とし、労働協約、労働委員會の機能など重要事項を規定しているからである。

なお、本法第十一條によれば、使用者は労働者が労働組合員なること、又は労働組合の正當な行爲をなしたることを理由として解雇したり、不利益な取扱をなすことはできないことを規定しているが、それを敢えてする使用者に對する罰則（六カ月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金）は輕すぎると思う。

85 労働關係調整法

この法律は「労働組合法と相俟つて、労働關係の公正な調整を圖り、労働爭議を豫防し、または解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする」ものである。

これによると、労働爭議はあくまで爭議の當事者が自主的に解決し、政府はこれを援助するという建前をとつているが、公益事業については爭議の拔打ち的開始を禁止し、强制調停を行うことができるよう規定している。（第十八條）。この場合、公益事業の範圍が問題だが、労調法はこれを「公衆の日常生活に缺くことのできないもの」として、(1)運輸事業(2)郵便電信又は電話の事業(3)水道、電氣又は瓦斯供給の事業(4)醫療又は公衆衛生事業をあげ、このほか主務大臣は中央労働委員會の決議によつて、「業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業」を一年以内の期間に限り、公益事業として指定することができることになつている（第八條）。そして、公益事業において爭議行爲に入るには、三十日間の豫告期間を必要とする。

また、警察官吏、消防職員、監獄に勤務する者、その他國または公共團體の現業以外の行政又は司法事務に從事する官公吏などは爭議行爲をなすことはできない（第三十八條）。

この法律は、事實上罷業權否認の意圖をもつものとして、労働團體はもとより、議會でも勤労階級に基礎をもつ諸政黨——社會黨、共産黨、協同黨——はこぞつて反對したが、自由黨進歩黨の多數をもつて一九四六年九月六日可決成立した。從つて好むと否とにかかわらず、現にこの法律が効力をもつていることはいうまでもない。

86 労働基準法

この法律は新憲法の實施にともなう關係法律の一つとして、これまでの労働保護立法を整備統一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

しその内容を改善したものであるが同時にまた連合軍の占領政策遂行上の要請にもとずいて制定されたものである。(一九四七年三月二十七日成立)その内容は従来保護立法に比して著しく進歩し、國際的水準に達している。

まずその原則において労働條件の原則を規定し、「労働條件は労働者が人たるに値する生活を營む爲の必要を充たすに足るものでなければならない。」と規定している。そして労働條件の決定に當つては労働者は使用者と對等の立場に立つ權利を有する。また、労働者の國籍、人種、宗教又は社會的地位を理由として賃金、労働時間その他の労働條件について差別的取扱をしてはならないこと、使用者は同一價値労働に對しては男女同額の賃金を支拂わなければならないことを規定し、さらに強制労働の禁止、公民權行使の保障がうたわれている。

要するに、新憲法で保障された労働基本權を具體的に法制化したものが労働基準法である。この法律の労働運動に及ぼす意義は、労働組合が自主的にかち取ろうとする労働條件の基準を法制化したことによつて、労働運動に不利な時期にも労働條件後退の防壁となる最低限度が確保されたことである。

また、労働基準法の制定は上述のような國内労働條件の改善のみでなく、國際的意義をもつている。すなわち、この法律の實施によつて日本の労働組合が労働條件—賃金、労働時間、休養、安全

及び衛生施設等—においても國際的水準を獲得するならば、世界労働組合への参加も遠からず實現されるであろう。

87 ブルジョア

資本家、有産者などと譯されるが、正確には近代的資本家のことである。元來、フランス語Bourgeoisから出て、今日では世界共通語となつている。もともと中世の城堡Burgをかこんで住居した自由市民のことで、僧侶や貴族諸侯の下に立つ第三身分であつた。それが資本主義の發達とともに、資本の利潤によつて生活する近代的資本家の代名詞となつたのである。そして現在はもつぱらこの意味に用いられる。

近代的資本家は上記のような自由市民の中から出た。すなわち封建的ないしギルド(職人組合)的生産方法は擴大する世界の需要をみたすことができなくなり、工場制手工業が行われ、分業の發達をもたらしたが、それでも急激な需要をみたすに至らなかつた。機械の發明と發達がいわゆる産業革命を招來し、はじめて近代的な大産業が勃興した。この近代的産業の指導者は封建時代の末期に競爭を通じて經濟上の優位を占めていた資本家であつた。何故なら、機械による生産は大資本を要し、從來の手工業者や弱小資本家の能くしうるところでなく、巨大な資本の所有者の手に歸したか

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

らである。かくして近代的ブルジョアは一切の生産手段を私有して経済的優勝者となつた。資本主義が封建制度を打破して支配的生産方法となるに及んで、ブルジョアは政治的にも支配階級となつたのである。このブルジョアを全體として社会における一個の階級として呼ぶ場合にはブルジョアジー(資本家階級)という。

88 プロレタリア

プロレクリアの語源はラテン語の Proletarius 即ち子を産むことよりほかに國家に對して何等貢献しえない貧民を意味したが、今日では自ら生産手段をもたず、もつぱら自己の労働力を賣ることによつて生活する賃金労働者をいう。そしてプロレクリアート即ちプロレタリア階級とは一言でいえば、近代の労働階級である。

プロレタリアもまた産業革命の産物である。産業革命は一方において高價な機械と工場とを獨占する資本家を生むと同時に、他方において大多數のものをプロレクリアにした。すなわち産業革命は從來の全生産方法を變形し、從來の労働者を驅逐して、近代的労働者即ち賃金労働者を生じたのである。

貧困にして労働する階級は昔から常に存在した。また労働階級は多く貧困であつた。しかし、上

述のような事情のうちに生存するプロレタリアは常に存在したのではなかつた。それは近代社會—資本主義社會に特有の労働階級である。

プロレタリアは自己の労働力をブルジョアに賣り、そのかわりにその生存に必要な生産手段を獲得することを唯一の頼りとするところの、全く持たざるものの階級である。プロレタリアという言葉が時に無産者と譯されるのはこのような意味においてである。

89 プチ・ブルジョア

略してプチ・ブルとも云い、小市民のこと。やはりフランス語 Petit Bourgeois である。すなわち、資本家階級と労働階級との中間に位する階層である。今日、普通中産階級と呼ばれ中小商工業者、農民などはこの階層に屬する。しかし、彼等の大部分は徐々に或は急激に、労働階級に轉落する運命にある。けだし資本主義社會はそれを構成する全成員を二大級階に分裂せしめる必然性をもつており少數の資本家の側に富が集中すると同時に大多數は貧困化してプロレクリアとなる運命にあるからである。今次の戰爭は企業整備、徵用などにより小ブルジョアのプロレクリア化を急速に押し進めたが、平時においても小ブルジョアは大ブルジョアとの競爭に堪えることが出來ず、漸次没落してプロレクリアートの陣列に入らざるをえない。